新版　建設業安全衛生推進者の手引

初任時教育テキスト　　No.136101

＜新旧対照表＞　第３版　令和６年12月26日

【補足事項】**※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。**

※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101	（新版）第３版(令和６年12月26日）No. 136101
[用語の統一]	
元請業者、元方事業者	元請
協力業者	協力会社
現場所長	作業所長
職長等監督者、職長等安全衛生責任者や職長	職長・安全衛生責任者
リスクアセスメント	リスクアセスメント（RA）
ヒヤリ・ハット	ヒヤリハット
危険有害性、危険・有害性、危険性及び有害性、危険性又は有害性	危険性又は有害性
建設現場、作業所（現場）、建設作業所、工事現場、現場	作業所
労働者	作業者

（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内　容	頁	箇所	内　容
はじめに	上から３行目	一方、近年、建設現場における施工技術は高度化し、機械化され、より複雑な作業形態となってきており、また、安全衛生水準が向上し無災害で完工を迎えることが多くなったため、災害ゼロという結果に満足してしまい、潜在する危険有害要因が見過ごされるという問題が生じています。 （下線部を修正）	はじめに	上から３行目	一方、近年、建設業における施工技術は高度化し、機械化され、より複雑な作業形態となってきており、また、安全衛生水準が向上し無災害で完工を迎えることが多くなったため、災害ゼロという結果に満足してしまい、潜在する危険有害要因が見過ごされるという問題が生じています。
目次２頁目	下から12行目	２．安衛法の構成 （下線部を修正）	目次２頁目	下から12行目	２．労働安全衛生法の構成
目次後１頁目	ページ下部	（右記の文章を追加）	目次後１頁目	ページ下部	平成30年６月に労働安全衛生法施行令が一部改正され、胴ベルト型（U字つりを除く。）安全帯及びフルハーネス型安全帯を指す用語として、「安全帯」が「墜落制止用器具」に改められた。 ただし、本書では建設現場における指差し呼称等の安全活動において、「安全帯」という呼称が定着していることから、「墜落制止用器具」を「安全帯」と表記している。
1	上から４行目	建設現場において作業者を直接雇用している事業者は、本来、元請業者・協力業者を問わず、それぞれ自社の作業者の労働災害防止のために、機械・設備、作業環境、作業方法、健康保持などについて適正に管理する義務を負っています。 （下線部を修正）	1	上から４行目	事業者は、本来、元請・協力会社を問わず、それぞれ自社の作業者の労働災害防止のために、機械・設備、作業環境、作業方法、健康保持などについて適正に管理する義務を負っています。

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
5	下から 11 行目	（右記の文章を追加）	5	下から 11 行目	⑽　安全衛生推進者と保護具着用管理責任者の選任に関すること。 　リスクアセスメントに基づく措置として作業者に保護具を使用させる作業所では、保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者から、保護具着用管理責任者を選任し、有効な保護具の選択、作業者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務を行わせなければなりません。(安全衛生推進者なども含まれるが、保護具着用管理責任者教育を受講することが望ましい。)
9	下から 17 行目	しかし、実際には、健康診断については健康診断機関、健康の保持増進のための措置については健康保持増進のサービスを提供する機関である外部専門機関（労働者健康保持増進サービス機関）の指導を受け実施することとなることが多いので、普段からこれらの機関との連絡を密にし、以下に示す諸点に留意しつつ、今まで述べた二つの措置が円滑に行われるように努めることも安全衛生推進者の重要な職務の一つです。	9		（左記を削除）
9	下から 10 行目	ストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して字らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものも低減させるものであり、さらにその中で、メンタルヘルス不調のリスクの高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止する取り組みです。<u>（平成27年12月1日施行）</u> 　（下線部を削除）	9	下から 15 行目	ストレスチェック制度は、定期的に作業者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものも低減させるものであり、さらにその中で、メンタルヘルス不調のリスクの高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで、作業者のメンタルヘルス不調を未然に防止する取り組みです。
10	上から 9 行目	（カ）　<u>貧血検査（血色素量、赤血球数）</u> （下線部を修正）	10	上から 4 行目	（カ）　血色素量及び赤血球数の検査

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
11	上から 12 行目	建設業において特殊健康診断を実施すべき業務の主要なものは、次のとおりです。 （下線部を修正）	11	上から 7 行目	建設業において特殊健康診断を実施すべき有害とされる業務の主要なものは、次のとおりです。
11	上から 16 行目	（エ） 有機溶剤業務（塗装、防水作業者等） （下線部を修正）	11	上から 11 行目	（エ） 有機溶剤業務（塗装、防水作業従事者等）
11	上から 18 行目	（カ） じん肺をり患するおそれのある粉じん作業（ずい道等掘削作業者等） なお、次の作業に従事する者に対しては、特別の検査項目による特殊健康診断を実施するよう厚生労働省で指導をしています。 （下線部を修正）	11	上から 13 行目	（カ） 四アルキル鉛等業務従事者 なお、次の作業に従事する者に対しては、特別の検査項目による特定業務従事者の健康診断を実施するよう厚生労働省で指導をしています。
11	上から 21 行目	（ア） 強烈な騒音を発する場所における作業	11	上から 16 行目	（ア） 強烈な騒音を発する場所における作業（騒音健康診断） （下線部を追加）
11	上から 22 行目	（イ） さく岩機、チッピングハンマー等振動工具を取扱う作業	11	上から 17 行目	（イ） さく岩機、チッピングハンマー等振動工具を取扱う作業（振動健康診断） （下線部を追加）
11	上から 23 行目	（ウ） 重量物を取扱う作業 （下線部を修正）	11	上から 18 行目	（ウ） じん肺にり患するおそれのある粉じん作業（じん肺健康診断）
14	上から 10 行目	このため厚生労働大臣は、その適切かつ有効な実施を図るための指針を公表（安衛法第71条の3）し、国は金融上の措置、技術上の助言、資料の提供その他の必要な援助に努めることとなっています（安衛法第71条の4）。 （下線部を修正）	14	上から 5 行目	このため厚生労働大臣は、その適切かつ有効な実施を図るための措置に関する指針を公表（安衛法第71条の3）し、国は金融上の措置、技術上の助言、資料の提供その他の必要な援助に努めることとなっています（安衛法第71条の4）。
19	b 転倒	（赤枠を修正） 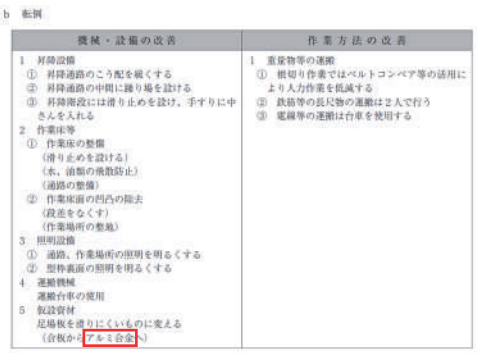 b 転倒 機械・設備の改善 1 昇降設備 ① 昇降通路のこう配を緩くする ② 昇降通路の中間に踊り場を設ける ③ 昇降階段には滑り止めを設け、手すりに中さんを入れる 2 作業床等 ① 作業床の整備 （滑り止めを設ける） （水、油類の飛散防止） （通路の整備） ② 作業床面の凹凸の除去 （段差をなくす） （作業場所の整地） 3 照明設備 ① 通路、作業場所の照明を明るくする ② 型枠裏面の照明を明るくする 4 運搬機械 運搬台車の使用 5 仮設資材 足場板を滑りにくいものに変える （合板から アルミ合金 へ） 作業方法の改善 1 重量物等の運搬 ① 根切り作業ではベルトコンベア等の活用により人力作業を低減する ② 鉄筋等の長尺物の運搬は２人で行う ③ 電線等の運搬は台車を使用する	19	b 転倒	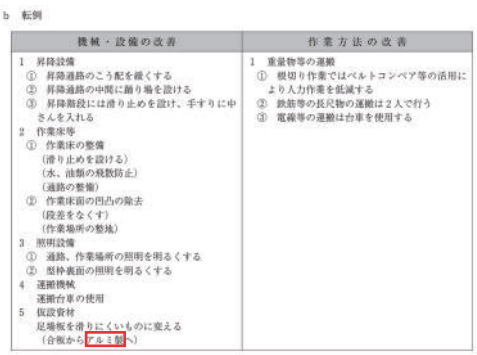 b 転倒 機械・設備の改善 1 昇降設備 ① 昇降通路のこう配を緩くする ② 昇降通路の中間に踊り場を設ける ③ 昇降階段には滑り止めを設け、手すりに中さんを入れる 2 作業床等 ① 作業床の整備 （滑り止めを設ける） （水、油類の飛散防止） （通路の整備） ② 作業床面の凹凸の除去 （段差をなくす） （作業場所の整地） 3 照明設備 ① 通路、作業場所の照明を明るくする ② 型枠裏面の照明を明るくする 4 運搬機械 運搬台車の使用 5 仮設資材 足場板を滑りにくいものに変える （合板から アルミ製 へ） 作業方法の改善 1 重量物等の運搬 ① 根切り作業ではベルトコンベア等の活用により人力作業を低減する ② 鉄筋等の長尺物の運搬は２人で行う ③ 電線等の運搬は台車を使用する

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
21	上から 6 行目	平成18年4月から施行された安衛法第28条の2によって、建設業においては、危険性又は有害性等の調査を実施して、その結果に基づいて必要な措置を実施することが努力義務となりました。同時に厚生労働省から、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が示されたところです。この「危険性又は有害性等の調査」とは、これまでも実施されてきている「リスクアセスメント」のことであり、本章では主として「リスクアセスメント」という用語を使用しています。 （下線部を修正）	21	上から 6 行目	平成18年4月から施行された安衛法第28条の2によって、建設業においては、危険性又は有害性等を調査して、その結果に基づいて、必要な措置を講ずることが努力義務となりました。同時に厚生労働省から、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が示されたところです。この「危険性又は有害性等の調査」とは、これまでも実施されてきている「リスクアセスメント」のことであり、本章では主として「リスクアセスメント」という用語を使用しています。
22	上から 5 行目	建設業においては、これまでも国の指針に基づきリスクアセスメントが行われてきましたが、建設業の特徴から、一部には国の指針の解釈を十分に理解していないケースなどで不統一な面もみられ、また、事業者が様々な工夫をしながら開発してきたことにより、各社各様のリスクアセスメントが行われている状況にあります。このため、建設業の特徴を踏まえ、リスクアセスメントをより効果的かつ効率的に行えるよう、統一的な手法が示されました。 （下線部を削除）	22	上から 4 行目	建設業においては、これまでも国の指針に基づきリスクアセスメントが行われてきましたが、建設業の特徴を踏まえ、リスクアセスメントをより効果的かつ効率的に行えるよう、統一的な手法が示されました。
23	建設業の特徴	（赤枠を修正） 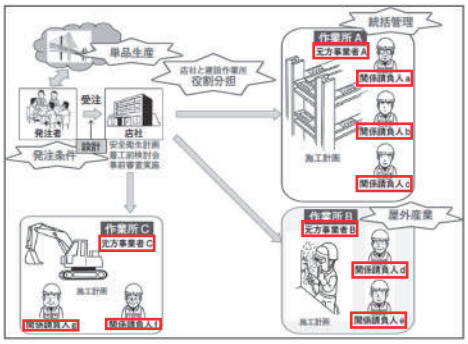 建設業の特徴	23	建設業の特徴	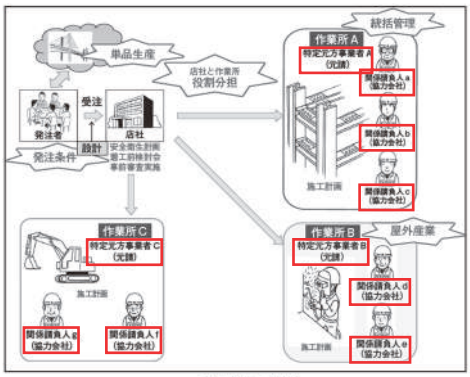 建設業の特徴
23	上から 4 行目	⑴　元方事業者による統括管理が行われていること （下線部を修正）	23	上から 2 行目	⑴　元方事業者（元請）による統括管理が行われていること

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年 12 月 26 日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
23	上から 5 行目	建設作業所（現場）においては、元方事業者と複数の関係請負人が同一の場所で混在して作業を行うことが一般的であるため、個々の事業者が行う安全衛生管理に加え、元方事業者による統括管理が行われています。国の指針は「事業者」が行うものとして規定されており、建設作業所（現場）にいるすべての事業者においてリスクアセスメントの実施が必要です。 （下線部を修正）	23	上から 3 行目	作業所においては、元方事業者（元請）と複数の関係請負人（協力会社）が同一の場所で混在して作業を行うことが一般的であるため、個々の事業者が行う安全衛生管理に加え、元請（建設業の場合は「特定元方事業者」という）業者による統括管理が行われています。国の指針は「事業者」が行うものとして規定されており、作業所にいるすべての事業者においてリスクアセスメントの実施が必要です。
23	下から 1 行目	建設作業所（現場）は屋外で行われることが多く、工事は気象、地形、地質等の自然環境に左右されるので、リスクアセスメントの実施においては、これを考慮する必要があります。 （下線部を修正）	23	下から 2 行目	作業は屋外で行われることが多く、工事は気象、地形、地質等の自然環境に左右されるので、リスクアセスメントの実施においては、これを考慮する必要があります。
25	店社及び作業所の安全衛生計画等の位置づけ	（右記に差し替え） 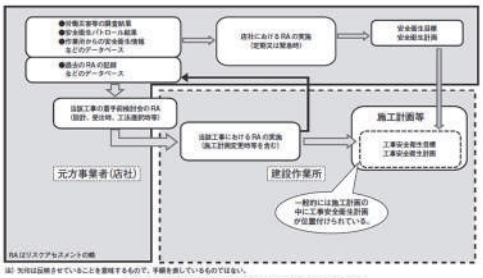 店社及び作業所の安全衛生計画等の位置づけ	25	店社及び作業所のリスクアセスメントの体系図	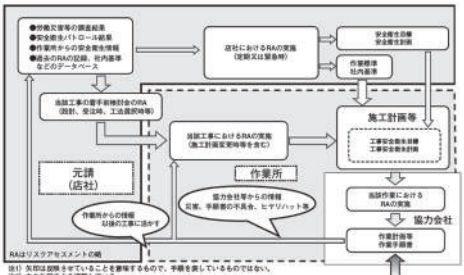 店社及び作業所のリスクアセスメントの体系図
26	工事ごとに行うリスクアセスメント実施時期	（赤枠を修正） 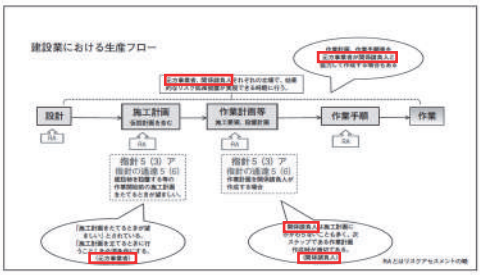 工事ごとに行うリスクアセスメント実施時期	26	工事ごとに行うリスクアセスメント実施時期	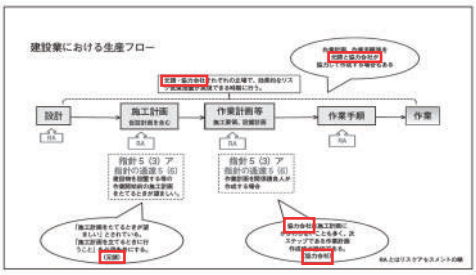 工事ごとに行うリスクアセスメント実施時期
27	工事ごとに行うリスクアセスメントの位置付け	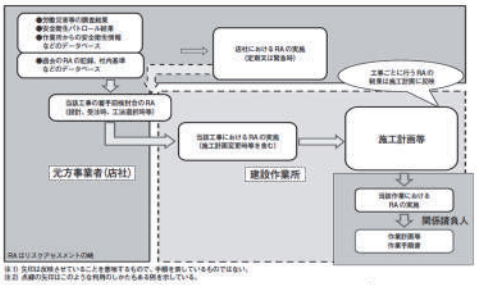 工事ごとに行うリスクアセスメントの位置付け	27		（左記を削除）

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
27	上から 8 行目	店社が定期的に行うリスクアセスメントについては、工事が特定されていないため、具体的な工種や作業の洗い出しが難しく、かつ危険性又は有害性の特定やリスクの定義を国の指針に適合させることに工夫を要することになります。これらの問題を解決するためには、店社において災害統計や災害事例等の安全衛生情報をデータベース化しておくことが必要となります。データベースを構築するためには、災害速報や災害の原因調査報告等の様式のみならず、危険性又は有害性の特定、リスクの見積り方法等、店社において統一しておくことが必要です。店社を複数有している大手の総合工事業者の場合は全社で統一するとさらに精度のよいデータベースが構築されます。 （下線部を修正）	27	上から 8 行目	店者が定期的に行うリスクアセスメントについては、工事が特定されていないため、具体的な攻守や作業の新井出しが難しく、かつ危険性又は有害性の特定やリスクの定義を国の指針に適合させることに工夫を要することになります。これらの問題を解決するためには、店社において災害統計や災害事例等の安全衛生情報をデータベース化しておくことが必要となります。データベースを構築するためには、災害速報や災害の原因調査報告等の様式のみならず、危険性又は有害性の特定、リスクの見積り方法等、店社において統一しておくことが必要です。店社（支店等）を複数有している大手の総合工事業者の場合は全社で統一するとさらに精度のよいデータベースが構築されます。
28	店社及び作業所のリスクアセスメントの体系図	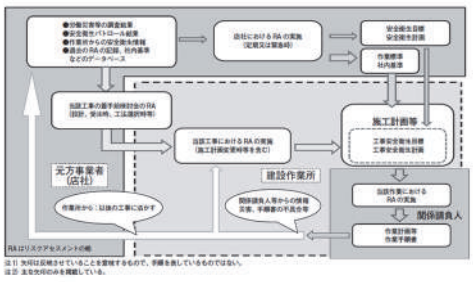 店社及び作業所のリスクアセスメントの体系図	27		（左記を削除）
32	下から 4 行目	③　安全衛生委員会等の活用を通じ、労働者、建設作業所を含めて調査審議することが望ましい。 （下線部を削除）	31	下から 4 行目	③　安全衛生委員会等の活用を通じ、労働者を含めて調査審議することが望ましい。
47	上から 2 行目	平成26年6月に労働安全衛生法が改正され、一定の危険有害性のある化学物質について、業種、事業場規模にかかわらず、その対象となる化学物質の取扱いを行う際は、リスクアセスメントを実施することが義務づけられました（平成28年6月1日施行）。 （下線部を修正、削除）	46	上から 2 行目	令和4年5月の省令改正により、自律的な化学物質管理の導入に伴い、一定の危険性又は有害性のある化学物質について、業種、事業場規模にかかわらず、その対象となる化学物質の取扱いを行う際は、リスクアセスメントを実施することが義務づけられました。
47	上から 8 行目	使用する材料が対象となる化学物を含有しているかどうかは、化学物質の容器等に次表の絵表示の有無で判断します。 （下線部を修正）	46	上から 8 行目	使用する材料が対象となる化学物を含有しているかどうかは、化学物質の容器やSDS（安全データシート）等に次表の絵表示の有無で判断します。

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年 12 月 26 日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
47	上から 10 行目	※ 具体的な化学物質のリストは、「職場のあんぜんサイト」掲載の一覧表を確認してください。 （http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html） （下線部を修正）	46	上から 10 行目	※ 具体的な化学物質のリストは、「職場のあんぜんサイト」掲載の一覧表を確認してください。 （https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html）
47	下から 10 行目	絵表示のある塗装、防水、溶接等の作業においては、災害を未然に防ぐため、化学物質のばく露による健康への影響や火災等による危険について、リスク要因の洗い出しとリスク低減措置の適否を検討しなければなりません。 （下線部を修正）	46	下から 8 行目	絵表示のある塗装、防水、溶接等の作業においては、災害を未然に防ぐため、化学物質のばく露による健康有害性や火災・爆発等による危険性について、リスク要因の洗い出しとリスク低減措置の適否を検討しなければなりません。
47	下から 2 行目	リスクアセスメントの実施については、建設業労働災害防止協会の「建設業における化学物質取扱い作業のリスクアセスメントについて」（ホームページに掲載）を参考にすることができます。	46		（左記を削除）
48	図２－１	（赤枠を修正） 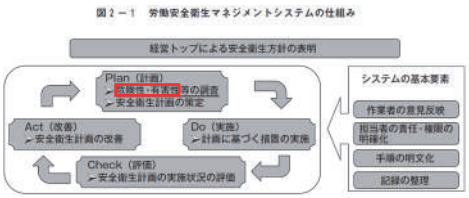 	47	図２－１	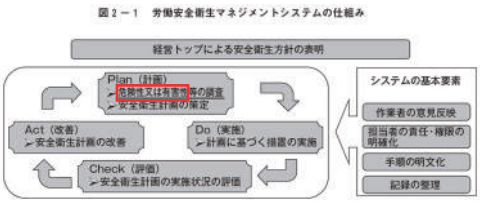
50	上から 7 行目	⑽ 労働安全マネジメントシステムの見直し （下線部を修正）	49	上から 7 行目	⑽ 労働安全衛生マネジメントシステムの見直し
53	図３－１	（赤枠を修正） 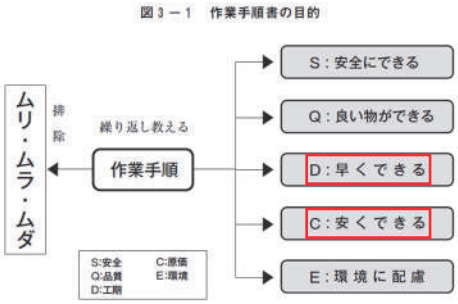 	52	図３－１	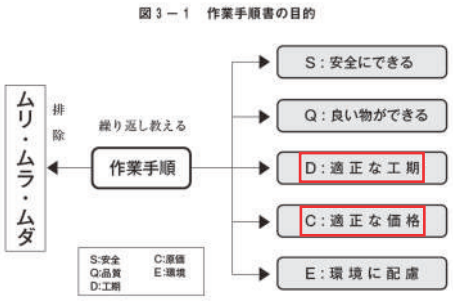

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年 12 月 26 日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
58	①屋内照明の取付け作業	（赤枠を修正） ❶ 屋内照明の取付け作業 ❶ ❷ ❸ ❹ ❺ 作業区分 / No. / 作業の手順（主なステップ） / 作業の急所（安全・成否・やりやすく） / 危険性又は有害性（予測される危険） 準備作業 / 1 / 整理整頓する。 / 1．作業場所を 2．資材運搬経路を / ・散乱した材料等につまずいて転倒する。 本作業 / 2 / 脚立を運搬する。 / 1．1脚ずつ 2．重心をかつぎ / ・運搬方法が悪く、先方が見えず、つまずいて転倒する。 ・コーナー、扉等を確認せず、脚を壁と資材に挟まれケガをする。 3 / 脚立を設置する。 / 1．3脚を等間隔に 2．床の水平を保ち / ・凹凸場所に設置し、足場が傾き、バランスを崩して墜落する。 4 / 脚立に足場板を載せる。 / 1．三点支持とし、ゴムバンドで緊結し 2．はね出し長さは10～20cm以下で / ・二点支持で使用し、重量で足場板が折れて墜落する。 5 / 天井に開口する。 / 1．墨出しに合わせて 2．保護メガネ、防じんマスク等を使用して 3．ディスクサンダーで / ・上向き作業で無理な姿勢となり、足を踏み外して墜落する。 ・ディスクサンダーの切り粉が目に入る。 ・ディスクサンダーのコードの被覆による漏電で感電する。 6 / 照明器具を取付ける。 / 1．二人で声を掛け合い 2．落とさぬようにはめ込み、ボルトで留め 3．向きを見て / ・照明器具を受け取るとき、息が合わずバランスを崩し、踏み外して墜落する。 ・二人の息が合わず、器具を落としてケガをする。	57	①屋内照明の取付け作業	❶ 屋内照明の取付け作業 ❶ ❷ ❸ ❹ ❺ 作業区分 / No. / 作業の手順（主なステップ） / 作業の急所（安全・成否・やりやすく） / 危険性又は有害性（予測される危険） 準備作業 / 1 / 整理整頓する。 / 1．作業場所を 2．資材運搬経路を / ・散乱した材料等につまずいて転倒する。 本作業 / 2 / 脚立を運搬する。 / 1．1脚ずつ 2．重心をかつぎ / ・コーナー、扉等を確認せず、脚を壁と資材に挟まれケガをする。 3 / 脚立を設置する。 / 1．3脚を等間隔に 2．床の水平を保ち / ・凹凸場所に設置し、足場が傾き、バランスを崩して墜落する。 4 / 脚立に足場板を載せる。 / 1．三点支持とし、ゴムバンドで緊結し 2．はね出し長さは10～20cm以下で / ・二点支持で使用し、重量で足場板が折れて墜落する。 5 / 天井に開口する。 / 1．墨出しに合わせて 2．保護メガネ、防じんマスク等を使用して 3．ディスクサンダーで / ・上向き作業で無理な姿勢となり、足を踏み外して墜落する。 ・ディスクサンダーの切り粉が目に入る。 ・ディスクサンダーのコードの被覆による漏電で感電する。 6 / 照明器具を取付ける。 / 1．二人で声を掛け合い 2．落とさぬようにはめ込み、ボルトで留め 3．向きを見て / ・照明器具を受け取るとき、息が合わずバランスを崩し、踏み外して墜落する。
59	①屋内照明の取付け作業	（赤枠を修正） ❻ ❼ ❽ 可能性の度合 / 重篤度 / 見積り / 優先度 / 危険性又は有害性の低減措置 / 実施者（誰が） 2 / 2 / 4 / 3 / ・作業開始前に運搬道路の整理整頓の状況を点検する。 / 作業員 2 / 1 / 3 / 2 / ・脚立は1脚ずつ重心を持って、コーナー、扉をよく見て運搬する。 / 作業員 2 / 2 / 4 / 3 / ・脚立はバランスよく、水平に設置する。 / 作業員 2 / 2 / 4 / 3 / ・脚立は三点支持とし、ゴムバンドで緊結し使用する。 / 作業員 2 / 3 / 5 / 4 / ・足場板中央部で、足元をよく確認し、墨出しに合わせて作業する。 / 作業員 1 / 2 / 3 / 2 / ・保護メガネ、防じんマスク、皮手袋等の保護具を着用し作業する。 / 作業員 2 / 3 / 5 / 4 / ・漏電遮断器、3芯キャブタイヤか、二重絶縁の電動工具を使用する。 / 作業員 2 / 3 / 5 / 4 / ・照明器具の取付け作業は、足元をよく確認して、二人で声を掛け合い作業する。 / 作業員	58	①屋内照明の取付け作業	❻ ❼ ❽ 可能性の度合 / 重篤度 / 見積り / 優先度 / 危険性又は有害性の低減措置 / 実施者（誰が） 2 / 2 / 4 / 3 / ・作業開始前に運搬道路の整理整頓の状況を点検する。 / 作業者 2 / 1 / 3 / 2 / ・脚立は1脚ずつ重心を持って、コーナー、扉をよく見て運搬する。 / 作業者 2 / 2 / 4 / 3 / ・脚立はバランスよく、水平に設置する。 / 作業者 2 / 2 / 4 / 3 / ・脚立は三点支持とし、ゴムバンドで緊結し使用する。 / 作業者 2 / 3 / 5 / 4 / ・足場板中央部で、足元をよく確認し、墨出しに合わせて作業する。 / 作業者 1 / 2 / 3 / 2 / ・保護メガネ、防じんマスク、皮手袋等の保護具を着用し作業する。 / 作業者 2 / 3 / 5 / 4 / ・漏電遮断器、3芯キャブタイヤか、二重絶縁の電動工具を使用する。 / 作業者 2 / 3 / 5 / 4 / ・照明器具の取付け作業は、足元をよく確認して、二人で声を掛け合い作業する。 / 作業者
61	上から４行目	作業者の適正配置とは、施工工程において「安全に、早く、安く、でき栄えよく」作り上げるため、作業内容に適合する作業者を配置することです。	60	上から４行目	（左記を削除）
61	上から６行目	これまで、建設業における適正配置といえば、「法定資格の有無」を最優先に検討しましたが、本来の適正配置とは、作業内容に適合する知識・技能・態度等を有する作業者を配置し、安全で早く、安く、でき栄え良く作業をすることです。 （下線部を修正）	60	上から４行目	これまで、建設業における適正配置といえば、「法定資格の有無」を最優先に検討しましたが、本来の適正配置とは、作業内容に適合する知識・技能・態度等を有する作業者を配置し、「安全に、適正な工期、適正な価格、でき栄え良く」作業をすることです。
61	下から６行目	そこで、建設作業者の雇用にあたっては、現場が要求する技能・経験・資格及び工期等を把握し、計画的に募集し適切な作業者の配置を事前に検討することが必要となります。 （下線部を修正、削除）	60	下から６行目	そこで、作業者の雇用にあたっては、要求される技能・経験・資格及び工期等を把握し、適切な作業者の配置を事前に検討することが必要となります。

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
66	表３－４	（右記に差し替え） 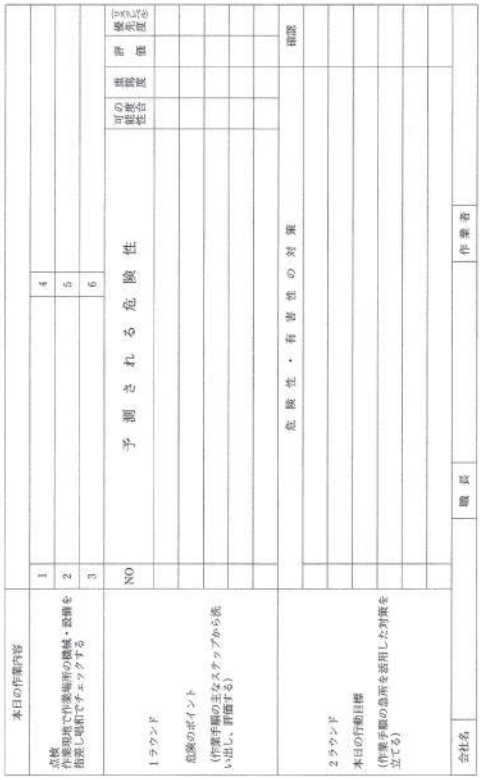 本日の作業内容 点検 作業現場で作業場所の機械・設備を指差し唱和でチェックする 1 2 3 4 5 6 NO 予測される危険性 可能性の組合せ 重篤度 評価 優先度（下すほど高い） 1ラウンド 危険のポイント （作業手順の主なステップから洗い出し、評価する） 危険性・有害性の対策 備考 2ラウンド 本日の行動目標 （作業手順の急所を活用した対策を立てる） 会社名 職長 作業者	65	表３－４	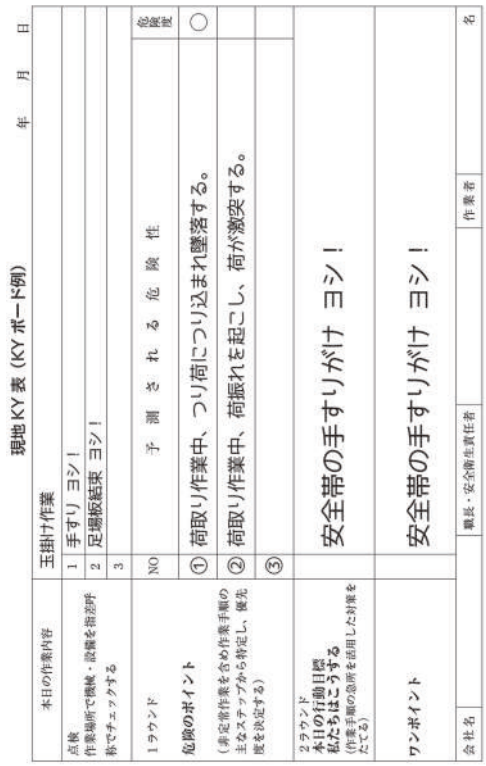 現地KY表（KYボード例） 年　月　日 本日の作業内容 玉掛け作業 点検 作業場所で機械・設備を指差呼称でチェックする 1 手すり ヨシ！ 2 足場板結束 ヨシ！ 3 NO 予測される危険性 危険度 1ラウンド 危険のポイント （非定常作業を含め作業手順の主なステップから特定し、優先度を決定する） ① 荷取り作業中、つり荷につり込まれ墜落する。 ② 荷取り作業中、荷振れを起こし、荷が激突する。 ③ 2ラウンド 本日の行動目標 私たちはこうする （作業手順の急所を活用した対策をたてる） 安全帯の手すりがけ ヨシ！ ワンポイント 安全帯の手すりがけ ヨシ！ 会社名 職長・安全衛生責任者 作業者 名
67	上から 12行目	a　雇入れ時の安全衛生教育（安衛法第59条1 項） （下線部を修正）	66	上から 12行目	a　雇入れ時の安全衛生教育（安衛法第59条第 1 項）
67	下から 4行目	b　作業内容変更時の安全衛生教育（安衛法第59条の 2 項） （下線部を修正）	66	下から 4行目	b　作業内容変更時の安全衛生教育（安衛法第59条第 2 項）
68	上から 5行目	c　特別教育（安衛法第59条の 3 項） （下線部を修正）	67	上から 5行目	c　特別教育（安衛法第59条第 3 項）
69	上から 5行目	上記の法定教育のほか、現在、行政指導として、有機溶剤業務従事者と振動工具取扱業務従事者及び丸のこ等取扱い作業従事者に対し、カリキュラム（別添資料 4 の⑸参照）が示され、特別教育に準ずる教育として実施するよう勧奨されています。 （下線部を修正）	68	上から 5行目	上記の法定教育のほか、現在、行政指導として、有機溶剤業務従事者と振動工具取扱業務従事者及び丸のこ等取扱い作業従事者に対し、カリキュラム（P129）が示され、特別教育に準ずる教育として実施するよう勧奨されています。
70	上から 8行目	⑧　何回も根気よく （下線部を修正）	69	上から 8行目	⑧　反復して
70	上から 9行目	習慣化するまで指導を反覆することが大切です。 （下線部を修正）	69	上から 9行目	習慣化するまで指導を反復することが大切です。

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
74	表５－１	（右記の表に差し替え） 表５－１　異常事態の例 人的要因 1．危険な行為 ①工具の使用方法を誤った ②不適切な工具を使った ③誤操作をした ④準備・段取りが不十分であった ⑤作業開始前点検・確認を怠った ⑥手抜き（省略・近道行為）をした ⑦不安全な物の置き方をした ⑧未経験・未熟練でやった 2．規律無視の行為 ①作業手順を守らなかった ②基準・心得を守らなかった ③指示・命令を守らなかった ④安全装置を使用しなかった ⑤資格なしでやった ⑥許可されていないことをやった 3．人的な要素 ①勘違い，判断を誤った ②危険を軽視した ③危険を知らずにやった ④熟中してわからなかった ⑤放心・考え事をしていた ⑥気持ちが荒っていた ⑦身体の調子が悪かった ⑧病気あがりだった ⑨家庭に問題（悩み）があった 4．不適切な作業の服装 ①服装が不適切であった ②保護具を使用しなかった ③保護具の使用を誤った ④保護具が不良であった 5．不安全な作業姿勢 ①体の重心が不安定だった ②無理な姿勢で作業をした ③背・腰の伸え方が悪かった ④危険な位置で作業をした 6．共同作業上の欠陥 ①合図がなかった ②合図が不明瞭であった ③合図を勘違いした ④相互の動作を確認しなかった ⑤相手が勝手に行動した 物的要因 1．保護具等の欠陥 ①保護具なし又は保護帽，安全帯，保護メガネの不適切，不良 ②工具・補助具なし又は不適格，不良 ③その他 2．設備・機械自体の欠陥 ①故障，破損，機能低下，不調 ②音・振動・熱・速度等の異常 ③警報機器の作動不良 ④工具の破損，異常な磨耗 3．防護上の欠陥 ①安全防護なし又は不十分，囲い，覆い，被蓋の不適切，不良 ②安全装置なし又は保護カバーの不適格，不良 4．作業場所周辺の欠陥 ①作業場所が狭い ②作業場所が乱雑である ③作業場所周辺の整理が悪い ④不安全に物が置いてある ⑤物を置いた場所が悪かった 5．作業環境の欠陥 ①悪天候下・風，雨，雪等・高温，多湿，凍結 ②照度不足 ③粉じんが多い ④換気不良 ⑤騒音がひどい ⑥振動が多い 6．工程上の欠陥 ①工程を急がされた ②ムリな作業工程 ③その他 管理監督上の欠陥 1．指導・教育の欠陥 ①作業方法を教えていなかった ②基準・心得の教育が不十分であった ③訓練が不足していた ④危険有害作業の教育が不十分であった ⑤理解度の確認が不十分であった ⑥不安全行動を黙認した 2．設備・機械等の管理の欠陥 ①点検・整備を怠った （・設備，機械等・安全装置，防護・工具，補助具・作業環境） ②危険箇所の是正を怠った ③潜在危険性の対策不足であった 3．作業管理の欠陥 ①作業手順を決めていなかった ②作業指示が不適切であった ③作業指示を怠った ④人員配置に無理があった （・指揮者をつけなかった・無資格者にやらせた・能力の不適格な者にやらせた） ⑤人的要素を考慮していなかった ⑥連絡調整にミスがあった	73	表５－１	表５－１　異常事態の例 災害発生要因の4M分類（例）
75	図５－２	（赤枠を修正） 図５－２　災害調査の目的 災害発生 災害調査 原　因　分　析 人 物 管理 再発防止対策の樹立 調査結果 企業内に周知 水平展開 同種災害の未然防止 類似災害の未然防止	74	図５－２	図５－２　災害調査の目的 災害発生 災害調査 原　因　分　析 人 設備 作業 管理 再発防止対策の樹立 調査結果 企業内に周知 水平展開 同種災害の未然防止 類似災害の未然防止
75	下から２行目	a　現場の保存、証拠品の散逸防止に努めること。 （下線部を修正）	74	下から２行目	a　現地の保存、証拠品の散逸防止に努めること。
75	下から１行目	b　現場の状況を写真、スケッチ等で正確に記録すること（寸法、重量等記入）。 （下線部を修正）	74	下から１行目	b　現地の状況を写真、スケッチ等で正確に記録すること（寸法、重量等記入）。

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年 12 月 26 日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
77	下から 13 行目	災害分析のねらいは、発生した災害の事実と背景から問題点（危険性又は有害性）を「災害発生の可能性の度合」「災害の重篤度」から災害の危険度を分析し、応急対策及び恒久対策を立て、再び災害を起こさないための<u>標準化（一般化）</u>を図ることです。 （下線部を修正）	76	下から 13 行目	災害分析のねらいは、発生した災害の事実と背景から問題点（危険性又は有害性）を「災害発生の可能性の度合」「災害の重篤度」から災害の危険度を分析し、応急対策及び恒久対策を立て、再び災害を起こさないための<u>標準化</u>を図ることです。
77	下から 3 行目	a　係書類（被災者の特性、組織図、<u>災害発生現場見取図等</u>）の内容を記入し、事前に配布します。 （下線部を修正）	76	下から 3 行目	a　係書類（被災者の特性、組織図、<u>災害発生現地の見取図等</u>）の内容を記入し、事前に配布します。
79	表 5-4	（赤枠を修正、削除） 表５－４　対策の実行 なにを（What）：対策事項 なぜ（Why）：理由／目的／目標／指示 いつ（When）：期日／期間／期時刻／時間／工程 どこで（Where）：場所／環境 だれが（Who）：元請業者／下請業者／管理者／監督者／資格者／作業者／人員 どのように（How）：方法／条件／基準／設備／用具／材料	78	表 5-4	表５－４　対策の実行 なにを（What）：対策事項 なぜ（Why）：理由／目的／目標／指示 いつ（When）：期日／期間／期時刻／時間／工程 どこで（Where）：場所／環境 だれが（Who）：元請／協力会社／管理者／監督者／有資格者／作業者 どのように（How）：方法／条件／基準／設備／用具／材料
80	上から 7 行目	<u>店社・事業所で行う災害事例研究</u>の目的は次の 3 点です。 （下線部を修正）	79	上から 7 行目	<u>災害事例研究</u>の目的は次の 3 点です。
80	図５－５	（赤枠を修正） 図５－５　災害事例研究の手順図（例） （前提条件）：災害状況の把握 （第１段階）：事実の確認（人／物／管理／経過） （第２段階）：問題点の発見・分析 （第３段階）：根本的問題点の決定／災害原因 （第４段階）：除去・低減対策／類似災害防止対策／対策の方針／同種災害防止対策／実施計画	79	図５－５	図５－５　災害事例研究の手順図（例） （前提条件）：災害状況の把握 （第１段階）：事実の確認（人／設備／作業／管理） （第２段階）：問題点の発見・分析 （第３段階）：根本的問題点の決定／災害原因の決定 （第４段階）：再発防止対策の樹立／類似災害防止対策／対策の方針／同種災害防止対策／実施計画

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
81		（ページ全体の差し替え） 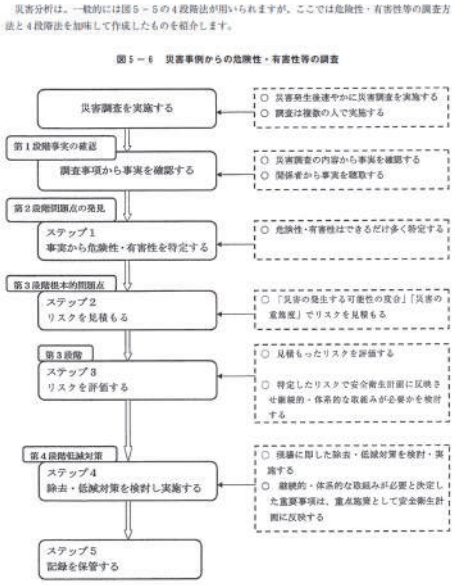 災害分析は、一般的には図５－５の４段階法が用いられますが、ここでは危険性・有害性等の調査方法と４段階法を加味して作成したものを紹介します。 図５－６　災害事例からの危険性・有害性等の調査 災害調査を実施する ○ 災害発生後速やかに災害調査を実施する ○ 調査は複数の人で実施する 第１段階事実の確認 調査事項から事実を確認する ○ 災害調査の内容から事実を確認する ○ 関係者から事実を聴取する 第２段階問題点の発見 ステップ１ 事実から危険性・有害性を特定する ○ 危険性・有害性はできるだけ多く特定する 第３段階根本的問題点 ステップ２ リスクを見積もる ○ 「災害の発生する可能性の度合」「災害の重篤度」でリスクを見積もる 第３段階 ステップ３ リスクを評価する ○ 見積もったリスクを評価する ○ 特定したリスクで安全衛生計画に反映させ継続的・体系的な取組みが必要かを検討する 第４段階低減対策 ステップ４ 除去・低減対策を検討し実施する ○ 現場に即した除去・低減対策を検討・実施する ○ 継続的・体系的な取組みが必要と決定した重要事項は、重点施策として安全衛生計画に反映する ステップ５ 記録を保管する	80		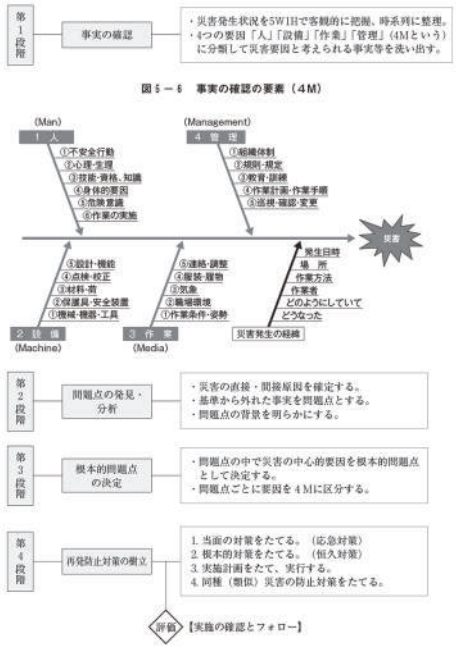 ２　４段階法による災害事例研究の進め方 災害事例研究の進め方の基本手順は、次の４段階法によって進めます。 第１段階　事実の確認　・災害発生状況を5W1Hで客観的に把握、時系列に整理。・4つの要因「人」「設備」「作業」「管理」（4Mという）に分類して災害要因と考えられる事実等を洗い出す。 図５－６　事実の確認の要素（４M） (Man) １ 人 ①不安全行動 ②心理・生理 ③技能・資格、知識 ④身体的要因 ⑤危険意識 ⑥作業の実施 (Management) ４ 管 理 ①組織体制 ②規則・規定 ③教育・訓練 ④作業計画・作業手順 ⑤巡視・確認・変更 災害 ⑤設計・機能 ④点検・校正 ③材料・質 ②保護具・安全装置 ①機械・機器・工具 2 設 備 (Machine) ⑤連絡・調整 ④服装・履物 ③気象 ②職場環境 ①作業条件・姿勢 3 作 業 (Media) 発生日時 場 所 作業方法 作業者 どのようにしていて どうなった 災害発生の経緯 第２段階　問題点の発見・分析　・災害の直接・間接原因を確定する。・基準から外れた事実を問題点とする。・問題点の背景を明らかにする。 第３段階　根本的問題点の決定　・問題点の中で災害の中心的要因を根本的問題点として決定する。・問題点ごとに要因を４Mに区分する。 第４段階　再発防止対策の樹立　1. 当面の対策をたてる。（応急対策）2. 根本的対策をたてる。（恒久対策）3. 実施計画をたて、実行する。4. 同種（類似）災害の防止対策をたてる。 評価【実施の確認とフォロー】
82		（ページ全体の差し替え） 管理者 安全係長 関係部門 作成者 表５－５　労働災害調査記録（１） 作成年月日　令和　○○年　４月10日 災害発生作業所名 ○○ビル新築工事 所在地 建設新○○区○○町○丁目○番 災害発生年月日・曜日・時刻 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日（月） 12時00分頃 天候・気象 晴天 当日の作業員 ４名 作業内容 足場解体部材をロープで降ろす作業中 被災者氏名 やまだ　さぶろう 山田 三郎 生年月日 昭和○○年３月25日 年齢 26 歳 性別 男 女 雇用年月日 ５（月）10年 ４月 10日 建設年数 ８年 １月 職種 とび工 応援関係 協力会社 ○○ 建設関係、全員打撲 作業従事 ／ 連絡先 青森県○○市○○町○○番 電話 017（○○○）○○○○ 氏名 やまだ はなこ 山田 花子 家族構成 ㊥ ㊦ ㊧ ・妻・子供１ 人） 所属会社 住所 ふふ建設株式会社 ふふ建設株式会社 代表者 ふ ふ 太 郎 職長名 職長・作業主任者兼務 ふ 田 一 郎 災害発生状況 ①誰が ②いつ ③どこで ④なにを ⑤どのように ⑥どうなった、の要素で記入する ・災害は、９階建○○ビル新築工事に伴う足場の解体工事において発生した。 ・災害の発生した４号棟に設置された外部足場の起算及び実施は前日までに解体されており、西側と南側が残っていた。 ・当日は、西側部分を解体することとなっていた。 ・災害発生当日は、職長兼作業主任者の川田一郎ととび工５名は、午前８時 20 分に現場に到着し、元請と職長は、前日と同じ作業のための朝礼を行分その後、作業者に指示をし、危険予知活動を行わず、４号棟西側の足場の解体作業に取りかかった。 ・午前中、被災者は職長の指示により同僚２名が解体した足場部材を地上に降ろすために、解体する場の足場の南西端の手すりを取り外し、職長の指示通り安全帯を使用しながらロープにより足場部材を降ろす作業をしていた。 ・午前 11 時 45 分頃、８階目の途中まで解体が終わったので休憩を取った。 ・午後１時になって作業を再開するため、それぞれ作業者は午前中と同じ配置につくために足場を登っていった。 ・その直後、被災者は解体した足場部材を降ろすため、組かい（アレス）を取り外してあった８層目の足場の南西部分から、15.6m 下の地面に墜落した。（見ているものはいなかったので推測） ・被災者は、直ちに病院に搬送されたが、午後１時 45 分に脳挫傷により死亡した。 施工体制及び組織図 災害発生現場見取図	81		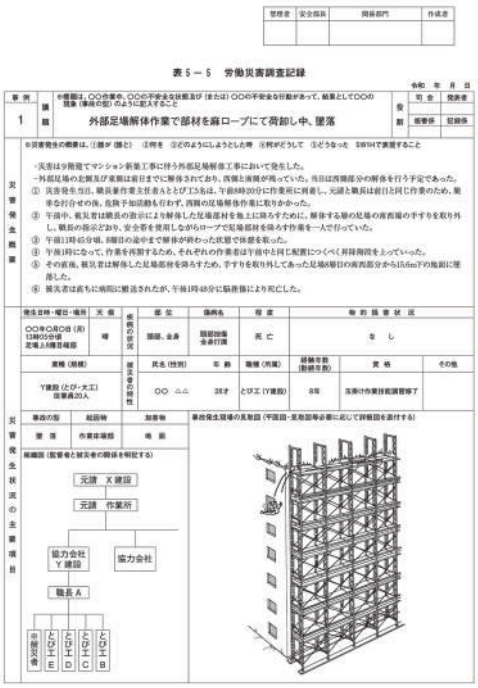 管理者 安全係長 関係部門 作成者 表５－５　労働災害調査記録 令和　年　月　日 事例 1 課題 ※概要は、○○作業中、○○の不安全な状態及び（または）○○の不安全な行動があって、結果として○○の現象（事故の型）のように記入すること 外部足場解体作業で部材を麻ロープにて荷卸し中、墜落 役割 可否 発表者 監督係 記録係 ※災害発生の概要は、①誰が（誰と） ②何を ③どのようにしようとした時 ④何がどうして ⑤どうなった 5W1Hで表現すること ・災害は９階建てマンション新築工事に伴う外部足場解体工事において発生した。 ・外部足場の起算及び実施は前日までに解体されており、西側と南側が残っていた。当日は西側部分の解体を行う予定であった。 ① 災害発生当日、職長兼作業主任者Aととび工５名は、午前8時20分に作業所に到着し、元請と職長は前日と同じ作業のため、朝礼を行分その後、危険予知活動を行わず、西側の足場解体作業に取りかかった。 ② 午前中、被災者は職長の指示により解体した足場部材を地上に降ろすために、解体する場の足場の南西端の手すりを取り外し、職長の指示どおり、安全帯を使用しながらロープで足場部材を降ろす作業を一人で行っていた。 ③ 午前11時45分頃、8階目の途中まで解体が終わった状態で休憩を取った。 ④ 午後1時になって、作業を再開するため、それぞれの作業者は午前中と同じ配置につくべく昇降階段を上っていった。 ⑤ その直後、被災者は解体した足場部材を降ろすため、手すりを取り外してあった足場8層目の南西部分から15.6mドの地面に墜落した。 ⑥ 被災者は直ちに病院に搬送されたが、午後1時45分に脳挫傷により死亡した。 発生日時・曜日・場所 天候 場 部位 傷病名 程度 物的損害状況 ○○年○月○日（月）13時00分頃 足場上階段部 晴 階段、金属 階段部麻金属打撲 死 亡 な し 業種（職種） 経験年数 氏名（性別） 年 齢 職種（所属） 経験年数（勤続年数） 資 格 その他 Y建設（とび・土工）現場員20人 ○○ △△ 38才 とび工（Y建設） 8年 玉掛け作業技能講習修了 事故の型 起因物 加害物 事故発生現場の見取図（平面図・見取図等必要に応じて詳細図を添付する） 墜 落 作業床端部 麻 縄 組織図（監督者と被災者の関係を明記する） 元請 X建設 元請 作業所 協力会社 Y建設 協力会社 職長 A 中間災害 とび工 E とび工 D とび工 C とび工 B 災害発生状況の主要項目

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年 12 月 26 日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
83	上から 4 行目	（赤枠を修正） (1) 第１段階 ～事実の確認～ 1 目的 この段階は、事実を客観的に把握することを目的とする。 2 災害の発生状況の把握 ① 災害の発生状況を、5Ｗ１Ｈの原則を活用して的確に表現する。 例：ア 誰が（だれと） イ いつ、どこで ウ 何を エ どのようにしたとき又はしようとしたとき オ どうなった ② 災害現場の平面図と断面図を作成する。 ③ 災害発生までの経過を時系列的に箇条書きにしてまとめる。 例：前日の安全工程打合せから始まって、災害発生にいたる経緯を時系列に整理し、まとめる。 3 事実の確認の視点 事実の確認にあたっては、原因の有無にかかわらず次の４つの視点（区分）について考察する。 ① 人に関すること（被災者・関係作業者を含む） ② 物に関すること（被災した場所の設備，使用した機械・器具、保護具等） ③ 管理監督に関すること（元請職員、職長・安全衛生責任者の職務等） ④ 災害発生の経過（過去の作業経過、当日の時系列の状況等）	82	上から 4 行目	(1) 第１段階 ～事実の確認～ 1 目的 この段階は、事実を客観的に把握することを目的とする。 2 災害の発生状況の把握 ① 災害の発生状況を、5Ｗ１Ｈの原則を活用して的確に表現する。 例：ア 誰が（だれと） イ いつ、どこで ウ 何を エ どのようにしたとき又はしようとしたとき オ 何がどうして カ どうなった ② 災害現場の平面図と断面図を作成する。 ③ 災害発生までの経過を時系列的に箇条書きにしてまとめる。 例：前日の安全工程打合せから始まって、災害発生にいたる経緯を時系列に整理し、まとめる。 3 事実の確認の視点 事実の確認にあたっては、次の４つの視点（区分）について考察する。 ① 人に関すること ② 設備に関すること ③ 作業に関すること ④ 管理に関すること
83	図５－７	（赤枠を修正） 図５－７ 第１段階 事実の確認 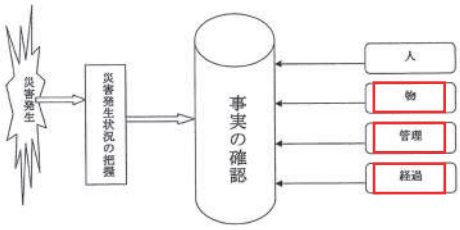	82	図５－７	図５－７ 第１段階 事実の確認 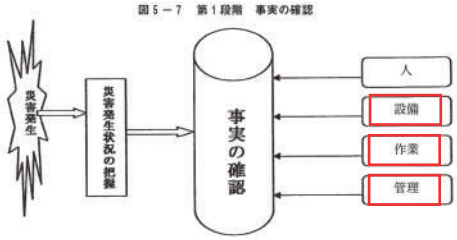
84		（ページ全体の差し替え） 表５－６ 第１段階 事実の確認 No１ No 確認事項（例） 検討項目 事実の確認 1 現行業者は ・被災者を雇用する雇用者は、ハ工建設（株）であった 2 雇用業者は ・同上 3 職長は ・職長は同社一筋で、経験、技術 4 作業員数は ・総職の被災で当作業員数は職長が事故、経験 18年 5 資格等は 作業員数の必要資格者 ㊒ 無 ・足場の組立て等作業主任者、玉掛け作業者 6 当日の作業人員は ○名で上のような作業 ・職長以下６名で足場の解体作業 7 被災者の作業は 当日作業、単独作業 作業内容 ・被災者は１名で足場部材の搬出し作業 8 被災者の資格は ㊒ 無 資格名 ・被災者は主建作業の有資格者である 9 知認者は 有 ㊒ 氏名 ・強調作の現認者はいない。 10 指定者は 有 ㊒ 氏名 ・指定者なし 11 当日作業者の作業 同業の作業内容は ・同業人は職長と足場の解体。職は解体部材の搬出し場までの運搬。C は地上での受け作業。D は第５場までの運搬作業 12 被災者の職歴 既往有はあったか。 ・被災者は毎年行われる雇用診断で異常がなかった。 13 保護具等 作業に必要な保護具は ・安全帯、保護帽、革手袋、安全靴 14 被災者の保護具の着用状況は ・被災者は当朝安全作業の着用状況は良く、当日も午前中の着用状況は良かった。 15 天候等 当日の天気は、晴れ、曇り、その他 ・当日は朝から曇天で足場の解体作業に支障はなかった。 16 環境状況 作業所の環境の状況は ・現場は事務所等が多く、付近道路は通行者が多い。 17 通行人の状況は ・通行者は会社勤務者が多く、通学等の児童はいない。 18 現場の整理整頓は ・作業現場は作業後は整理整頓されていた。 19 通路の整備状況は ・解体現所までの通路及び昇降設は整備されていた。 20 作業台等は ・被災者の作業場所の作業台は十分に確保されていた。 21 機械、工具、道具 どのような機械・工具・道具を使用して ・被災者は足場部材の搬降ろし作業のため梯子ロープを使用していた。 22 使用方法・手順の指導は ・被災者は日常足場解体で使用ろしをすることが多く、指導は十分で梯ロープの使用方法はよく知っていた。 23 使用場所目標は ・梯ロープは当日も使用したもので異常がなかったので、当日指はしなかった。 24 設備状況 どのような設備の場所で ・被災者が解体ろしをする足場は、解体ろしのため高さが低くなり外し作業した。 25 どのような設備を使用して ・午前中安全帯は、水解体の足場に掛けて使用していたが、午後から足安全帯を使用しなかった（乗定）。 26 安全管理体制 会社の安全衛生管理の組織は ・当社は安全衛生委員会等を組織は、ハ工建設には安全衛生委員会等は組織されていなかった。 27 安全管理体制の活動状況は ・当社は協力会が組織とも安全衛生管理体制は十分である。 28 ・ハ工建設は協業員が30人程度で安全衛生推進者を選任されている。 29 安全衛生の実施状況は ・当社としては月に１回程度協力会メンバーの安全衛生パトロールが実施されている。 30 ・ハ工建設は社員スタッフが元請からの足場組立に安全衛生パトロールを実施していない。 31 適正配置 作業に必要な資格者の配置は ・職長は作業者の経験と技性・資格等を検討し適正配置を実施している。 32 教育の実施 作業者に対する教育の実施状況は ・被災者は自社が実施する作業者教育には必ず出席し、討論等では活発な意見を出していた。 33 ・ハ工建設は新規の現場に配置する職は当り直し教育を実施することとなっている。 34 ・当り直し教育の教材は当社の職は当日の朝ミ出ので元請が事前に提示することとなっている。 第２段階 問題点の発見（危険性・有害性の特定）では、業種別・類似性に問題がある と思われる No.に□を付ける。	83		表５－６ 第１段階 ～事実の確認～ No 確認事項 検討項目（例示事項） 事実の確認 1 工程打合せ会議 月例打合せの有無と方法・内容は ・先月末は協議会は開催かも、工務と共書面と重点実施事項の説明があった。（下請協社長が出席） 2 工程打合せ会議 週間打合せの有無と方法・内容は ・解体作業前は、元請所長と下請会の社員及び職長との間で、作業方法について打合せをした。 3 前日の打合せの有無と方法・内容は ・X 建設は、毎日 13 時より安全工程打合せを実施しており、元請より足場解体作業は整備前と日程変するよう指示された。 4 作業者への周知は誰が・どのように 5 施工計画 施工計画の作成は、有・無 ・足場の計画は作成され、監督署に届け出済みであった。 6 施工計画 施工計画の職長への周知は 7 施工計画・施工要領書 協力業者の施工要領書の作成は、有・無 ・下請会には標準的な施工要領書は渡った。 8 施工要領書の周知方法は ・下請会では標準的な施工要領書で、年３回程協会に参加することを義務付け、実施していた。 9 協力業者の作業手順書の作成は ・下請会には足場組立・解体作業の標準的な作業手順書は作成されていた。 10 作業手順書の作成・周知 作業手順の危険性又は有害性の特定と対策は ・手順書の中には、危険性又は有害性等の検討はされていた。 11 作業者への周知は ・作業手順書をもとに実際ではあるが作業安全前に対して、職場安全実施していた。 12 職長の作業指示 職長の作業指示内容は、安全作業の指示は ・前日と同じ作業だったので、作業配置の指示はしたが「安全帯使用」については朝礼の指示はしなかった。 13 被災者の作業指示内容の理解は ・被災者は日頃ルールを良く守る作業者で、安全帯の使用は知っていた。 14 指示事項の遵守状況は ・被災者は午前中は安全帯を使用していたが、午後は使用しなかった。 15 新規入場時教育の実施の有無、実施者は ・足場解体作業開始の初日、元請所長が作業所のルール他約１時間実施した。 16 新規入場時教育 新規入場時教育の内容は ・足場解体作業における危険性及び安全帯の使用について指導があった。 17 被災者の新規入場時教育の理解は ・被災者は日頃高所作業における安全帯使用のルールについては、十分に理解していた。 18 危険予知活動 危険予知活動の実施の有無 ・当日は元請作業での墨所関係が移動合となったので梯子を指示の後、危険予知活動を実施しないで作業に取りかかった。 19 被災者の参画状況は（意見を述べた等） 20 職長の対策の善否状況は 21 作業・朝礼の実施は ・現場のための参加できなかった。 22 安全ミーティングの実施は ・作業配置の指示のみですぐ作業にかかった。 23 作業開始直点検は ・梯ロープは当日作業開始前点検をし、異常はなかった。 24 安全施工サイクル 作業所長の作業所巡視状況、指導は ・作業所長は午後の作業時、作業の状況確認のため現場を巡回した。 25 職長の作業所巡視状況、指導は ・職長は作業主任者を兼務し、足場上部で解体作業を B と２名でやっていた。 ・被災者は午前中安全帯を使用し作業していたので、職政の指導はしなかった。 26 作業所巡視時の保護具の使用状況は 作業所長が午後中の巡回時、被災者は安全帯を使用して作業していた。 27 職長の資格・資格は ・朝礼 18 年、職長・安全衛生責任者教育７、足場組立て解体作業技能講習修了、玉掛け作業技能講習修了。 28 職長の直接指導 作業場所での職長の直接指導は ・職長は午後一番で安全工程打合せ会に出席のため、打合せが終了したら「すぐ戻る」ことを告げ、事務所に行った。 29 職長が作業場所を離れた理由は ・現日の作業打合せであった。 30 職長（作業主任者）の代行者の指名は ・職長は打合せがすぐ終わると思ったので、代行者の指名はしなかった。 31 災害発生時の作業は ・午前中の作業終了時、組り外した手摺を掛回し忘れて使用入れた。 32 被災者の作業状況は ・下請１社になって作業を再開するため、足場の共通物資を使った。 ・被災者は午後も足場の５層目の脚受け部を外しきれた、南西部分を解体した足場部材をロープにより揺らす作業にとりかかり、整理した。（安全帯不使用） 33 同僚の作業状況は ・同僚は職長から指示された脚材の配置についていたので、被災者の働きする状況は見ていなかった。 34 同僚の作業内容は ・同僚３は職長と足場の解体、C は解体部材の保護ろし場までの運搬作業、D は地上での部受け作業、E は置き場までの運搬作業。 35 被災者に関する事実 被災者の経験、資格、健康状況は ・被災者は経験８年、玉掛け作業の有資格者。 ・被災者は毎年行われる健康診断で異常がなかった。 ・作業に必要な保護具を着用していた。（安全帯、保護帽、革手袋、安全靴） （以下省略）	
85		（ページ削除）			

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
86		（ページ全体の差し替え） ② 第２段階 ～ステップ１ 危険性又は有害性の特定～ このステップは、前提条件で把握された事実の中からできるだけ多く危険性又は有害性を特定し、事実番号に○印を付けます。 危険性又は有害性の特定は、次によって実施します。 a 直接原因となった危険性又は有害性の特定 b 間接原因となった管理監督の欠陥からの特定 c 法令、社内規程、作業手順等から外れた問題点 	84		⑴ 第２段階 ～問題点の発見・分析～ １ 目的 この段階は、第１段階で把握された事実から判断して、基準からはずれた事実を問題点として抽出し、なにを基準として問題点としたか、その理由を明らかにすることを目的とする。 ２ 直接原因と間接原因を分析する ⑴ 直接原因の分析 第１段階で把握された事実から判断して、基準※からはずれた事実を問題点として抽出する（直接原因） ⑵ 間接原因の分析 問題点となった事実については、人的、設備的、作業的の多面から、又は、その背景となる作業的、管理的な面から分析・検討する（間接原因）。 ※ 災害事例研究における基準とは 法令、社内規定、指示・命令、作業手順、作業所の慣習などを指している。
87		（ページ全体の差し替え） 表５－８ 第２段階 危険性又は有害性の特定 No１ No 確認事項（例） 検討項目 事実の確認 1 現行業者は ・被災者を雇用する雇用者は、ハハ建設（株）であった 2 雇用業者は ・同上 3 職長は ・職長は同じ一部で、経験 15年 ④ 作業主任者は ・足場の組立て等作業主任者は職長が兼務、経験 10年 5 資格等は 作業分担の必要資格者 ㊒ 無 ・足場の組立て等作業主任者、玉掛け作業者 6 当日の作業人員は ○名でどのような作業 ・職長以下８名で足場の解体作業 7 被災者の作業は 本日作業、本週作業、作業内容 ・被災者は１名で足場部材の取扱うし作業 8 被災者の資格は ㊒ 無 資格名 ・被災者は玉掛け作業の必要資格者である 9 職歴者は 有 ㊒ 氏名 ・除草時の職歴者はいない。 10 加害者は 有 ㊒ 氏名 ・加害者なし 11 共同作業者の作業 同僚の作業内容は ・同僚Ａは職長と足場の解体。Ｂは解体資材の荷降ろし場までの運搬。Ｃは地上での荷受け作業。ＤはＢ資と場までの連続作業 12 被災者の健康 既往症はあったか。 ・被災者は毎年行われる健康診断で異常がなかった。 13 健康状態 作業に必要な資格は ・安全帯、保護帽、革手袋、安全靴 14 被災者の保護具の使用状況は ・被災者は日頃安全帯等の使用状況は良く、当日も午前中の使用状況は良かった。 15 天候等 当日の天候は。晴れ 曇 雨 雪 ・当日は朝から晴天で足場の解体作業に支障はなかった。 16 環境状況 作業所の周囲の環境は ・周囲は事務所等が多く、付近道路は通行者が多い。 17 通行人や民家は ・通行者は公相撲稽古が多く、通学等の児童はいない。 18 場内の整理整頓は ・作業場内及び作業通路は整理整頓されていた。 19 通路の整備状況は ・解体場所までの通路及び資材置場は整備されていた。 20 作業床等は ・被災者の作業場所の作業床は十分に確保されていた。 21 機械、工具、道具 どのような機械・工具・道具を使用して ・被災者は足場部材の荷降ろし作業のため縄ロープを使用していた。 22 使用方法・手順の問題は ・被災者は日常足場解体で荷降ろしをすることが多く、経験は十分で縄ロープの使用方法はよく知っていた。 ㉓ 使用器の点検は ・縄ロープは前日も使用したもので異常がなかったので、当日点検はしなかった。 ㉔ 設備状況 どのような設備の場所で ・被災者が荷降ろしをする足場は、廊下ろしのため高いを現を利し作業した。 ㉕ どのような設備を使用して ・下部中安全帯は、本解体の足場に取付て使用していたが、下部手ふは安全帯を使用しなかった（無反）。 ㉖ 安全管理体制 会社の安全衛生委員会等の組織は ・元請は安全衛生委員会が有るが、ハハ建設には安全衛生委員会等は組織されていなかった。 27 安全管理体制の活動状況は ・元請は近代５Ｓ活動とも安全衛生管理体制は十分である。 ㉘ ・ハハ建設は従業員が国名指定で安全衛生指導員と選任されていない。 29 安全指導の実施状況は ・元請としては月に１回程度出たスタッフの安全衛生パトロールが実施されている。 ㉚ ・ハハ建設は元社スタッフ不足のため定期的に安全衛生パトロールを実施していない。 31 適正配置 作業に必要な要格者の配置は ・職長は作業者の経験と技術・資格等を検討し適正配置を実施している。 32 教育の実施 作業者に対する教育の実施状況は ・被災者は会社が実施する作業者教育には必ず出席し、出講等では出勤簿を押していた。 33 送り出し教育の実施は ・ハハ建設は新規の現場に配置する際は送り出し教育を実施することとなっている。 34 ・送り出し教育の教材は元請と の取り決めで元請が準備に提供してくれる。 ※２段階 問題点の発見（危険性・有害性の特定）では、直接的・間接的に問題があると思われるNo.に○を付ける。	85		表５－７ 第２段階 ～問題点の発見・分析～ 第２段階 問題点の発見（危険性又は有害性の洗い出し）では、直接的・間接的に問題があると思われるNo.に○印を付ける。 No 確認事項 検討項目（設問例案） 事実の確認 1 工程打合せ会議 当例打合せの有無と方法・内容は ・共同打合せの有無と方法・内容は 2 ・解体作業前日、元請担当と下請会社の社員及び職員との間で、作業方法について打合せをした。 3 週間打合せの有無と方法・内容は ・工程は、毎日 日毎ようで安全工程打合せを実施しており、元請より足場解体作業従事者に注意するよう指示された。 4 作業者への周知は誰が・どのように 5 施工計画 施工計画の作成は、有・無 ・足場の計画は作成うし、監督者に届け出済みであった。 6 施工計画の関係者への周知は 7 施工計画・施工要領書 協力業者の施工要領書の作成は、有・無 ・下請会社は標準的な施工要領書作、甲２回程解体に参加することを義務付け、実施していた。 8 施工要領書の周知方法は ・下請会社は標準的な施工要領書で、甲２回程解体に参加することを義務付け、実施していた。 9 協力業者の作業手順書の作成は ・下請会社は足場組立・解体作業の標準的な作業手順書は作成されていた。 10 作業手順書の作成・周知 作業手順の危険性又は有害性の特定と対策は ・手順書の中には、危険性又は有害性等の検討はされていた。 11 作業者への周知は ・作業手順書をもとに作足際ではあるが作業者全員に対して、職場会を実施していた。 12 職長の作業指示 職長の作業指示内容は、安全作業の指示は ・前日と同じ作業だったので、作業配置の指示はしたが「安全帯使用」について説明の指示はしなかった。 13 職長の作業指示内容の理解は ・被災者は日頃ルールを良く守る作業者で、安全帯の使用は知っていた。 14 指示事項の遵守状況は ・被災者は９歳中は安全帯を使用していたが、午後は使用しなかった。 15 新規入場時教育 新規入場時教育の実施の有無、実施者は ・足場解体作業開始の初日、元請所長が作業所のルール他約１時間実施した。 16 新規入場時教育の内容は ・足場解体作業における危険作業及び安全帯の使用について指導があった。 17 被災者の新規入場時教育の理解は ・被災者は日頃現所作業における安全帯使用のルールについては、十分に理解していた。 18 危険予知活動 危険予知活動の実施の有無 ・当日は元請が作業所周囲の初日、元請所長が作業所のルール他約１時間実施した。 19 被災者の参画状況は（意見を述べた等） ・危険予知活動を実施しない作業に取りかかった。 20 被災者の対策の遵守状況は 21 安全施工サイクル 休憩・朝礼の実施は ・朝礼のため参加できなかった。 22 安全ミーティングの実施は ・作業配置の指示のみやすぐ作業にかかった。 23 作業開始前点検は ・ロープは当日作業開始前点検をし、異常はなかった。 24 作業所長の作業所巡視状況、指導は ・作業所長は午後中の作業後、作業の状況確認のため現場を巡回した。 25 職長の作業所巡視状況、指導は ・職長は作業３応者を兼務し、足場上部で解体作業をおこ２名でやっていた。 ・被災者は午前中安全帯を使用しかを作業していたので、特段の指導はしなかった。 26 作業所巡視時の保護具の使用状況は ・作業所長が午後中の巡回時、被災者は安全帯を使用して作業していた。 27 職長の経験、資格は ・経験１５年、職長・安全衛生責任者教育修了、足場組立て解体作業技能講習修了、玉掛け作業技能講習修了。 28 職長の直接指導 作業場所での職長の直接指導は ・職長は午後一番で安全と現行かせ会に出席のため、打合せが終了したら「すで来る」ことを告げ、事務所に行った。 29 職長が作業場所を離れた理由は ・常日の作業打合せであった。 30 職長（作業主任者）の代行者の指名は ・職長は打合せが不要かと思ったので、代行者の指名はしなかった。 31 災害発生時の作業は 被災者の作業状況は ・午後中の作業終了時、取り外した手摺を復旧しないで段差ふに入った。 ・午後１時になって作業を再開するため、足場の部材復旧を始った。 ・被災者は午後も足場から墜落の危険が取り外しされた、本所開分から解体した足場部材をロープによ３降ろす作業にとりかかり、墜落した。（安全帯未使用） 32 同僚の作業状況は ・同僚は職員から指示された場所の配置についていたので、被災者の墜落する状況は見ていなかった。 33 同僚の作業内容は ・同僚は職員と足場の解体、ことは解体部材の荷降ろし場までの運搬作業。ひは地上での荷受け作業、Ｅは置き場までの運搬作業。 34 被災者に関する事実 被災者の経験、資格、職種状況は ・被災者は経験８年、玉掛け作業の有資格者。 ・被災者は毎年行われる健康診断で異常がなかった。 ・作業に必要な保護具を着用していた。（安全帯、保護帽、革手袋、安全靴） （以下省略）

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年 12 月 26 日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
88		（ページ全体の差し替え） 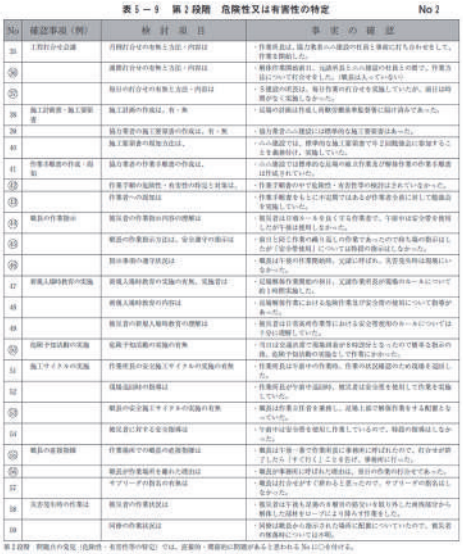 表５－９　第２段階　危険性又は有害性の特定　No.2 No.　確認事項（例）　検討項目　事実の確認 35　工程打合せ会議　月例打合せの有無と方法・内容は　・作業所長は、協力業者への連絡の担当と事前に打ち合わせをした。作業を開始した。 36　　週間打合せの有無と方法・内容は　・朝礼の実施始終日、伝達所長とのハ連絡の担当との間で。作業方法について打合せをした。（職長は入っていない） 37　　毎日の打合せの有無と方法・内容は　・５連続の所長は、毎日作業の打合せを実施していたが、前日は時間がなく実施しなかった。 38　施工計画書・施工要領書　施工計画の作成は、有・無　・足場の計画は作成し現場労働基準監督署に届け済みであった。 39　　協力業者の施工要領書の作成は、有・無　・協力業者への建設には標準的な施工要領書はあった。 40　　施工要領書の周知方法は。　・ハの建設では、標準的な施工要領書で年２回職場会に参加することを義務付け、実施していた。 41　作業手順書の作成・周知　協力業者の作業手順書の作成は。　・ハの建設では標準的な足場の組立作業及び解体作業の作業手順書は作成されていた。 42　　作業手順の危険性・有害性の特定と対策は。　・作業手順書のなかで危険性・有害性等の検討はされていなかった。 43　　作業者への周知は　・作業手順書をもとに不足部ではあるが作業者を前に対して勉強会を実施していた。 44　職長の作業指示　職長書の作業指示内容の理解は　・職長書は口頭ルールを良くする作業者で、午前中は安全帯を着用したが午後は使用しなかった。 45　　職長の作業指示方法は。安全衛生の指示は　・前日と同じ作業の繰り返しの作業であったので特も場の指示はしたが「安全帯使用」については指摘の指示はしなかった。 46　　指示事項の遵守状況は　・職長は午後の作業開始時、足場に呼ばれ、天気変化時は現場にいなかった。 47　新規入場時教育の実施　新規入場時教育の実施の有無、実施者は　・足場解体作業開始の朝は、足場作業所長が現場のルールについて約１時間実施した。 48　　新規入場時教育の内容は　・足場解体作業における危険作業及び安全帯の使用について勉強があった。 49　　被災者の新規入場時教育の理解は　・被災者は日常業務作業等における安全帯使用のルールについては十分に理解していた。 50　危険予知活動の実施　危険予知活動の実施の有無　・当日は交通誘導で現場降着が８時30分となったので簡単な勉強の後、危険予知活動の実施をして作業に かかった。 51　施工サイクルの実施　作業所長の安全施工サイクルの実施の有無　・作業所長は午前中の作業時、作業の状況確認のため現場を巡回した。 52　　現場巡回時の指導は　・作業所長が午前中巡回時、被災者は安全帯を使用して作業を実施していた。 53　　職長の安全施工サイクルの実施の有無　・職長は作業主任者を兼務し、足場上部で解体作業をする配置となっていた。 54　　被災者に対する安全指導は　・午前中は安全帯を使用に作業しているので、特段の指導はしなかった。 55　職長の巡視指揮　作業現所での職長の巡視指揮は　・職長は午後一番で作業所前に事務所に呼ばれたので、打合せが終了したら「すぐ行く」ことを告げ、事務所に行った。 56　　職長が作業場所を離れた理由は　・職長が事務所に呼ばれた理由は、朝日の作業の打合せであった。 57　　サブリーダの指名の有無は　・職長は打合せがすぐ終わると思ったので、サブリーダの指名はしなかった。 58　災害発生時の作業は　被災者の作業状況は　・被災者は下段も足場の手摺用の筋交いを取り外した状況現場から解体した部材をロープにより降ろす作業をした。 59　　同僚の作業状況は　・同僚は職長から指示された場所に配置についていたので、被災者の施工状況については不明。 第２段階「問題点の発見（危険性・有害性等の特定）では、直接的・間接的に問題があると思われる No.2 につ等付ける。	86		③　第３段階　根本的問題点の決定 ～災害の根本的問題点を決定し、さらに災害原因を決定する～ １　目的 この段階は、第２段階で抽出した問題点の中から、なにが災害の中心的要因となったかを念入りに検討し、これを根本的問題点として決定し、災害の原因をまとめる（決定する）ことを目的とする。 ２　根本的問題点の決定の仕方 根本的問題点の決定に当たっては、次の3点から検討して決定する。 ①　問題点ごとに、その災害要因が人的か、設備的か、作業的か、若しくは管理的であるかの区分を決定する。 ②　問題点ごとに、災害の中心となった根本的問題点かどうかを可能性の度合（影響の大小）と重篤度（過失の大小）で評価する。 ②　評価後の結果、優先度が高いものを根本的問題点として決定し、順次対策を立てて実施する。 とくに、法規、社内規定に違反する事実は、問題点の深さが大きいので、災害との因果関係を考慮して根本的問題点とする。 ３　災害原因の決定の仕方 根本的問題点はいくつか決定されるが、それぞれ独立した事実を示しているので、これらの相関関係及びウエイトを明らかにするため、根本的問題点となった事実を要約して災害原因を決定する。
89		（ページ全体の差し替え） ③　第３段階　～ステップ２　リスクの見積り～ ～ステップ３　リスクを評価する～ ステップ１で特定したすべての危険性・有害性等について、見積りを行います。 見積りは、「災害の発生する可能性の度合」と「災害の重篤度」から危険性・有害性等の大小を客観的に把握します。（「見積り基準」については前掲） 見積りは、次によって実施します。 ａ　見積りは、第１に人的、物的、管理的面から実施し、元請・下請の責任分野を明確にする。 ｂ　第２に特定した危険性・有害性等が「どれくらい危険（有害）なものか」見積り基準に照らし、明らかにする。 ｃ　見積りは大まかにする。 図５－８　危険性・有害性の調査 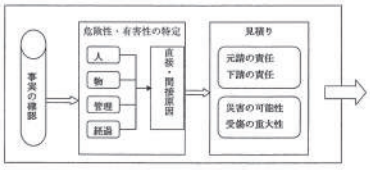 「見積り基準」に照らし、見積もった危険性・有害性等を総合的に評価し、危険度から、危険性・有害性を特定します。（「評価基準」「危険度の基準」は前掲） 評価に当っては、次の事項に留意します。 ａ　評価・特定する場合、多数決で行う場合も災害が発生した場合の「重篤度」を検討し、評価・特定する。 ｂ　下請の場合、元請の責任分野に該当する事項を除き、自社関係のものを特定する。 ｃ　特定したリスクが年度安全衛生計画に反映させる必要が有る場合は、該当欄に特記しておく。	87		表５－８　第３段階　根本的問題点の決定 問題点番号　問題点の内容　人的要因（設備　管理）　設備的要因（設備　管理）　作業的要因（設備　管理）　管理的要因（設備　管理）　可能性の度合（影響の大小）　重篤度（過失の大小）　評価　優先順位　特定の根本的問題点　年度計画への反映 12　22　職長は、繰り返し作業のため安全帯の使用を省略した。　○　○　○　○　3　3　6　Ⅲ　○　作業開始前ミーティング、現場 KY の徹底実行 14、32　被災者は、午前中は安全帯を使用していたが、午後は使用しなかった。　○　○　3　3　6　Ⅲ　○　安全帯使用ルールの徹底 18、21　作業所周囲の時間が遅れ、職長は KY を実施しなかった。（朝礼・夕礼とも不参加）　○　○　○　2　3　4　Ⅲ　○　職長、作業主任者等への再教育 25　職長は、足場解体の要主任者を兼務していた。実に自らも作業者の一人として作業していた。　○　○　○　1　3　3　Ⅲ 29、30　職長（作業主任者兼務）は、安全工程打合せ会に出席のため事務所に行き、元打合の場もしずに現場を離れた。　○　○　○　1　2　3　Ⅲ 31　足場の手摺を取外したまま、復旧しないで仮枠ボに入った。　○　○　○　○　2　3　5　Ⅲ　○　安全施設を取外す場合のルール教育 凡例　◎：より重大な責任がある ○：関係すると思われる	

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年 12 月 26 日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
90		（ページ全体の差し替え） 表５－10　第３段階　根本的問題点の発見 （表中略）	88		⑷　第４段階　再発防止対策の樹立　～再発防止対策の内容検討～ １　目的 この段階は、根本的問題点及び災害原因に基づき再発防止のための対策を樹立することを目的とする。 ２　同種災害及び類似災害防止のための再発防止対策の内容検討 ①　同種災害の防止のための再発防止対策は、次の３点から検討する。 ア．事例の事実や問題点から、事前にこの手を打てば災害を防止できたであろうという可能性を追求して、人的、設備的、作業的及び管理的な面からいくつかの措置を検討する。 イ．対策は、必要性、具体性及び実施可能性のあるものであって、最善の方法を検討する。 ウ．今後、災害原因をどのように発見し、それを除去するか、また、新たな災害原因の発生を防止するにはどうすべきかを検討する。 ②　類似災害防止のための再発防止対策の検討 すべての問題点から類似災害防止のための対策は、①の同種災害防止対策に準じて対策を立てる。 ３　実施計画の立て方 ①　対策の実施計画の基本は、単なる対処療法的であってはならない。つまり、対策の重点的な内容と実施順位を定め、当面の対策と根本（抜本）的対策とに分けて立てる。 ②　対策ごとに、「いつまでに」、「だれが（だれに）」、「どこで」、「なにを」、「どのように」を明らかにする。 （「再発防止対策の樹立」を参照）
91		（ページ全体の差し替え） ⑷　第４段階　～ステップ４　危険性・有害性等の除去・低減対策の検討と実施～ 危険性・有害性等の評価・特定の結果、その除去・低減が必要なものに対して、対策を検討します。 対策の検討に当っては、次の事項に留意します。 ａ　対策は、その場で実施できる対策と長期的な対策を検討する。 ｂ　機械・設備等の本質安全化の観点から検討する。 ｃ　機械・工具等の使用による作業方法の改善から検討する。 ｄ　安全衛生教育等の実施による安全意識の高揚から検討する。 ｅ　安全衛生計画への反映を検討する。 表５－11　第４段階　除去・低減対策 （表中略） ⑸　第５段階　～ステップ５　実施内容の記録保管と効果～ 危険性・有害性等に関する記録は、解りやすくし、理解しやすいものとし、常に誰でも閲覧可能にして、次回の危険性・有害性等の除去・低減対策に反映させなければなりません。 記録は、保管し活用することで、次の効果があるものです。 ａ　リスクについて共通の理解、認識ができる。 ｂ　危険予知活動に活用できる。 ｃ　教育教材として活用できる。 ｄ　同種災害、類似災害の防止対策として活用できる。	89		図５－９　再発防止対策の樹立 （表中略）

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
92		（ページを削除） 図５－９　安全衛生計画への反映 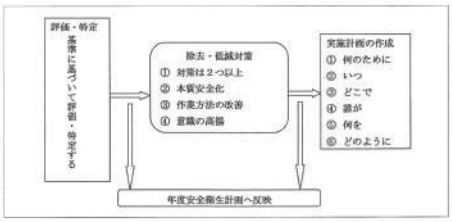 機械・設備の改善 1　昇降設備 ○　昇降階段の勾配を緩くする ○　昇降階段の中間に踊り場を設ける ○　昇降階段には滑り止めを設け、手すりに中さんを入れる ○　昇降階段の踏み面を広くする 2　はしご、脚立 ○　踏み面を広くする ○　滑り止めを設ける 3　照明設備 ○　通路、作業場所の照明を明るくする ○　型わく裏面の照明を明るくする 4　工具・資材の軽量化 ○　レバーブロック、ターンバックルの軽量化 ○　インパクトレンチの軽量化 ○　アルミ製踏み台の使用 ○　穿孔機の軽量化 5　機械への昇降施設 ○　泥水タンク、作泥プラントに昇降階段を設ける （階段の勾配はできるだけ緩やかにする） 作業方法の改善 1　危険作業の削減 ○　高所作業を地上作業に置き換える （柱では、タラップ、親綱取付け用金具等を製作時に取付け、また、親綱を地上で取付ける） （壁では、足場取付け用、安全ネット用等取付けブラケットを製作時に取付け、また、スタンション、親綱、つり足場を地上で取付ける） （切梁等の解体時は大ばらしをして運搬し、小ばらしは地上で行う） 2　作業姿勢 ○　無理な姿勢での作業の排除 （はしご、脚立の使用） 3　重量物等の運搬 ○　長尺物の運搬は２人で行う ○　柱等の主鉄筋はクレーンにより建込む			
94	図６－１	（赤枠を修正） 図6-1　労働安全衛生法及び関係政省令等の体系図(建設業に特に関連のある労働安全衛生法令) 	92	図６－１	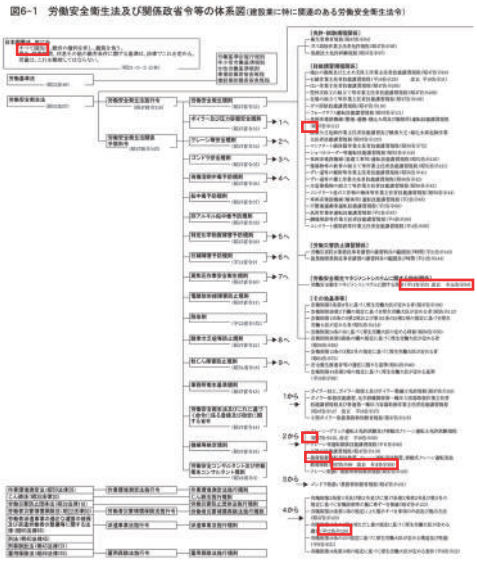

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
95	図６－１	（赤枠を修正、追加） 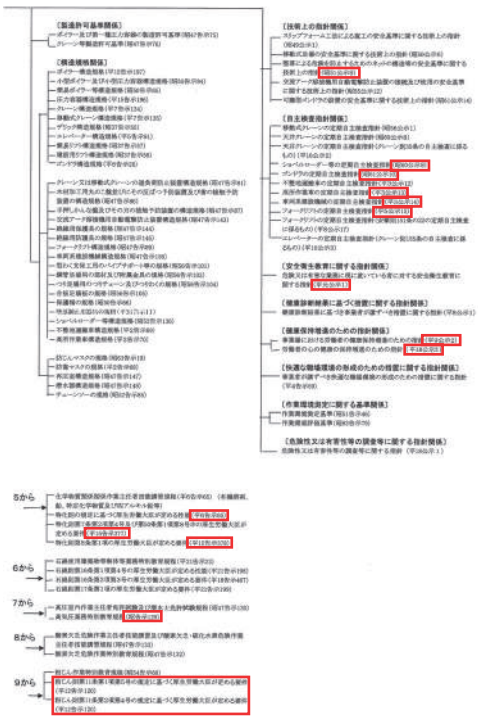	93	図６－１	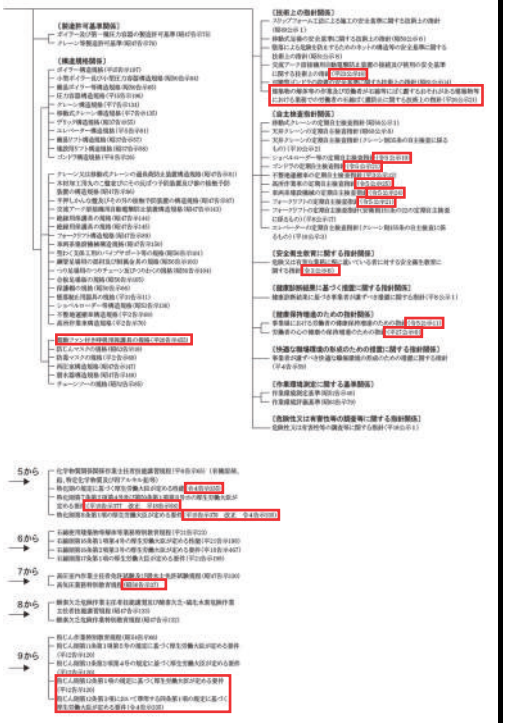
97	上から １行目	２　安衛法の構成 （下線部を修正）	95	上から １行目	２　労働安全衛生法の構成
101	下から 12行目	建設業及び建設業に属する事業をいいます。 （下線部を修正）	99	下から 12行目	建設業その他政令で定める業種に属する事業をいいます。
101	下から 11行目	⑥　特定事業者（法第15条第1項） （下線部を修正）	99	下から 11行目	⑥　特定元方事業者（法第15条第1項）
102	上から ５行目	①　事業者は、労働災害を防止するために必要な最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を守らなければなりません。また、国が実施する労働災害防止の施策に協力するようにしなければなりません。 （下線部を修正）	102	上から ５行目	①　事業者は、労働災害を防止するための必要な最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければなりません。また、国が実施する労働災害防止に関する施策に協力するようにしなければなりません。
102	上から 10行目	②　機械等の設計、製造、輸入者、原材料の製造、輸入者、建設物の建設者や設計者は、それぞれの立場で労働災害の発生の防止に資するようにしなければなりません。 （下線部を修正）	100	上から 10行目	②　機械等の設計、製造、輸入者、原材料の製造、輸入者、建設物を建設する者や設計者は、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するようにしなければなりません。

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年 12 月 26 日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
102	下から 11 行目	③　建設工事の注文者等は、安全で衛生的な作業ができるように配慮しなければなりません。	100	下から 11 行目	③　建設工事の注文者等は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業ができるように配慮しなければなりません。 （下線部を追加）
102	下から 8 行目	労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者等が実施する労働災害の防止措置に協力するように努めなければなりません。 （下線部を修正）	100	下から 8 行目	労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者等が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければなりません。
102	下から 5 行目	2以上の建設業に属する事業者が、1の場所において行われる当該事業の仕事を共同連帯して請け負った場合（いわゆるジョイントベンチャー）においては、そのうちの1人を代表者として定めなければなりません。この代表者が当該事業の事業者とみなされ、労働安全衛生法の適用を受けます。 （下線部を修正）	100	下から 4 行目	2以上の建設業に属する事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を共同連帯して請け負った場合（いわゆるジョイントベンチャー）においては、そのうちの1人を代表者として定めなければなりません。この代表者が当該事業の事業者とみなされ、労働安全衛生法の適用を受けます。
104	法第 10 条	（赤枠を修正） 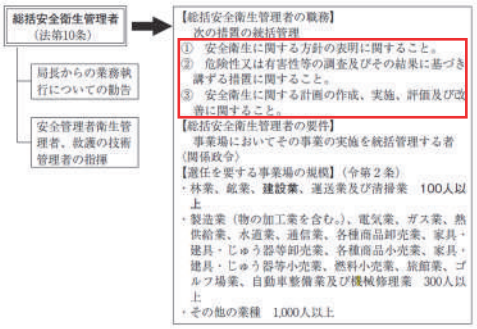 	102	法第 10 条	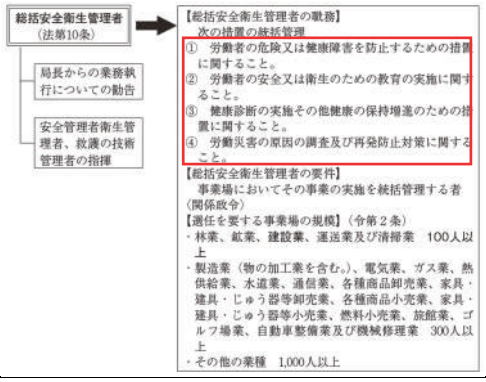
104	法第 11 条	（赤枠を修正） 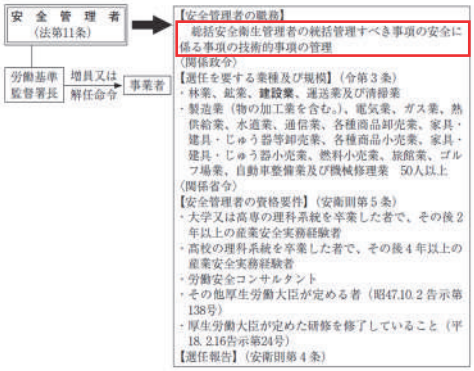 	102	法第 11 条	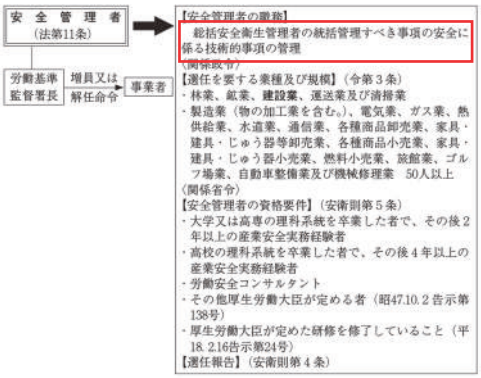

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年 12 月 26 日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
104	法第 12 条	（赤枠を修正） 衛生管理者（法第12条） 労働基準監督署長 増員又は解任命令 → 事業者 【衛生管理者の職務】 総括安全衛生管理者の統括管理すべき事項の衛生に係る事項の技術的事項の管理 （関係政令） 【選任を要する規模】（令第４条） 50人以上 （関係省令） 【業種区分】（安衛則第７条） ・農林水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業 第１種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント ・その他の業種 上記業種に選任できる者及び第２種衛生管理者	102	法第 12 条	衛生管理者（法第12条） 労働基準監督署長 増員又は解任命令 → 事業者 【衛生管理者の職務】 総括安全衛生管理者の統括管理すべき事項の衛生に係る技術的事項の管理 （関係政令） 【選任を要する規模】（令第４条） 50人以上 （関係省令） 【業種区分】（安衛則第７条） ・農林水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業
105	法第 12 条（前頁最下部の続き）	（赤枠を修正） 【衛生管理者の資格要件】（第10条） ・衛生管理者免許を受けた者 ・医師　・歯科医師　・労働衛生コンサルタント ・その他厚生労働大臣が定める者（昭47. 9.30告示第94号「衛生管理者規程」）	103	法第 12 条（前頁最下部の続き）	第１種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント ・その他の業種 上記業種に選任できる者及び第２種衛生管理者 【衛生管理者の資格要件】（安衛則第10条） ・衛生管理者免許を受けた者 ・医師　・歯科医師　・労働衛生コンサルタント ・その他厚生労働大臣が定める者（昭47. 9.30告示第94号「衛生管理者規程」）
105	法第 12 条の２	（赤枠を修正） 安全衛生推進者等（法第12条の２） 【安全衛生推進者等の職務】 ① 危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。 ② 安全又は衛生のための教育の実施に関すること。 ③ 健康診断の実施その他健康保持増進のための措置に関すること。 ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。 ⑤ 安全衛生に関する方針の表明に関すること。 ⑥ 労働安全衛生法第28条の２第１項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。 ⑦ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。 【安全衛生推進者を選任すべき業種】 ・林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 ・製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 【衛生推進者を選任すべき業種】 ・安全衛生推進者を選任すべき業種外業種 （関係省令） 【安全衛生推進者等を選任すべき事業場】（安衛則第12条の２） ・常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場 （関係告示） 【安全衛生推進者等の必要な能力】（昭63. 9. 5告示第80号） ・大学、高専を卒業した者で、その後１年以上の安全衛生の実務経験者 ・高校を卒業した者で、その後３年以上の安全衛生実務経験者 ・５年以上の安全衛生実務経験者 ・厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者 ・その他厚生労働省労働基準局長が認める者 （関係通達） 【安全衛生推進者等の具体的な職務】 （昭63. 9.16基発第602号）	103	法第 12 条の２	安全衛生推進者等（法第12条の２） 【安全衛生推進者等の職務】 ① 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。 ② 作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。 ③ 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。 ④ 安全衛生教育に関すること。 ⑤ 異常な事態における応急措置に関すること。 ⑥ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。 ⑦ 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること。 ⑧ 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること。 【安全衛生推進者を選任すべき業種】 ・林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 ・製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 【衛生推進者を選任すべき業種】 ・安全衛生推進者を選任すべき業種外業種 （関係省令） 【安全衛生推進者等を選任すべき事業場】（安衛則第12条の２） ・常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場 （関係告示） 【安全衛生推進者等の必要な能力】（昭63. 9. 5告示第80号） ・大学、高専を卒業した者で、その後１年以上の安全衛生の実務経験者 ・高校を卒業した者で、その後３年以上の安全衛生実務経験者 ・５年以上の安全衛生実務経験者 ・厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者 ・その他厚生労働省労働基準局長が認める者 （関係通達） 【安全衛生推進者等の具体的な職務】 （昭63. 9.16基発第602号）
105	法第 13 条	（赤枠を追加） 産業医等（法第13条） （関係省令） 【産業医の職務】（安衛則第14条第１項） ・健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。 ・作業環境の維持管理に関すること。 ・作業管理に関すること。 ・健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。 ・衛生教育に関すること。 ・労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止の措置に関すること。 【産業医の要件】（安衛則第14条第２項）	104	法第 13 条	・作業管理に関すること。 ・労働者の健康管理に関すること。 ・健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。 ・衛生教育に関すること。 ・労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止の措置に関すること。 【産業医の要件】（安衛則第14条第２項） ・厚生労働大臣が定める研修を修了した者 ・労働衛生コンサルタント（保健衛生）試験に合格した者 ・大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、助教授又は講師の職にあり、又はあった者 ・その他厚生労働大臣が定める者

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
107	法第 15 条の 2	（赤枠を修正） 元方安全衛生管理者（法第15条の２） 労働基準監督署長の増員又は解任命令 【職務】 ・統括管理事項（法第30条第１項）の技術的事項の管理 〈関係省令〉 【元方安全衛生管理者の資格要件】（安衛則第18条の４） ・大学、高専の理科系統を卒業した者で、その後３年以上の建築工事における安全衛生実務経験者 ・高校の理科系統を卒業した者で、その後５年以上の建設工事における安全衛生実務経験者 ・その他厚生労働大臣が定める者（昭55. 12. 2告示第82号）	105	法第 15 条の 2	元方安全衛生管理者（法第15条の２） 労働基準監督署長の増員又は解任命令 【職務】 ・統括管理事項（法第30条第１項）の技術的事項の管理 〈関係省令〉 【元方安全衛生管理者の資格要件】（安衛則第18条の４） ・大学、高専の理科系統を卒業した者で、その後３年以上の建設工事における安全衛生実務経験者 ・高校の理科系統を卒業した者で、その後５年以上の建設工事における安全衛生実務経験者 ・その他厚生労働大臣が定める者（昭55. 12. 2告示第82号）
108	法第 16 条	（赤枠を修正） 安全衛生責任者（法第16条） 安全衛生責任者選任の特定元方事業者への通報 〈関係省令〉 【安全衛生責任者の職務】（安衛則第19条） ・統括安全衛生責任者との連絡 ・統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者への連絡 ・統括安全衛生責任者からの連絡に係る事項の実施についての管理 ・自らの作業の実施に関する計画と特定元方事業者が作成する計画と整合性の確保を図るための統括安全衛生責任者との調整 ・自ら行う作業及び他の請負人が行う作業が混在して行われることによって生ずる労働災害に係る危険の有無の確認 ・自らの仕事の一部を他の請負人に請け負わせる場合におけるその請負人の安全衛生責任者との作業間の連絡及び調整	106	法第 16 条	安全衛生責任者（法第16条） 安全衛生責任者選任の特定元方事業者への通報 〈関係省令〉 【安全衛生責任者の職務】（安衛則第19条） ・統括安全衛生責任者との連絡 ・統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者への連絡 ・統括安全衛生責任者からの連絡に係る事項のうち当該請負人に係るものの実施についての管理 ・自らの作業の実施に関する計画と特定元方事業者が作成する計画と整合性の確保を図るための統括安全衛生責任者との調整 ・自ら行う作業及び他の請負人が行う作業が混在して行われることによって生ずる労働災害に係る危険の有無の確認 ・自らの仕事の一部を他の請負人に請け負わせる場合におけるその請負人の安全衛生責任者との作業間の連絡及び調整
108	法第 17 条	（赤枠を追加） 安全委員会（法第17条） 【調査審議事項】 ① 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。 ② 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。 ③ その他労働者の危険の防止に関する重要事項。 【委員会の構成】 次の者により構成し、①の者が議長となり、②の者についてはその半数は労働組合等の推せんによるものとする。 ① 総括安全衛生管理者又はこれに準ずる者 ② 安全管理者および安全に関し経験を有する者	106	法第 17 条	安全委員会（法第17条） 【調査審議事項】 ① 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。 ② 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。 ③ その他労働者の危険の防止に関する重要事項。 【委員会の構成】 次の者により構成し、①の者が議長となり、②の者についてはその半数は労働組合等の推せんによるものとする。 ① 総括安全衛生管理者又はこれに準ずる者 ② 安全管理者および安全に関し経験を有する者 ③ 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者
109	法第 22 条	（赤枠を修正） 有害要因による健康障害の防止（法第22条） 【有害要因の区分】 ① 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等によるいわば化学的要因に基づく健康障害（法第22条第１号） ② 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等によるいわば物理的要因に基づく健康障害（法第22条第２号） ③ 計器監視、精密工作等の特殊な作業によるストレス等に関連する健康障害（法第22条第３号） ④ 排気、排液又は残さい物による健康障害（法第22条第４号） 〈関係省令〉 安衛則、有機則、特化則、石綿則、高圧則、電離則、酸欠則、四アルキル鉛則、鉛則、粉じん則、事務所則	107	法第 22 条	有害要因による健康障害の防止（法第22条） 【有害要因の区分】 ① 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害（法第22条第１号） ② 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害（法第22条第２号） ③ 計器監視、精密工作等の特殊な作業による健康障害（法第22条第３号） ④ 排気、排液又は残さい物による健康障害（法第22条第４号） 〈関係省令〉 安衛則、有機則、特化則、石綿則、高圧則、電離則、酸欠則、四アルキル鉛則、鉛則、粉じん則、事務所則
109	法第 24 条	（赤枠を修正） 作業行動から生ずる労働災害防止（法第24条） 〈関係通達〉（昭45. 7.10基発第503号） 重量物取扱い作業における腰痛予防対策	107	法第 24 条	作業行動から生ずる労働災害防止（法第24条） 〈関係通達〉（昭45. 7.10基発第503号） 重量物取扱い作業における腰痛予防について
110	法第 29 条第 2 項	（赤枠を修正） 関係請負人に対する法違反是非の指示（法第29条第２項） 危険場所での作業に係る技術上の指導（法第29条の２） 〈関係省令〉 【対象危険場所】（安衛則第634条の２） ① 土砂等が崩壊するおそれのある場所 ② 基礎工事用機械及び移動式クレーンが転倒するおそれのある場所 ③ 架空電線の充電電路に近接する場所 ④ 擁壁またはれんが壁、コンクリートブロック塀、擁壁等の建設物が損壊する等のおそれのある場所	108	法第 29 条第 2 項	関係請負人に対する法違反是正のため必要な指示（法第29条第２項） 危険場所での作業に係る技術上の指導（法第29条の２） 〈関係省令〉 【対象危険場所】（安衛則第634条の２） ① 土砂等が崩壊するおそれのある場所 ② 基礎工事用機械及び移動式クレーンが転倒するおそれのある場所 ③ 架空電線の充電電路に近接する場所 ④ 擁壁またはれんが壁、コンクリートブロック塀、擁壁等の建設物が損壊する等のおそれのある場所

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年 12 月 26 日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
111	法第 25 条の 2 法第 30 条の 2	（赤枠を修正） 救護に関する必要な措置（法第25条の２、法第30条の２） 【対象となる業種】 建設業 【救護に関する必要な措置】 1．救護に関し必要な機械等の備付け及びその管理 ① 機械等の種類（安衛則第24条の３第１項） ・空気呼吸器又は酸素呼吸器 ・メタン、硫化水素、一酸化炭素及び酸素の濃度を測定するために必要な測定器具 ・懐中電灯等の携帯用照明器具 ・その他救護に必要な機械等 ② 機械等の備え付け時期（安衛則第24条の３第２項） ・ずい道等の仕事で、出入口からの距離が1,000mの場所において作業を行うこととなるとき。 ・たて坑の深さが50mとなるとき。 ・ゲージ圧力が0.1Mpa の圧気工法による作業を行うこととなるとき。 2．救護に関して必要な事項についての訓練 ① 救護に関する訓練（安衛則第24条の４第１項） ・救護に必要な機械等の使用方法に関すること。 ・救急そ生その他の救急措置に関すること。 ・その他安全な救護の方法に関すること。 ② 訓練記録の保存（安衛則第24条の４第３号） ・実施年月日 ・訓練を受けた者の氏名 ・訓練の内容 ③ 機械等の備え付け時期（安衛則第24条の４第２項）機械等の備え付け時期までに１回、その後１年以内ごとに１回実施。 3．その他爆発火災等に備えて、救護に関し必要な事項 ① 救護の安全に関する規程の作成（安衛則第24条の５） ・救護に関する組織に関すること。 ・救護に関し必要な機械等の点検及び整備に関すること。 ・救護に関する訓練の実施に関すること。 ・その他救護の安全に関すること。 ② ずい道等の内部、高圧室内において作業を行う労働者の人数、氏名を確認できる措置。（安衛則第24条の６） 【救護に関する技術的事項を管理する者の選任】 1．機械等を備え付けるときまでに選任すること。（安衛則第24条の７第１項） 2．所轄労働基準監督署に選任報告すること。（安衛則第24条の７第２項） 3．救護技術者の資格要件（安衛則第24条の８） 次に掲げる者で、厚生労働大臣の定める研修を修了したもの。 ① ３年以上ずい道等の建設の仕事に従事した経験を有する者。 ② ３年以上圧気工法による作業を行う仕事に従事した経験を有する者。 【救護技術管理者の職務】 救護に関する必要な措置のうち技術的事項 （関係政令） 【対象となる仕事】 1．ずい道等の仕事で（安衛令第９条の２第１号） ① 出入口からの距離が1,000m以上の場所で作	109	法第 25 条の 2 法第 30 条の 2	救護に関する必要な措置（法第25条の２、法第30条の２） 【対象となる業種】 建設業 【救護に関する必要な措置】 1．救護に関し必要な機械等の備付け及びその管理 ① 機械等の種類（安衛則第24条の３第１項） ・空気呼吸器又は酸素呼吸器 ・メタン、硫化水素、一酸化炭素及び酸素の濃度を測定するために必要な測定器具 ・懐中電灯等の携帯用照明器具 ・その他救護に必要な機械等 ② 機械等の備え付け時期（安衛則第24条の３第２項） ・ずい道等の仕事で、出入口からの距離が1,000mの場所において作業を行うこととなるとき。 ・たて坑の深さが50mとなるとき。 ・ゲージ圧力が0.1Mpa の圧気工法による作業を行うこととなるとき。 2．救護に関して必要な事項についての訓練 ① 救護に関する訓練（安衛則第24条の４第１項） ・救護に必要な機械等の使用方法に関すること。 ・救急そ生その他の救急措置に関すること。 ・その他安全な救護の方法に関すること。 ② 訓練記録の保存　３年間保存（安衛則第24条の４第３号） ・実施年月日 ・訓練を受けた者の氏名 ・訓練の内容 ③ 機械等の備え付け時期（安衛則第24条の４第２項）機械等の備え付け時期までに１回、その後１年以内ごとに１回実施。 3．その他爆発火災等に備えて、救護に関し必要な事項 ① 救護の安全に関する規程の作成（安衛則第24条の５） ・救護に関する組織に関すること。 ・救護に関し必要な機械等の点検及び整備に関すること。 ・救護に関する訓練の実施に関すること。 ・その他救護の安全に関すること。 ② ずい道等の内部、高圧室内において作業を行う労働者の人数、氏名を常事確認できる措置。（安衛則第24条の６） 【救護に関する技術的事項を管理する者の選任】 1．機械等を備え付けるときまでに選任すること。（安衛則第24条の７第１項） 2．所轄労働基準監督署に選任報告すること。（安衛則第24条の７第２項） 3．救護技術者の資格要件（安衛則第24条の８） 次に掲げる者で、厚生労働大臣の定める研修を修了したもの。 ① ３年以上ずい道等の建設の仕事に従事した経験を有する者。 ② ３年以上圧気工法による作業を行う仕事に従事した経験を有する者。 【救護技術管理者の職務】 救護に関する必要な措置のうち技術的事項 （関係政令） 【対象となる仕事】 1．ずい道等の仕事で（安衛令第９条の２第１号）
112	法第 30 条第 2 項	（赤枠を修正） 特定元方事業者の指名（法第30条第２項） 【元方事業者が２つ以上の場合の特定元方事業者の指名】 (イ) 発注者による指名（法第30条第２項前段の場合） 指名義務者……→発注者 指名 ◎ 元請負人　◎ 元請負人 統括管理義務者 下請負人　下請負人　下請負人　下請負人 孫請負人　孫請負人　孫請負人　孫請負人 (ロ) 元請負人による指名（法第30条第２項後段の場合） 発注者 指名義務者……→元請負人 指名 ◎ 下請負人　◎ 下請負人　統括管理義務者 孫請負人　孫請負人　孫請負人　孫請負人 (注)① ［　］内の者は、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているものをさす。 ② ［　］内の者は、一の場所で自ら仕事を行っているものをさす。 ③ ◎印は、特定元方事業者をさす。 (ハ) 労働基準監督署長の指名（法第30条第３項）	110	法第 30 条第 2 項	特定元方事業者の指名（法第30条第２項） 【元方事業者が２つ以上の場合の特定元方事業者の指名】 (イ) 発注者による指名（法第30条第２項前段の場合） 指名義務者……→発注者 指名 ◎ 元請負人　◎ 元請負人 統括安全衛生管理義務者 下請負人　下請負人　下請負人　下請負人 孫請負人　孫請負人　孫請負人　孫請負人 (ロ) 元請負人による指名（法第30条第２項後段の場合） 発注者 指名義務者……→元請負人 指名 ◎ 下請負人　◎ 下請負人　統括安全衛生管理義務者 孫請負人　孫請負人　孫請負人　孫請負人 (注)① ［　］内の者は、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているものをさす。 ② ［　］内の者は、一の場所で自ら仕事を行っているものをさす。 ③ ◎印は、特定元方事業者をさす。 (ハ) 労働基準監督署長の指名（法第30条第３項）

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
113	法第 31 条	（赤枠を修正） 建設物等に対する措置（法第31条） （関係省令） 【対象建設物等】（安衛則第４編特別規制） 1．くい打機及びくい抜機（安衛則第644条） 安衛則第172条、174条～176条、178条～181条、183条に規定する基準に適合すること。 2．軌道装置（安衛則第645条） 安衛則第196条～204条、207条～209条、212条、213条、215条～217条に規定する基準に適合すること。 3．型わく支保工（安衛則第646条） ① 安衛則第237条～239条、242条、243条に規定する基準に適合すること。 ② 型枠支保工のパイプサポート等の規格に適合すること。 4．アセチレン溶接装置（安衛則第647条） ① 安衛則第302条、303条、305条、306条の規定に適合すること。 ② アセチレン溶接装置の安全器及びガス集合装置の安全器構造規格に適合すること。 5．交流アーク溶接機（安衛則第648条） 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置構造規格に適合する交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を備えつけること。 6．電動機械器具（安衛則第649条） 感電防止用漏電遮断装置を接続すること。 7．潜函等（安衛則第650条） ① 安衛則第376条第２号、337条第１項第２号及び第３号に規定する基準に適合すること。 ② 掘り下げ深さが20mを超えるときは送気設備を設けること。 8．ずい道等（安衛則第651条） ① 落盤又は肌落ち防止の措置を講ずること。 ② 安衛則第390条、391条、394条に規定するずい道支保工の基準に適合すること。 9．ずい道型わく支保工（安衛則第652条） 安衛則第397条～398条に規定する基準に適合すること。 10．物品揚卸口等（安衛則第653条） ① 墜落危険場所には、囲い、手すり、覆い等を設けること。 ② 高さ深さが1.5mを超える箇所には、昇降設備を設けること。 11．架設通路（安衛則第654条） 安衛則第552条に規定する基準に適合すること。 12．足場（安衛則第655条） ① 作業床の最大積載荷重の設定及びその表示 ② 悪天候又は中震以上の地震の後においては、足場における作業を開始する前に点検修理すること。 ③ 鋼管足場用の部材及び附属金具の規格ほか足場に係る厚生労働大臣の定める規格に適合すること。 ④ 安衛則第559条～561条、562条第２項、563条、569条～572条、574条に規定する基準に適合すること。 13．作業構台（安衛則第655条の２条） ① 作業床の最大積載荷重の設定及びその表示 ② 悪天候時の後においては、作業を開始する前	111	法第 31 条	建設物等に対する措置（法第31条） （関係省令） 【対象建設物等】（安衛則第４編特別規制） 1．くい打機及びくい抜機（安衛則第644条） 安衛則第172条、174条～176条、178条～181条、183条に規定する基準に適合すること。 2．軌道装置（安衛則第645条） 安衛則第196条～204条、207条～209条、212条、213条、215条～217条に規定する基準に適合すること。 3．型わく支保工（安衛則第646条） ① 安衛則第237条～239条、242条、243条に規定する基準に適合すること。 ② 型枠支保工のパイプサポート等の規格に適合すること。 4．アセチレン溶接装置（安衛則第647条） ① 安衛則第302条、303条、305条、306条の規定に適合すること。 ② アセチレン溶接装置の安全器及びガス集合装置の発生器及び安全器構造規格に適合すること。 5．交流アーク溶接機（安衛則第648条） 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置構造規格に適合する交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を備えつけること。 6．電動機械器具（安衛則第649条） 感電防止用漏電しゃ断装置を接続すること。 7．潜函等（安衛則第650条） ① 安衛則第376条第２号、337条第１項第２号及び第３号に規定する基準に適合すること。 ② 掘り下げ深さが20mを超えるときは送気設備を設けること。 8．ずい道等（安衛則第651条） ① 落盤又は肌落ち防止の措置を講ずること。 ② 安衛則第390条、391条、394条に規定するずい道支保工の基準に適合すること。 9．ずい道型わく支保工（安衛則第652条） 安衛則第397条～398条に規定する基準に適合すること。 10．物品揚卸口等（安衛則第653条） ① 墜落危険場所には、囲い、手すり、覆い等を設けること。 ② 高さ深さが1.5mを超える箇所には、昇降設備を設けること。 11．架設通路（安衛則第654条） 安衛則第552条に規定する基準に適合すること。 12．足場（安衛則第655条） ① 作業床の最大積載荷重の設定及びその表示 ② 悪天候又は中震以上の地震の後においては、点検者を指名して、足場における作業を開始する前に点検修理すること。 ③ 鋼管足場用の部材及び附属金具の規格ほか足場に係る厚生労働大臣の定める規格に適合すること。 ④ 安衛則第559条～561条、562条第２項、563条、569条～572条、574条に規定する基準に適合すること。 13．作業構台（安衛則第655条） ① 作業床の最大積載荷重の設定及びその表示
114	法第 31 条の３	（赤枠を修正） 特定作業に係る必要な措置（法第31条の３） 【措置義務者】 ① 特定作業に係る仕事を自ら行う発注者（元方事業者） ② 特定作業に係る仕事を全部請け負った者で、その一部を請け負わせているもの（専門工事業者） （関係省令） 【特定作業に係る対象機械】（安衛則第666条の２） ① 機体重量が３ｔ以上のパワーショベル、ドラグショベル、クラムシェル ② くい打機、くい抜機、アースドリル、アースオーガー ③ つり上げ荷重が３ｔ以上の移動式クレーン 【必要な措置】（安衛則第662条の３～第662条の５） 請負人相互間における作業の内容、作業に係る指示の系統及び立入禁止区域について必要な連絡及び調整	112	法第 31 条の３	特定作業に係る必要な措置（法第31条の３） 【措置義務者】 ① 特定作業に係る仕事を自ら行う発注者（元方事業者） ② 特定作業に係る仕事を全部請け負った者で、その一部を請け負わせているもの（専門工事業者） （関係省令） 【特定作業に係る対象機械】（安衛則第662条の５） ① 機体重量が３ｔ以上のパワーショベル、ドラグショベル、クラムシェル ② くい打機、くい抜機、アースドリル、アースオーガー ③ つり上げ荷重が３ｔ以上の移動式クレーン 【必要な措置】（安衛則第662条の６～第662条の８） 請負人相互間における作業の内容、作業に係る指示の系統及び立入禁止区域について必要な連絡及び調整
115	法第 32 条第１項	（赤枠を修正） 特定元方事業者が行う統括管理事項（第30条第１項）に係る措置（法第32条第１項） （関係省令） ① 協力組織への参加（安衛則第635条） ② 作業場所の巡視への協力（安衛則第637条） ③ クレーン等の運転の合図の統一（安衛則第639条） ④ 事故現場等の標識の統一及び事故現場への立入禁止措置（安衛則第640条） ⑤ 有機溶剤等の容器の集積箇所の統一（安衛則第641条） ⑥ 警報の統一（安衛則第642条） ⑦ 避難訓練の実施方法の統一（安衛則第642条２）	113	法第 32 条第１項	特定元方事業者が行う統括管理事項（第30条第１項）に係る措置（法第32条第１項） （関係省令） ① 協議組織への参加（安衛則第635条） ② 作業場所の巡視への協力（安衛則第637条） ③ クレーン等の運転の合図の統一（安衛則第639条） ④ 事故現場等の標識の統一及び事故現場への立入禁止措置（安衛則第640条） ⑤ 有機溶剤等の容器の集積箇所の統一（安衛則第641条） ⑥ 警報の統一（安衛則第642条） ⑦ 避難等訓練の実施方法の統一（安衛則第642条の２）
115	法第 32 条第２項	（赤枠を修正） 特定元方事業者が行う救護に関する措置（法第30条の２）に係る措置（法第32条第２項） （関係省令） 救護に関し必要な事項の訓練への協力（安衛則第662条の６） 法第32条第２項	113	法第 32 条第２項	特定元方事業者が行う救護に関する措置（法第30条の２）に係る措置（法第32条第２項） （関係省令） 救護に関し必要な事項の訓練への協力（安衛則第662条の９） 法第32条第３項

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年 12 月 26 日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
115	法第 32 条第 3 項	（赤枠を修正） 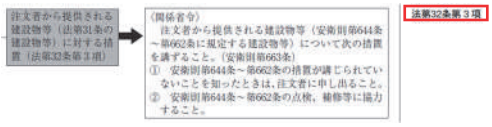 	113	法第 32 条第 4 項	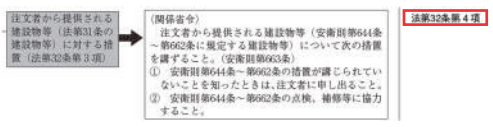
116	法第 32 条第 5 項	（赤枠を修正） 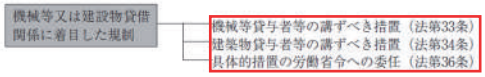 	114	法第 32 条第 5 項	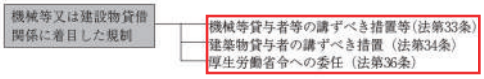
119	平成　年度（4 月～3 月）安全衛生管理計画書	（赤枠を修正） 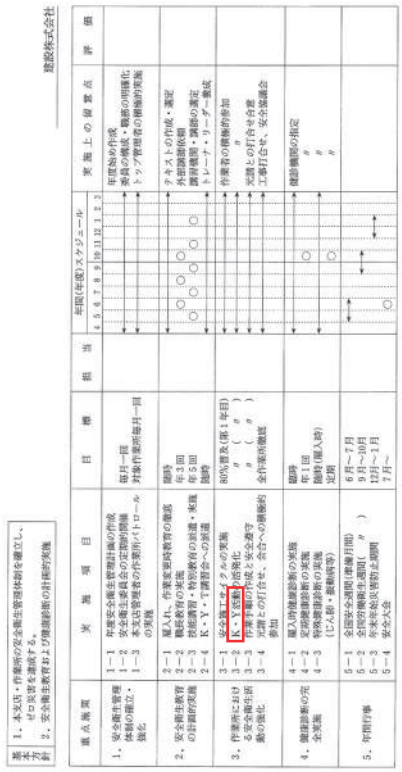 平成　年度（４月～３月）安全衛生管理計画書 年　月　日 建設株式会社 基本方針 1．本支店・作業所の安全衛生管理体制を確立し、ゼロ災害を達成する。 2．安全衛生教育および健康診断の計画的実施 重点施策 / 実施項目 / 目標 / 担当 / 年間(年度)スケジュール / 実施上の留意点 / 評価 1．安全衛生管理体制の確立・強化 1－1 年度安全衛生管理計画の作成 1－2 安全衛生委員会の定期的開催 1－3 本支店管理者の作業所パトロールの実施 毎月一回 対象作業所毎月一回 年度始めの作成 委員の構成・職務の明確化 トップ管理者の積極的実施 2．安全衛生教育の計画的実施 2－1 雇入れ、作業変更時教育の徹底 2－2 職長教育の実施 2－3 技能講習・特別教育の徹底・実施 2－4 K・Y・T講習会への参加 随時 年３回 年５回 随時 テキストの作成・選定 外部講師・機関の選定 トレーナ・リーダー養成 3．作業所における安全衛生活動の強化 3－1 安全施工サイクルの実施 3－2 K・Y活動の活性化 3－3 作業手順の作成と安全教育 3－4 元請との打合せ、合合への積極的参加 60%書及（第１年目） 〃（　〃　） 〃（　〃　） 全作業所徹底 作業者の積極的参加 元請との打合せ会議 工事打合せ、安全協議会 4．健康診断の完全実施 4－1 雇入時健康診断の実施 4－2 定期健康診断の実施 4－3 特殊健康診断の実施（じん肺・振動病等） 随時 年１回 随時（雇入時） 定期 健診機関の指定 〃 〃 〃 5．年間行事 5－1 全国安全週間（春季行事） 5－2 全国労働衛生週間（〃　〃） 5－3 年末年始災害防止期間 5－4 安全大会 6月～7月 9月～10月 12月～1月 7月～	117	令和　年度（4 月～3 月）安全衛生管理計画書	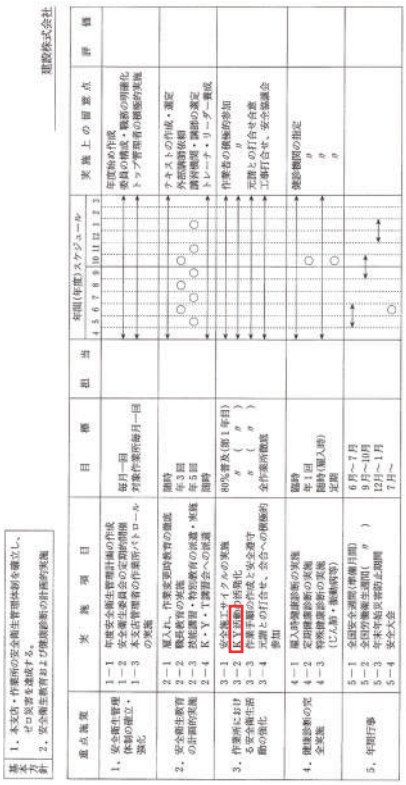 令和　年度（４月～３月）安全衛生管理計画書 年　月　日 建設株式会社 基本方針 1．本支店・作業所の安全衛生管理体制を確立し、ゼロ災害を達成する。 2．安全衛生教育および健康診断の計画的実施 重点施策 / 実施項目 / 目標 / 担当 / 年間(年度)スケジュール / 実施上の留意点 / 評価 1．安全衛生管理体制の確立・強化 1－1 年度安全衛生管理計画の作成 1－2 安全衛生委員会の定期的開催 1－3 本支店管理者の作業所パトロールの実施 毎月一回 対象作業所毎月一回 年度始めの作成 委員の構成・職務の明確化 トップ管理者の積極的実施 2．安全衛生教育の計画的実施 2－1 雇入れ、作業変更時教育の徹底 2－2 職長教育の実施 2－3 技能講習・特別教育の徹底・実施 2－4 K・Y・T講習会への参加 随時 年３回 年５回 随時 テキストの作成・選定 外部講師・機関の選定 トレーナ・リーダー養成 3．作業所における安全衛生活動の強化 3－1 安全施工サイクルの実施 3－2 K・Y活動の活性化 3－3 作業手順の作成と安全教育 3－4 元請との打合せ、合合への積極的参加 60%書及（第１年目） 〃（　〃　） 〃（　〃　） 全作業所徹底 作業者の積極的参加 元請との打合せ会議 工事打合せ、安全協議会 4．健康診断の完全実施 4－1 雇入時健康診断の実施 4－2 定期健康診断の実施 4－3 特殊健康診断の実施（じん肺・振動病等） 随時 年１回 随時（雇入時） 定期 健診機関の指定 〃 〃 〃 5．年間行事 5－1 全国安全週間（春季行事） 5－2 全国労働衛生週間（〃　〃） 5－3 年末年始災害防止期間 5－4 安全大会 6月～7月 9月～10月 12月～1月 7月～

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
120	⑵ 現場安全衛生管理計画書作成例	（赤枠を修正） 	118	⑵ 作業所安全衛生管理計画書作成例	
121	上から２行目	平成○年１月31日 （下線部を削除）	119	上から２行目	○年１月31日
123	⑵ 持込機械等（電動工具電動溶接機等）使用届	（赤枠を修正） 	121	⑵ 持込機械等（電動工具電動溶接機等）使用届	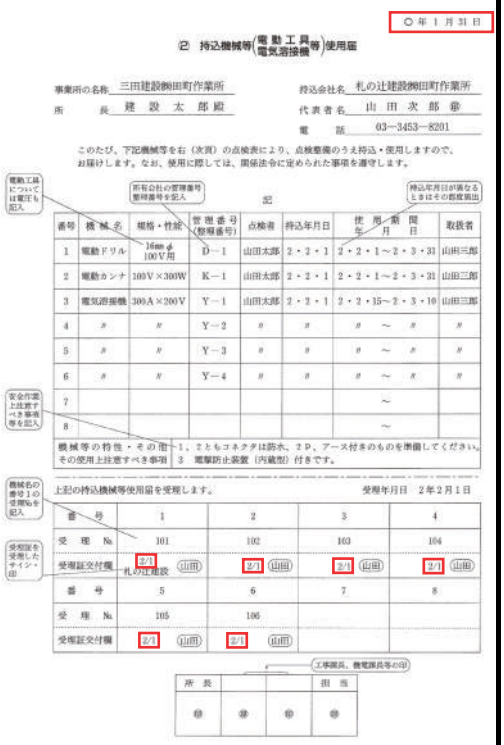

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
125	(1) 店社における作業手順の例	（赤枠を修正） 室内壁ハケ仕上げ塗装作業手順　資格、免許：有機溶剤作業主任者 区分｜作業の順序｜安全のポイント｜備考 準備作業 1．防毒マスクを点検する｜①、防毒マスクの損傷を目指して ②、吸収缶が使用できることを確認して ③、マスクを付け、もれのないことを確認して｜○吸収缶は有機ガス用（黒色）を使用する 2．場内を換気する｜①、外気に通ずる窓やドアを開け、空気の流れを確認して ②、ドア部など、部外者の立入禁止措置を確認して｜○換気の悪い場合、換気装置を設置する 3．足場材を点検する｜①、脚立の損傷やスベリ止めの脱落のないことを確かめて ②、足場板の損傷やたわみ程度を確認して｜○脚立は、高さ1.8m以下とする 主体作業 1．脚立足場を組む｜①、脚立の開き止めを完全に伸ばし、床にガタツキのないことを確めて設置する ②、足場板は、脚立が均等に３点支持となり、はね出しが10cm以上ある位置に設置してゴムバンドで固定する 2．塗料を持ち込む｜①、防毒マスクを着用する ②、塗料を作業面に入れすぎない。入れ終った塗料缶は、その都度センをしっかりしておく ③、塗料を持ち運びする時、走ったりして塗料をこぼさない｜○塗料缶、溶剤は換気のよい室外に置く 3．塗料を壁面に塗る｜①、両手に物を持って脚立ののぼり、おりはしない ②、脚立を移動させないで、足場上のはね出し部分にのるなどの無理な姿勢はしない ③、塗料はこぼさないように、ムラなく塗る｜○塗料を扱う場所は火気使用禁止とし、消火器を設置する 4．脚立足場を解体する｜①、組立てと反対の順序で、ていねいに取り外す 後始末作業 1．片付けをする｜①、使用工具、材料は所定の位置に戻す 2．窓やドアを閉める｜①、塗料の乾燥とも関係するので、時間を置き、十分換気を確かめて行う	123	(1) 店社における作業手順の例	室内壁ハケ仕上げ塗装作業手順　資格、免許：有機溶剤作業主任者 区分｜作業の順序｜安全のポイント｜備考 準備作業 1．防毒マスクを点検する｜①、防毒マスクの損傷を目指して ②、吸収缶が使用できることを確認して ③、マスクを付け、もれのないことを確認して｜○吸収缶は有機ガス用（黒色）を使用する 2．場内を換気する｜①、外気に通ずる窓やドアを開け、空気の流れを確認して ②、ドア部など、部外者の立入禁止措置を確認して｜○換気の悪い場合、換気装置を設置する 3．足場材を点検する｜①、脚立の損傷やスベリ止めの脱落のないことを確かめて ②、足場板の損傷やたわみ程度を確認して｜○脚立は、高さ1.8m以下とする 主体作業 1．脚立足場を組む｜①、脚立の開き止めを完全に伸ばし、床にガタツキのないことを確めて設置する ②、足場板は、脚立が均等に３点支持となり、はね出しが10cm以上ある位置に設置してゴムバンドで固定する 2．塗料を持ち込む｜①、防毒マスク、化学防護手袋、保護めがねを着用する。 ②、塗料を作業面に入れすぎない。入れ終った塗料缶は、その都度センをしっかりしておく ③、塗料を持ち運びする時、走ったりして塗料をこぼさない｜○塗料缶、溶剤は換気のよい室外に置く 3．塗料を壁面に塗る｜①、両手に物を持って脚立ののぼり、おりはしない ②、脚立を移動させないで、足場上のはね出し部分にのるなどの無理な姿勢はしない ③、塗料はこぼさないように、ムラなく塗る｜○塗料を扱う場所は火気使用禁止とし、消火器を設置する 4．脚立足場を解体する｜①、組立てと反対の順序で、ていねいに取り外す 後始末作業 1．片付けをする｜①、使用工具、材料は所定の位置に戻す 2．窓やドアを閉める｜①、塗料の乾燥とも関係するので、時間を置き、十分換気を確かめて行う
126	(2) 作業所における作業手順の例	（赤枠を修正） 〔室内壁ハケ仕上げ塗装〕作業手順 作業概要：３F○○室壁面塗装　延○○㎡ 工事名：○○マンション新築工事 会社名：△△塗装　氏名 印 使用機械：なし 作業期間：○年○月○日～○年○月○日 使用工具：脚立（３脚）、ゴムバンド、足場板（１枚） 人員：塗装工　１名 保護具：防毒マスク、化学防護手袋、保護めがね 作業の順序｜安全のポイント 1．防毒マスクを点検する｜塗料のSDSや取扱い説明書を読み、吸収缶は使用時間を確認して 2．場内を換気する｜窓やドアを開け、空気の流れを確認する 3．脚立足場を組立てる｜脚立で３点支持とし、足場板を固定する 4．塗料を塗る｜足場上で無理な作業とならないよう、脚立をこまめに移動させる 5．使用材料を片付ける｜塗料缶のフタがしっかり閉っていることを確認する 6．換気を確認する｜換気を確認しないで、塗装後すぐ窓や戸を閉めない ※現地の換気条件、足場、塗料、使用吸収缶などの条件と共に、防毒マスクに対する作業者の知識や経験に合わせて、適切に手順を指導する	124	(2) 作業所における作業手順の例	〔室内壁ハケ仕上げ塗装〕作業手順 作業概要：３F○○室壁面塗装　延○○㎡ 工事名：○○マンション新築工事 会社名：△△塗装　氏名 印 使用機械：なし 作業期間：○年○月○日～○年○月○日 使用工具：脚立（３脚）、ゴムバンド、足場板（１枚） 人員：塗装工　１名 保護具：防毒マスク、化学防護手袋、保護めがね 作業の順序｜安全のポイント 1．防毒マスクを点検する｜塗料のSDSや取扱い説明書を読み、吸収缶は使用時間を確認して 2．場内を換気する｜窓やドアを開け、空気の流れを確認する 3．脚立足場を組立てる｜脚立で３点支持とし、足場板を固定する 4．塗料を塗る｜足場上で無理な作業とならないよう、脚立をこまめに移動させる 5．使用材料を片付ける｜塗料缶のフタがしっかり閉っていることを確認する 6．換気を確認する｜換気を確認しないで、塗装後すぐ窓や戸を閉めない ※現地の換気条件、足場、塗料、使用吸収缶などの条件と共に、防毒マスクに対する作業者の知識や経験に合わせて、適切に手順を指導する
127	(3) 店社における作業手順の例	（赤枠を修正） 下水管布設掘削作業手順　資格、免許：車両系建設機械運転技能講習修了者／地山掘削作業主任者／土止め支保工組立て等作業主任者／玉掛け技能講習修了者 区分｜作業の順序｜安全のポイント｜備考 準備作業 1．機械工具を点検する｜① バックホーは始業時点検表によって ② 電動丸ノコギリは、外観を見ると共に、スイッチを入れ作動状況を確めて 2．現場周囲を点検する｜① バリケードなどの破損や配列の乱れの有無、歩行者通路などの路面を確認して ② 支障試掘部の異常の有無を確めて｜○道路占用許可条件を確認する 3．土止め支保工の材料を点検する｜① 部材の強度に影響する損傷の有無、数量、寸法を確認して 本体作業 1．バックホーを据え付ける｜① バックホーは、舗装面に矢板を敷いて路面を保護して誘導する 2．バックホーで舗装を除去する｜① ダンプカーには舗装材のみとし、荷台からのこぼれ、重量オーバーのないように積込む ② 舗装材をバケットへ人力で積込む場合、合図を確め、バケットが静止してから行う｜○舗装材は、産業廃棄物なので、専門業者に運搬、処分させる 3．地山を掘削する｜① バックホーを旋回する時は、通行車両や歩行者を監視しているガードマンの合図を確認する ② 掘削場所で人力による床付けをする場合であっても、稼動中のバックホーに近づかない ③ 肌落ちや湧水のある場合、地山、崩壊の危険があるので掘削場所に近づかない｜○作業は作業主任者の直接指揮のもとで行う ○湧水が多い時は排水ポンプを設置する 4．土止め支保工を組み立てる｜① 土止め矢板は、掘削ごとに、地山とすき間のないように建込む ② 腹起し、切梁の組立ては、キャンバーなどでしっかり締め付け、地山にきかせる ③ 土止め支保工の材料を吊り込む場合は、吊り荷の下に入らない｜○矢板は地山が悪い場合、掘削前に打設する ○バックホーで矢板の打抜きや支保工材を組立てる場合は専用の装置が付いたもので行う 後始末作業 1．場内を片付ける｜① 残材、使用工具は所定の場所に整理する ② 舗装上の土砂やよごれを清掃する 2．現場の周囲を点検する｜① 保安施設の照明や異常の有無を確認して ② バックホーの施錠やバケット位置の異常のないことを確認して ③ 土止め支保工の異常の有無を確認して	125	(3) 店社における作業手順の例	下水管布設掘削作業手順　資格、免許：車両系建設機械運転技能講習修了者／地山掘削作業主任者／土止め支保工組立て作業主任者／玉掛け技能講習修了者 区分｜作業の順序｜安全のポイント｜備考 準備作業 1．機械工具を点検する｜① バックホーは始業時点検表によって ② 電動丸ノコギリは、外観を見ると共に、スイッチを入れ作動状況を確めて 2．現場周囲を点検する｜① バリケードなどの破損や配列の乱れの有無、歩行者通路などの路面を確認して ② 支障試掘部の異常の有無を確めて｜○道路占用許可条件を確認する 3．土止め支保工の材料を点検する｜① 部材の強度に影響する損傷の有無、数量、寸法を確認して 本体作業 1．バックホーを据え付ける｜① バックホーは、舗装面に矢板を敷いて路面を保護して誘導する 2．バックホーで舗装を除去する｜① ダンプカーには舗装材のみとし、荷台からのこぼれ、重量オーバーのないように積込む ② 舗装材をバケットへ人力で積込む場合、合図を確め、バケットが静止してから行う｜○舗装材は、産業廃棄物なので、専門業者に運搬、処分させる 3．地山を掘削する｜① バックホーを旋回する時は、通行車両や歩行者を監視しているガードマンの合図を確認する ② 掘削場所で人力による床付けをする場合であっても、稼動中のバックホーに近づかない ③ 肌落ちや湧水のある場合、地山、崩壊の危険があるので掘削場所に近づかない｜○作業は作業主任者の直接指揮のもとで行う ○湧水が多い時は排水ポンプを設置する 4．土止め支保工を組み立てる｜① 土止め矢板は、掘削ごとに、地山とすき間のないように建込む ② 腹起し、切梁の組立ては、キャンバーなどでしっかり締め付け、地山にきかせる ③ 土止め支保工の材料を吊り込む場合は、吊り荷の下に入らない｜○矢板は地山が悪い場合、掘削前に打設する ○バックホーで矢板の打抜きや支保工材を組立てる場合は専用の装置が付いたもので行う 後始末作業 1．場内を片付ける｜① 残材、使用工具は所定の場所に整理する ② 舗装上の土砂やよごれを清掃する 2．現場の周囲を点検する｜① 保安施設の照明や異常の有無を確認して ② バックホーの施錠やバケット位置の異常のないことを確認して ③ 土止め支保工の異常の有無を確認して

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
129	(1) 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	（赤枠を修正） 区分 / 条文 / 科目 / 範囲 / 時間 車両系建設機械の運転 / 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用）（3トン未満）（公道及び敷地内） / 安衛則 36-9 / 学科 / 構造・取扱方法（走行用装置） / 小型車両系建設機械と同じ / 2 構造・取扱及び作業方法（作業用装置） / 同上 / 3 一般事項 / 運転に必要な力学・土質工学、土木施工の方法 / 1 関係法令 / 法・令・則の関係条項 / 1 実技 / 走行操作 / 基本操作〜一定のコースによる基本走行、応用走行 / 4 作業装置の操作 / 基本操作〜一定の方法による基本施工、応用施工 / 2 車両系建設機械の運転 / 基礎工事用機械の運転（3トン未満） / 安衛則 36-9 / 学科 / 構造・取扱方法（走行用装置） / 小型車両系建設機械と同じ / 2 構造・取扱及び作業方法（作業用装置） / 同上 / 3 一般事項 / 同上（ワイヤロープ及び補助具を含む） / 1 関係法令 / 法・令・則の関係条項 / 1 実技 / 走行の操作 / 基本操作、基本走行及び応用走行 / 3 作業用装置の操作 / 基本操作、基本施工及び応用施工、手・小旗等を用いて行う合図 / 3 作業装置の操作 / 基礎工事用機械の運転 / 安衛則 36-9の3 / 学科 / 作業装置に関する知識 / 種類・用途、作業装置の構造・取扱 / 3 操作に必要な知識 / 力学・土質工学・木工施工の方法、ワイヤロープ及び補助具 / 1 関係法令 / 法・令・則の関係条項 / 1 実技 / 作業装置の操作 / 基本操作、基本施工及び応用施工 / 3 運転のための合図 / 手・小旗を用いて行う合図 / 1 ローラー / 安衛則 36-10 / 学科 / 構造・取扱方法 / 種類・用途、動力伝達装置・作業装置、ブレーキ・かじ取り装置・電気装置、警報装置・附属装置 / 4 一般事項 / 運転に必要な力学、施工方法 / 1 関係法令 / 法・令・則の関係条項 / 1 実技 / 運転方法 / 4 械の作業装置の操作 コンクリート打設用機 / 安衛則 36-10の2 / 学科 / 作業装置に関する知識 / 種類・用途、作業装置の構造・取扱い / 4 操作に必要な知識 / 力学、コンクリートの種類及び性質、コンクリート打設の方法 / 2 関係法令 / 法・令・則の関係条項 / 1 実技 / 作業装置の操作 / 基本操作、応用操作 / 4 運転のための合図 / 手・小旗等を用いて行う合図 / 1	127	(1) 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	区分 / 条文 / 科目 / 範囲 / 時間 車両系建設機械の運転 / 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用）（3トン未満）（公道及び敷地内） / 安衛則 36-9 特別教育規程 11 / 学科 / 構造・取扱方法（走行用装置） / 小型車両系建設機械と同じ / 2 構造・取扱及び作業方法（作業用装置） / 同上 / 3 一般的事項 / 運転に必要な力学・土質工学、土木施工の方法 / 1 関係法令 / 法・令・則の関係条項 / 1 実技 / 走行操作 / 基本操作〜一定のコースによる基本走行、応用走行 / 4 作業装置の操作 / 基本操作〜一定の方法による基本施工、応用施工 / 2 車両系建設機械の運転 / 基礎工事用機械の運転（3トン未満） / 安衛則 36-9 特別教育規程 11-3 / 学科 / 構造・取扱方法（走行用装置） / 小型車両系建設機械と同じ / 2 構造・取扱及び作業方法（作業用装置） / 同上 / 3 一般的事項 / 同上（ワイヤロープ及び補助具を含む） / 1 関係法令 / 法・令・則の関係条項 / 1 実技 / 走行の操作 / 基本操作、基本走行及び応用走行 / 3 作業用装置の操作及び合図 / 基本操作、基本施工及び応用施工、手・小旗等を用いて行う合図 / 3 作業装置の操作 / 基礎工事用機械の運転 / 安衛則 36-9の3 特別教育規程 11-5 / 学科 / 作業装置に関する知識 / 種類・用途、作業装置の構造・取扱 / 3 操作に必要な一般的事項 / 力学・土質工学・木工施工の方法、ワイヤロープ及び補助具 / 1 関係法令 / 法・令・則の関係条項 / 1 実技 / 作業装置の操作 / 基本操作、基本施工及び応用施工 / 3 運転のための合図 / 手・小旗を用いて行う合図 / 1 ローラー / 安衛則 36-10 特別教育規程 12 / 学科 / 構造・取扱方法 / 種類・用途、動力伝達装置・作業装置、かじ取り装置、ブレーキ、電気装置、警報装置・附属装置 / 4 一般的事項 / 運転に必要な力学、施工方法 / 1 関係法令 / 法・令・則の関係条項 / 1 実技 / 運転方法 / 4 械の作業装置の操作 コンクリート打設用機 / 安衛則 36-10の2 特別教育規程 12-2 / 学科 / 作業装置に関する知識 / 種類・用途、作業装置の構造・取扱い / 4 操作に必要な一般的事項 / 力学、コンクリートの種類及び性質、コンクリート打設の方法 / 2 関係法令 / 法・令・則の関係条項 / 1 実技 / 作業装置の操作 / 基本操作、応用操作 / 4 運転のための合図 / 手・小旗等を用いて行う合図 / 1
130	(1) 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	（赤枠を修正） 区分 / 条文 / 科目 / 範囲 / 時間 車両系建設機械の運転 / 小型車両系建設機械（解体用）（3トン未満） / 安衛則 36-9 / 学科 / 構造・取扱方法（走行用装置） / 原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置、ブレーキ、電気装置、警報装置、走行に関する附属装置 / 2 構造・取扱及び作業方法（作業用装置） / 種類・用途、作業用装置の構造（附属装置を含む）及び取扱方法、一般的作業方法 / 25 一般事項 / 運転に必要な力学、コンクリート造の工作物等の種類・構造、建設施工の方法 / 15 関係法令 / 法・令・則の関係条項 / 1 実技 / 走行操作 / 基本操作〜一定のコースによる基本走行、応用走行 / 4 作業装置の操作 / 基本操作〜一定の方法による基本施工、応用施工 / 3 基礎工事用機械の運転（山元土木を除く） / 安衛則 36-9の2 / 学科 / 構造・取扱方法 / 種類・用途、原動機・動力伝達装置、作業装置、走行装置、巻上げ装置、ブレーキ、電気装置、警報装置、附属装置 / 4 一般事項 / くい・矢板の種類、用途・構造、運転に必要な力学・土質工学、施工方法 / 2 関係法令 / 法・令・則の関係条項 / 1 実技 / くい打・くい抜機の運転 / 一定の方法によるくい抜機 / 4 くい等の吊り込み及び合図 / くい・矢板の種類に応じた吊り込み、手・小旗等を用いて行う合図 / 1 不整地運搬車の運転（1トン未満） / 安衛則 36-5の3 / 学科 / 構造・取扱方法（走行用装置） / 原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、電気装置、警報装置、走行に関する附属装置 / 2 荷の運搬に関する知識 / 荷役装置、油圧装置の構造、取扱方法、荷の積卸し・運搬の方法 / 2 運転に必要な力学 / 力（合成、分解、つり合い及びモーメント）、重量、重心、物の安定、速度と加速度、荷重 / 1 関係法令 / 法・令・則の関係条項 / 1 実技 / 走行の操作 / 基本操作〜一定のコースによる基本走行、応用走行 / 4 荷の運搬 / 基本操作〜一定の方法による荷の運搬 / 2 ボーリングマシンの運転 / 安衛則 36-10の3 / 学科 / ボーリングマシンの知識 / 種類・用途・原動機、動力伝達装置、作業装置、巻上げ装置、附属装置の構造、取扱方法 / 4 一般的知識 / 運転に必要な力学・土質工学、土木施工の方法、ワイヤロープ、補助具 / 2 関係法令 / 法・令・則の関係条項 / 1 実技 / 運転 / 基本操作〜一定の方法による基本施工、応用施工 / 4 運転のための合図 / 手・小旗等を用いて行う合図 / 1	128	(1) 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	区分 / 条文 / 科目 / 範囲 / 時間 車両系建設機械の運転 / 小型車両系建設機械（解体用）（3トン未満） / 安衛則 36-9 特別教育規程 11-3 / 学科 / 構造・取扱方法（走行用装置） / 原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置、ブレーキ、電気装置、警報装置及び走行に関する附属装置 / 2 構造・取扱及び作業方法（作業用装置） / 種類・用途、作業用装置の構造（附属装置を含む）及び取扱方法、一般的作業方法 / 25 一般的事項 / 運転に必要な力学、コンクリート造、鉄骨造又は木造の工作物等の種類・構造、建設施工の方法 / 15 関係法令 / 法・令・則の関係条項 / 1 実技 / 走行操作 / 基本操作、一定のコースによる基本走行・応用走行 / 4 作業装置の操作 / 基本操作、一定の方法による基本施工・応用施工 / 3 基礎工事用機械の運転（山元土木を除く） / 安衛則 36-9の2 特別教育規程 11-4 / 学科 / 構造・取扱方法 / 種類・用途、原動機・動力伝達装置、作業装置、走行装置、巻上げ装置、ブレーキ、電気装置、警報装置、附属装置の構造・取扱方法 / 4 一般的事項 / くい・矢板の種類、用途・構造、運転に必要な力学・土質工学、施工方法 / 2 関係法令 / 法・令・則の関係条項 / 1 実技 / くい打・くい抜機の運転 / 一定の方法によるくい抜機 / 4 くい等の吊り込み及び合図 / くい・矢板の種類に応じた吊り込み、手・小旗等を用いて行う合図 / 1 不整地運搬車の運転（1トン未満） / 安衛則 36-5の3 特別教育規程 7-3 / 学科 / 構造・取扱方法（走行用装置） / 原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、電気装置、警報装置、走行に関する附属装置 / 2 荷の運搬に関する知識 / 荷役装置、油圧装置の構造、取扱方法、荷の積卸し、運搬の方法 / 2 運転に必要な力学 / 力（合成、分解、つり合い及びモーメント）、重量、重心及び物の安定、速度及び加速度、荷重 / 1 関係法令 / 法・令・則の関係条項 / 1 実技 / 走行の操作 / 基本操作、定められたコースによる基本走行、応用走行 / 4 荷の運搬 / 基本操作、定められた方法による荷の運搬 / 2 ボーリングマシンの運転 / 安衛則 36-10の3 特別教育規程 12-3 / 学科 / ボーリングマシンの知識 / 種類・用途・原動機、動力伝達装置、作業装置、巻上げ装置・附属装置の構造・取扱方法 / 4 一般的知識 / 運転に必要な力学・土質工学、土木施工の方法、ワイヤロープ・補助具 / 2 関係法令 / 法・令・則の関係条項 / 1 実技 / 運転 / 基本操作、定められた方法による基本施工・応用施工 / 4 運転のための合図 / 手・小旗等を用いて行う合図 / 1

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
131	(1) 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	（赤枠を修正） 区分：〔作業床の高さ10m未満〕高所作業車の運転 条文：安衛則 36-10の4 科目：構造・取扱方法（作業用装置）／原動機の知識／一般的知識／関係法令／作業装置の操作 範囲：種類・用途、作業用装置（関係装置を含む）の構造・取扱方法／内燃機関の構造・取扱方法、動力伝達装置・走行装置の種類／運転に必要な力学、感電による危険性／法・令・則の関係条項／基本操作～一定の方法による作業床の昇降等 時間：3／1／1／1／3 区分：クレーン等の運転〔クレーン（5t未満）〕 条文：安衛則 36-15 科目：クレーンの知識／原動機・電気／力学（クレーン運転に必要な）／関係法令／クレーンの運転／重量目測／玉掛け・運転の合図 範囲：種類・型式、主要構造部分・作動装置、ブレーキ機能、取扱方法／基礎知識、電動機・開閉器・コントローラー等電路の点検・補修、感電による危険性／力（合成・分解・つり合い・モーメント）、重心、荷重、ワイヤロープ・フック・つり具の強さ、ワイヤロープの掛け方と荷重との関係／法・令・則・クレーン則の関係条項／荷のつり上げ、一定の経路による運搬、荷おろし／材質・形状の異なる二つ以上の重量目測／玉掛用具の選定、玉掛けの方法・合図の方法 時間：3／3／2／1／2／1／1	129	(1) 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	区分：〔作業床の高さ10m未満〕高所作業車の運転 条文：安衛則 36-10の5 科目：構造・取扱方法（作業用装置）／原動機の知識／一般的知識／関係法令／作業装置の操作 範囲：種類・用途、作業用装置の構造・取扱方法／内燃機関の構造・取扱方法、動力伝達装置・走行装置の種類／運転に必要な力学、感電による危険性／法・令・則の関係条項／基本操作、定められた方法による作業床の昇降等 時間：3／1／1／1／3 区分：クレーン等の運転〔クレーン（5t未満）〕 条文：安衛則 36-15 科目：クレーンの知識／原動機・電気／力学（クレーン運転に必要な）／関係法令／クレーンの運転／クレーン運転の合図 範囲：種類・型式、主要構造部分・作動装置、ブレーキ機能、取扱方法／基礎知識、電動機・開閉器・コントローラー等電路の点検・補修、感電による危険性／力（合成・分解・つり合い・モーメント）、重心、荷重、ワイヤロープ・フック・つり具の強さ、ワイヤロープの掛け方と荷重との関係／法・令・則・クレーン則の関係条項／重量の確認、荷のつり上げ、一定の経路による運搬、荷おろし／合図の方法 時間：3／3／2／1／3／1
132	(1) 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	（赤枠を修正） 区分：クレーン等の運転〔玉掛け作業（1t未満）〕 条文：安衛則 36-19 科目：クレーン・移動式クレーンデリックの知識／力学（玉掛けに必要な）／玉掛けの方法／関係法令／クレーン等の玉掛け／運転合図 範囲：種類・型式、構造・機能、安全装置・ブレーキ／力（合成・分解・つり合い・モーメント）、簡単な図形の重心及び物の安定、摩擦、重量、荷重／玉掛用具の選定及び使用の方法 基本動作（安全作業方法を含む）、合図の方法／法・令・則・クレーン則の関係条項／材質・形状の異なる二つ以上の物の重量目測、玉掛用具の選定及び玉掛けの方法／手・小旗等を用いて行う合図の方法 時間：1／1／2／1／3／1 区分：ゴンドラ操作 条文：安衛則 36-20 科目：ゴンドラに関する知識／電気知識／関係法令／操作及び点検／操作のための合図 範囲：／／／建設用リフトに準ずる／／／ 時間：2／2／1／3／1 区分：軌道装置〔動力車運転〕 条文：安衛則 36-13 科目：動力車の構造／軌道の知識／運転の知識／関係法令／動力車の運転／車両の連結及び合図 範囲：種類・用途、原動機・動力伝達装置、制御装置、ブレーキ台・車の連結装置、電気装置、安全装置、排障の構造及び取扱方法／軌条、まくら木、道床、分岐、てっさ、逸走防止装置／信号装置、合図及び誘導の方法、車両連結の方法／法・令・則の関係条項／一定のコースにおける走行／動力車と車両との連結、合図の方法 時間：3／1／1／1／3／1 区分：巻上機運転 条文：安衛則 36-11 科目：巻上機の知識／一般事項／関係法令／運転／荷掛け及び合図 範囲：原動機・ブレーキ・クラッチ・巻胴・逆転防止装置、動力伝達装置、電気装置、信号装置、連結器材・安全装置、各種計器及び巻上げ用ワイヤロープの構造と取扱方法、巻上機の横付方法／合図方法、荷掛方法、連結方法、点検方法／法・令・則の関係条項／荷の巻上げ及び巻卸し／荷の種類に応じた荷掛け、手・小旗による合図 時間：3／2／1／3／1 区分：アーク溶接 条文：安衛則 36-3 科目：溶接の知識／溶接装置の基礎知識／作業の方法／関係法令／取扱及び作業方法 範囲：アーク溶接の基礎理論、電気の基礎知識／直流及び交流アーク溶接機、自動電撃防止装置、溶接棒、ホルダー、配線／作業前の点検整備、溶接方法、溶接部の点検、作業後の処置、災害防止／法・令・則の関係条項／装置の取扱及び作業の方法 時間：1／3／6／1／10	130	(1) 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	区分：クレーン等の運転〔玉掛け作業（1t未満）〕 条文：安衛則 36-19 科目：クレーン・移動式クレーンデリックの知識／力学（玉掛けに必要な）／玉掛けの方法／関係法令／クレーン等の玉掛け／運転合図 範囲：種類・型式、構造・機能、安全装置・ブレーキ／力（合成・分解・つり合い・モーメント）、簡単な図形の重心及び物の安定、摩擦、重量、荷重／玉掛用具の選定及び使用の方法 基本動作（安全作業方法を含む）、合図の方法／法・令・則・クレーン則の関係条項／材質・形状の異なる二以上の物の重量目測、玉掛用具の選定及び玉掛けの方法／手・小旗等を用いて行う合図の方法 時間：1／1／2／1／3／1 区分：ゴンドラ操作 条文：安衛則 36-20 科目：ゴンドラに関する知識／電気知識／関係法令／操作及び点検／操作のための合図 範囲：／／／建設用リフトに準ずる／／／ 時間：2／2／1／3／1 区分：軌道装置〔動力車運転〕 条文：安衛則 36-13 科目：動力車の構造／軌道の知識／運転の知識／関係法令／動力車の運転／車両の連結及び合図 範囲：種類・用途、原動機・動力伝達装置、制御装置、ブレーキ、台車、連結装置、電気装置、逸走防止装置、安全装置、排障の構造及び取扱方法／軌条、まくら木、道床、分岐、てっさ、逸走防止装置／信号装置、合図及び誘導の方法、車両連結の方法／法・令・則の関係条項／定められたコースにおける走行／動力車と車両との連結、合図の方法 時間：3／1／1／1／3／1 区分：巻上機運転 条文：安衛則 36-11 科目：巻上げ機の知識／一般事項／関係法令／運転／荷掛け及び合図 範囲：原動機、ブレーキ、クラッチ、巻胴、逆転防止装置、動力伝達装置、電気装置、信号装置、連結器材、安全装置、各種計器及び巻上げ用ワイヤロープの構造と取扱方法、巻上げ機の横付方法／合図方法、荷掛方法、連結方法、点検方法／法・令・則の関係条項／荷の巻上げ及び巻卸し／荷の種類に応じた荷掛け、手、小旗による合図 時間：3／2／1／3／1 区分：アーク溶接 条文：安衛則 36-3 科目：溶接に関する知識／溶接装置に関する基礎知識／作業の方法／関係法令／取扱及び作業方法 範囲：アーク溶接の基礎理論、電気の基礎知識／直流及び交流アーク溶接機、自動電撃防止装置、溶接棒等のホルダー、配線／作業前の点検整備、溶接方法、溶接部の点検、作業後の処置、災害防止／法・令・則の関係条項／アーク溶接装置の取扱及び作業の方法 時間：1／3／6／1／10

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
133	(1) 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	（赤枠を削除、修正）	131	(1) 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	

区分		条文	科目		範囲	時間
電気取扱業務	電圧・特別高圧	安衛則 36-4	学科	高圧・特別高圧の基礎知識	電気の危険性、接近限界距離、短絡、漏電、接地、静電誘導、電気絶縁	1.5
				設備の基礎知識	発電設備、送電設備、配電設備、変電設備、電気使用設備、保守及び点検	2
				安全作業用具	絶縁保護具、絶縁防具、活線作業用器具、活線作業用装置、検電器、短絡接地器具、その他の安全作業用具管理	1.5
				活線作業及び活線近接作業の方法	充電電路の防護、作業者の絶縁保護、活線作業用器具及び作業用装置の取扱い、安全距離の確保、停電電路に対する措置、開閉装置の操作、作業管理、救急処置、災害防止	5
				関係法令	法・令・則の関係条項	1
			実技	作業の方法	活線作業及び活線近接作業の方法（充電電路の操作のみを行うもの）	15 (1)
			学科	基礎知識	電気の危険性、短絡、漏電、接地、電気絶縁	1
				電気設備	配電設備、変電設備、電気使用設備、保守及び点検	2
	低圧	安衛則 36-4	学科	電気に関する基礎知識	電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	1
				電気設備に関する基礎知識	配電設備 変電設備 配線 電気使用設備 保守及び点検	2
				安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具 絶縁用防具 活線作業用器具 検電器 その他の安全作業用具 管理	1
				活線作業及び活線近接作業の方法	充電電路の防護 作業者の絶縁保護 停電電路に対する措置 作業管理 救急処理 災害防止	2
				関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1
			実技	作業の方法	活線作業及び活線近接作業の方法（開閉器の操作のみを行うもの）	7 (1)
（グラインダーといしの取替業務）		安衛則 36-1	学科	といし・取付具	といしの種類・構成・表示・安全度・取扱方法、取付具、覆い、保護具	2
				といしの取付方法及び試運転の方法	研削盤と研削用といしとの適合確認、外観検査、打音検査、取付具の締付方法及び締付け力、バランスの取り方、試運転の方法	1
				関係法令	法・令・則の関係条項	1
			実技		といしの取扱方法及び試運転の方法	2
立木伐倒		安衛則 36-8	学科	伐木作業の知識	伐倒の方法・合図、退避の方法、かかり木の種類及びその処理	3
				チェンソーの知識	種類・構造及び取扱方法	2
				振動障害及びその予防に関する知識	振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置	2
				関係法令	法・令・則の関係条項	1
			実技	伐木の方法	大径木・偏心木の伐木方法、かかり木の処理方法	4
				チェンソーの操作	基本操作、応用操作、チェンソーの点検方法	4

区分		条文	科目		範囲	時間
電気取扱業務	電圧・特別高圧	安衛則 36-4 特別教育規程 5	学科	高圧・特別高圧の基礎知識	電気の危険性、接近限界距離、短絡、漏電、接地、静電誘導、電気絶縁	1.5
				設備の基礎知識	発電設備、送電設備、配電設備、変電設備、受電設備、電気使用設備、保守及び点検	2
				安全作業用具	絶縁用保護具、絶縁用防具、活線作業用器具、活線作業用装置、検電器、短絡接地器具、その他の安全作業用具、管理	1.5
				活線作業及び活線近接作業の方法	充電電路の防護、作業者の絶縁保護、活線作業用器具及び作業用装置の取扱い、安全距離の確保、停電電路に対する措置、開閉装置の操作、作業管理、救急処置、災害防止	5
				関係法令	法・令・則の関係条項	1
			実技	作業の方法	高圧・特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法（充電電路の操作のみを行うもの）	15 (1)
	低圧	安衛則 36-4 特別教育規程 6	学科	電気に関する基礎知識	電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	1
				電気設備に関する基礎知識	配電設備 変電設備 配線 電気使用設備 保守及び点検	2
				安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具 絶縁用防具 活線作業用器具 検電器 その他の安全作業用具 管理	1
				活線作業及び活線近接作業の方法	充電電路の防護 作業者の絶縁保護 停電電路に対する措置 作業管理 救急処理 災害防止	2
				関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1
			実技	作業の方法	活線作業及び活線近接作業の方法（開閉器の操作のみを行う者）	7 (1)
自由研削といしの取替等の業務		安衛則 36-1 特別教育規程 2	学科	自由研削用といし・取付具	自由研削用といしの種類、構成、表示・安全度・取扱方法、取付具、覆い、保護具	2
				研削といしの取付方法及び試運転の方法	自由研削用研削盤と自由研削用といしとの適合確認、外観検査、打音検査、取付具の締付方法及び締付け力、バランスの取り方、試運転の方法	1
				関係法令	法・令・則の関係条項	1
			実技		自由研削用といしの取付方法及び試運転の方法	2
伐木等の業務		安衛則 36-8 特別教育規程 10	学科	伐木作業の知識	伐倒の方法、合図、退避の方法、かかり木の種類及びその処理、造材の方法、保護衣等の着用	4
				チェンソーの知識	種類、構造及び取扱方法、点検・整備方法、目立て	2
				振動障害及びその予防に関する知識	振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置	2
				関係法令	法・令・則の関係条項	1
			実技	伐木等の方法	伐木の方法、かかり本の処理、造材の方法、保護衣等	5
				チェンソーの操作	基本操作、応用操作	2
				点検及び整備	チェーンソーの点検・整備方法、目立て方法	2

134	(1) 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	（赤枠を修正）	132	(1) 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	

区分		条文	科目		範囲	時間
酸素欠乏等危険作業		安衛則 36-26 酸欠 12（ ）時間は第２種	学科のみ	酸欠の原因	発生の原因、発生しやすい場所	0.5 (1)
				酸欠症の症状	危険性、主な症状	0.5 (1)
				空気呼吸器の使用方法	呼吸器、ホースマスク換気装置の使用・保守・点検方法	1
				緊急退避及び救急そ生の方法	命綱、救出用設備・器具の使用方法、保守・点検方法、人工呼吸の方法、人工そ生器の使用方法、心臓マッサージの方法	1 (1.5)
				その他の防止対策	酸欠関係条項に定める事項	1
高圧室内作業	ためのガス圧縮機の運転業務（作業室内に送気する）	安衛則 36-20の2 高気圧 11-1	学科	圧気工法の知識	工法の概要、業務の危険性、事故発生時の措置	2
				送気設備の構造及び取扱い	送気設備の種類・構造・取扱方法、点検整理の方法、自動警報装置の構造・取扱方法	4
				高気圧障害の知識	高気圧障害の病理・症状・予防方法	2
				関係法令	法・令・則・高気圧則の関係条項	2
			実技	空気圧縮機の運転	空気圧縮機の始動・停止、送気を行うバルブまたはコックの操作	2
	または作業室への送気調節バルブまたはコックを操作する業務	安衛則 36-21 高気圧 11-2	学科	圧気工法の知識	工法の概要、業務の危険性、事故発生時の措置	2
				送気・排気	送排気の方法、緊急時の減圧法、設備の種類、取扱方法及び修理方法	4
				高気圧障害の知識	高気圧障害の病理・症状・予防方法	2
				関係法令	法・令・則・高気圧則の関係条項	2
			実技	送気の調節	送気の調節を行うバルブまたはコックの操作	2
	ボンベからの酸素を作業室への送気または送気ホースへの送気または送気ホースへの送気または送気ホースへの

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
135	(1) 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	（赤枠を修正）	133	(1) 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	
136	上から5行目	（赤枠を差し替え）	134	上から5行目	

（旧版）

区分	条文	科目		範囲	時間
特定粉じん作業	安衛則 36-29 粉じん 22	学科	発散防止・換気方法	発散防止対策の種類及び概要 換気の種類及び概要	1
			作業場の管理	保守点検の方法、作業環境の点検方法、清掃の方法	1
			呼吸用保護具の使用方法	種類・性能・使用方法及び管理	0.5
			粉じん障害の疾病及び健康管理	粉じんの有害性疾病の病理及び症状 健康管理の方法	1
			関係法令	法・令・安衛則・粉じん則・じん肺則	1
ずい道等掘削・覆工業務	安衛則 36-30	学科	作業方法関係の知識	工法の概要 作業の種類 地質の種類及び性質	1.5
			工事用設備等の種類及び取扱い	工事用設備等の種類及び取扱い	1.5
			労働災害防止の方法等	肌落ち、落盤防止のための措置 坑内運搬設備による災害の防止措置 爆発、火災防止措置 一般工事用設備等による災害防止措置 作業環境管理の方法 保護具の使用方法 事故発生時の対処法	3
			関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1
石綿使用建築物等解体等業務	安衛則 36-37	学科	石綿の有害性	石綿の性状、石綿による疾病の病理及び症状	0.5
			石綿等の使用状況	石綿を含有する製品の種類及び用途、事前調査の方法	1
			石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	建築物又は工作物の解体等の作業の方法、湿潤化の方法、作業場所の隔離の方法、その他石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置について必要な事項	1
			保護具の使用方法	保護具の種類、性能、使用方法及び管理	1
			その他石綿等のばく露の防止に関して必要な事項	法、令、安衛則及び石綿則中の関係条項 石綿等による健康障害を防止するため当該業務について必要な事項	1
足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務	安衛則 36-39	学科	足場及び作業の方法に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立て、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修 登り桟橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法	3
			工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法	0.5
			労働災害の防止に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1.5
			関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1
墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務	安衛則 36-41	学科	作業に関する知識	作業に用いる設備の種類、構造及び取扱いの方法 作業に用いる設備の点検及び整備の方法 作業の方法	1
			墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ）に関する知識	フルハーネス及びランヤードの種類及び構造 フルハーネスの装着の方法 ランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 点検及び整備の方法 関連器具の使用方法	2
			労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置 落下物による危険防止のための措置 感電防止のための措置 保護帽の使用方法及び保守点検の方法 事故発生時の措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1
			関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	0.5
		実技	墜落制止用器具の使用方法等	フルハーネスの装着の方法 ランヤードの取付け設備等への取付け方法 墜落による労働災害防止のための措置 点検及び整備の方法	1.5

（新版）

区分	条文	科目		範囲	時間
特定粉じん作業	安衛則 36-29 粉じん 22	学科	発散防止・換気方法	発散防止対策の種類及び概要 換気の種類及び概要	1
			作業場の管理	保守点検の方法、作業環境の点検方法、清掃の方法	1
			呼吸用保護具の使用方法	種類・性能・使用方法及び管理	0.5
			粉じん障害の疾病及び健康管理	粉じんの有害性疾病の病理及び症状 健康管理の方法	1
			関係法令	法・令・安衛則・粉じん則・じん肺則	1
ずい道等掘削・覆工業務	安衛則 36-30 特別教育規程 17	学科	作業方法関係の知識	掘削工法の概要 作業の種類 地質の種類及び性質	1.5
			工事用設備の知識	掘削、ずり積み、運搬、覆工設備	1.5
			労働災害防止の知識	落盤・肌落ち防止のための措置 爆発・火災防止のための措置 工事用設備による労働災害防止措置 作業環境改善の方法 事故発生時の措置 保護具使用方法	3
			関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1
石綿使用建築物等解体等業務	安衛則 36-37	学科	石綿の有害性	石綿の性状、石綿による疾病の病理及び症状	0.5
			石綿等の使用状況	石綿を含有する製品の種類及び用途、事前調査の方法	1
			石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	建築物、工作物の解体等の作業の方法、湿潤化の方法、作業場所の隔離の方法、その他石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置について必要な事項	1
			保護具の使用方法	保護具の種類、性能、使用方法及び管理	1
			その他石綿等のばく露の防止に関して必要な事項	法、令、安衛則及び石綿則中の関係条項 石綿等による健康障害を防止するため当該業務について必要な事項	1
足場の組立て等に係る業務	安衛則 36-39 特別教育規程 22	学科	足場及び作業の方法に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立て、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修 登り桟橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法	3
			工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法	0.5
			労働災害の防止に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1.5
			関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1
墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務	安衛則 36-41 特別教育規程 24	学科	作業に関する知識	作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 作業に用いる設備の点検及び整備の方法 作業の方法	1
			墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ）に関する知識	フルハーネス及びランヤードの種類及び構造 フルハーネスの装着の方法 ランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 点検及び整備の方法 関連器具の使用方法	2
			労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置 落下物による危険防止のための措置 感電防止のための措置 保護帽の使用方法及び保守点検の方法 事故発生時の措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1
			関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	0.5
		実技	墜落制止用器具の使用方法等	フルハーネスの装着の方法 ランヤードの取付け設備等への取付方法 墜落による労働災害防止のための措置 点検及び整備の方法	1.5

教育内容		教育時間
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	1. 作業手順の定め方 2. 労働者の適正な配置の方法	2時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	1. 指導及び教育の方法 2. 作業中における監督及び指示の方法	2.5時間
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること	1. 危険性又は有害性等の調査方法 2. 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 3. 設備、作業等の具体的な改善の方法	4時間
異常時等における措置に関すること	1. 異常時における措置 2. 災害発生時における措置	1.5時間
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること	1. 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 2. 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間
合計		12時間

職長等教育及び職長・安全衛生責任者教育のカリキュラムの対応関係

（H18.5.12 基発第0512004号）

教科目	職長・安衛責任者教育（時間）
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 作業手順の定め方 労働者の適正な配置の方法	2時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 指導及び教育の方法 作業中における監督及び指示の方法	2.5時間
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 危険性又は有害性等の調査の方法 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 設備、作業等の具体的な改善の方法	4時間
異常時等における措置に関すること 異常時における措置 災害発生時における措置	1.5時間
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間
安全衛生責任者の職務等 安全衛生責任者の役割 安全衛生責任者の心構え 労働安全衛生関係法令等の関係条項	1時間
統括安全衛生管理の進め方 安全施工サイクル 安全工程打合せの進め方	1時間

（注）必要に応じて演習を行うこと。

建設業に従事する職長及び安全衛生責任者の
能力向上教育に準じた教育カリキュラム

（H29.2.20 基発0220第3号）

科目	範囲	時間
職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること	建設業における労働災害発生状況 労働災害の仕組みと発生した場合の対応 作業方法の決定及び労働者の配置 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 異常時等における措置 安全施工サイクルによる安全衛生活動 職長等及び安全衛生責任者の役割	120 分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	労働者に対する指導、監督等の方法 効果的な指導方法 伝達力の向上	60 分
危険性又は有害性等の調査等に関すること	危険性又は有害性等の調査の方法 設備、作業等の具体的な改善の方法	30 分
グループ演習	以下の項目のうち１以上について実施すること。 • 災害事例研究 • 危険予知活動 • 危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置	130 分

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年 12 月 26 日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
			135		（下記のページを追加） ③ 安全衛生推進者教育カリキュラム ① 安全衛生推進者能力向上教育カリキュラム（初任時） ② 安全衛生推進者養成教育 注）①安全衛生推進者能力向上教育（初任時）は、実務に就く前に実施する教育で、所定の学歴と経験年数がある者を対象としたものです。 ②安全衛生推進者養成教育は、選任時に選任資格（所定の学歴と経験年数）が不足する者に対する教育であり、全ての安全衛生推進者が受講するものではありません。 安全衛生推進者養成教育の修了者は、安全衛生推進者能力向上教育（初任時）を受講する必要はありません。 135
137	上から１行目	⑶ 能力向上教育（安衛法第19条の2）カリキュラム （下線部を修正）	136	上から１行目	⑷ 能力向上教育（安衛法第19条の2）カリキュラム
137	⑶ 能力向上教育（安衛法第 19 条の 2）カリキュラム	（赤枠を修正、追加） ① 安全衛生推進者能力向上教育カリキュラム（初任時） ② 木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時） ③ 足場の組立て等作業主任者能力向上教育カリキュラム（定期等） ④ 有機溶剤作業主任者能力向上教育（定期又は随時）	136	⑷ 能力向上教育（安衛法第 19 条の 2）カリキュラム	① 木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時） ② 足場の組立て等作業主任者能力向上教育カリキュラム（定期又は随時） ③ 有機溶剤作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
138	上から１行目	⑷ 危険有害業務従事者に対する安全衛生教育（安衛法第60条の2）カリキュラム （下線部を修正）	137	上から１行目	⑸ 危険有害業務従事者に対する安全衛生教育（安衛法第60条の2）カリキュラム

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年 12 月 26 日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
138	上から 2 行目	事業者は、危険又は有害な業務に就いている者に対して、安全衛生教育を行うように努めなければならないこととなっています。 （下線部を追加）	137	上から 2 行目	事業者は、危険性又は有害性業務に就いている者に対して、安全衛生教育を行うように努めなければならないこととなっています。 抜粋（H1.5.22　基発第247号）
138	(4)　危険有害業務従事者に対する安全衛生教育（安衛法第 60 条の 2）カリキュラム	（赤枠を修正） ① 車両系建設機械運転業務（労働安全衛生法施行令第20条第12号の業務）従事者安全衛生教育カリキュラム ② 移動式クレーン運転士安全衛生教育カリキュラム ③ ローラー式運転業務（労働安全衛生規則第36条第10号の業務）従事者安全衛生教育カリキュラム ④ 有機溶剤業務従事者安全衛生教育	137	(5)　危険有害業務従事者に対する安全衛生教育（安衛法第 60 条の 2）カリキュラム	⑥ 移動式クレーン運転士安全衛生教育カリキュラム ⑨ 車両系建設機械運転業務（労働安全衛生法施行令第20条第12号の業務）従事者安全衛生教育カリキュラム ⑫ ローラー運転業務（労働安全衛生規則第36条第10号の業務）従事者安全衛生教育カリキュラム ⑬ 有機溶剤業務従事者安全衛生教育
139	上から 1 行目	(5)　行政指導等に基づく安全衛生教育カリキュラム （下線部を追加）	138	上から 1 行目	(6)　行政指導等に基づく安全衛生教育カリキュラム
139	①　有機溶剤取扱業務	（赤枠を修正）	138	①　有機溶剤取扱業務	
139	②　振動工具取扱業務	（赤枠を修正） ② 振動工具取扱業務	138	②　振動工具取扱業務	② 振動工具取扱業務（チェーンソー以外の振動工具取扱作業者に対する安全衛生教育）
139	③　丸のこ等取扱作業従事者教育	（赤枠を修正） ③ 丸のこ等取扱作業従事者教育	138	③　丸のこ等取扱作業従事者教育	③ 丸のこ等取扱作業従事者教育（「携帯用丸のこ盤」を使用して行う作業従事者教育）

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年 12 月 26 日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
141	⑥ 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育	（赤枠を修正） ⑥ 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育 科目 / 範囲 / 時間 労働安全衛生関係法令 / ・事業者の責任と労働者の遵守義務 / 0.5時間 安全施工サイクルに関する事項 / ・安全施工サイクルの実施方法 / 1時間 現場の労働安全衛生に関する具体的実施事項 / ・現場の安全管理体制 ・現場での安全点検 ・有害物、有害作業、有害場所等の健康障害防止 ・その他労働安全衛生に関する具体的実施事項 / 1.5時間 労働災害の事例及びその対策 / ・作業行動による労働災害防止対策（ヒューマンエラー関係を含む。） / 1時間 実技訓練（現場でできる実技体験訓練） / ・服装及び保護具（呼吸用保護具、保護帽、安全帯等）の適切な装着方法 ・現場での合図の種類、方法及び確認 ・適切な安全指示の方法と対応 ・その他労働安全衛生に関する実技訓練 / 2時間 合計 / 6時間	140	⑥ 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育	⑥ 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育（建設従事者教育） 科目 / 範囲 / 時間 労働安全衛生関係法令 / ・事業者の責任と労働者の遵守義務 / 0.5時間 安全施工サイクルに関する事項 / ・安全施工サイクルの実施方法 / 1時間 現場の労働安全衛生に関する具体的実施事項 / ・現場の安全管理体制 ・現場での安全点検 ・有害物、有害作業、有害場所等の健康障害防止 ・その他労働安全衛生に関する具体的実施事項 / 1.5時間 労働災害の事例及びその対策 / ・作業行動による労働災害防止対策（ヒューマンエラー関係を含む。） / 1時間 実技訓練（現場でできる実技体験訓練） / ・服装及び保護具（呼吸用保護具、保護帽、安全帯等）の適切な装着方法 ・現場での合図の種類、方法及び確認 ・適切な安全指示の方法と対応 ・その他労働安全衛生に関する実技訓練 / 2時間 合計 / 6時間
141	⑦ 安全衛生推進者養成講習	（赤枠を削除） ⑦ 安全衛生推進者等に対する労働災害防止再発防止講習 講習科目 / 範囲 / 講習時間 事業場の安全衛生に関する管理に係る問題点及びその対策 / 労働災害の現状及び問題点　事業場における安全衛生管理の意義　事業場における安全衛生管理体制 / 2時間 事業場の安全衛生に関する管理の方法 / 事業場における安全衛生管理計画の作成　事業場における安全衛生管理活動　事業場における安全衛生教育 / 2時間 安全衛生関係法令 / 法、令及び安衛則中の関係条項 / 2時間 労働災害の事例及びその防止対策 / 労働災害の事例研究 / 2時間 合計 / 8時間	140	⑦ 安全衛生推進者養成講習	⑦ 安全衛生推進者養成講習（H21.3.30　厚労省告示第135号）
142	(1) 危険有害業務に従事する労働者で資格（又は特別教育）を必要とする者の一覧	（赤枠を修正） (1) 危険有害業務に従事する労働者で資格（又は特別教育）を必要とする者の一覧 労働者 / 業務内容 / 資格（又は教育）要件 / 規則条文 クレーン等：クレーン運転士 / つり上げ荷重が5t以上のクレーンの運転 / 免許者（クレーン・デリック運転士） / 安衛令 20(6) クレーン則 22 つり上げ荷重が5t以上の床上で運転し、かつ、運転者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン / 技能講習修了者 / 安衛令 20(6) クレーン則 22 1. つり上げ荷重が5t未満のクレーンの運転 2. つり上げ荷重が5t以上の跨線テルハの運転 / 特別教育修了者 / 安衛則 36(15) クレーン則 21 移動式クレーン運転士 / つり上げ荷重が5t以上の移動式クレーンの運転 / 免許者（移動式クレーン運転士） / 安衛令 20(7) クレーン則 68 つり上げ荷重が1t以上5t未満の移動式クレーンの運転 / 技能講習修了者 / 安衛令 (7) クレーン則 68 つり上げ荷重が1t未満の移動式クレーンの運転 / 特別教育修了者 / 安衛則 36(16) クレーン則 67 建設用リフト運転士 / 建設用リフトの運転の業務 / 特別教育修了者 / 安衛則 36(18) クレーン則 183 デリック運転士 / つり上げ荷重が5t以上のデリックの運転 / 免許者（クレーン・デリック運転士） / 安衛令 20(8) クレーン則 108 つり上げ荷重が5t未満のデリックの運転 / 特別教育修了者 / 安衛則 36(17) クレーン則 107 玉掛作業者 / つり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーンまたはデリックの玉掛け / 技能講習修了者 / 安衛令 20(16) クレーン則 221 つり上げが荷重1t未満のクレーン、移動式クレーンまたはデリックの玉掛け / 特別教育修了者 / 安衛則 36(19) クレーン則 222 ゴンドラ：ゴンドラ操作者 / ゴンドラの操作 / 特別教育修了者 / 安衛則 36(20) ゴンドラ則 12 巻上げ機：巻上げ機運転者 / 動力駆動の巻上げ機（電気ホイスト、エアーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く。）の運転 / 特別教育修了者 / 安衛則 36(11) グラインダー：砥石といし取替試運転作業者 / 砥石といしの取替えまたは取替え時の試運転 / 特別教育修了者 / 安衛則 36(1) 溶接：ガス溶接作業者 / 可燃性ガスと酸素を用いて行う金属の溶接、溶断または加熱の業務 / 技能講習修了者 / 安衛令 20(10) アーク溶接作業者 / アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務 / 特別教育修了者 / 安衛則 36(3) 電気：電気取扱者（高圧又は低圧） / 充電電路又はその支持物の敷設、点検、修理、操作、充電部分が露出した開閉器の操作 / 特別教育修了者 / 安衛則 36(4)	141	(1) 危険性又は有害性業務に従事する労働者で資格（又は特別教育）を必要とする者の一覧	(1) 危険性又は有害性業務に従事する労働者で資格（又は特別教育）を必要とする者の一覧 労働者 / 業務内容 / 資格（又は教育）要件 / 規則条文 クレーン等：クレーン運転士 / つり上げ荷重が5t以上のクレーンの運転 / 免許者（クレーン・デリック運転士） / 安衛令 20(6) クレーン則 22 つり上げ荷重が5t以上の床上で運転し、かつ、運転者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン（床上操作式クレーン） / 技能講習修了者 / 安衛令 20(6) クレーン則 22 1. つり上げ荷重が5t未満のクレーンの運転 2. つり上げ荷重が5t以上の跨線テルハの運転 / 特別教育修了者 / 安衛則 36(15) クレーン則 21 移動式クレーン運転士 / つり上げ荷重が5t以上の移動式クレーンの運転 / 免許者（移動式クレーン運転士） / 安衛令 20(7) クレーン則 68 つり上げ荷重が1t以上5t未満の移動式クレーンの運転 / 技能講習修了者 / 安衛令 20(7) クレーン則 68 つり上げ荷重が1t未満の移動式クレーンの運転 / 特別教育修了者 / 安衛則 36(16) クレーン則 67 建設用リフト運転士 / 建設用リフトの運転の業務 / 特別教育修了者 / 安衛則 36(18) クレーン則 183 デリック運転士 / つり上げ荷重が5t以上のデリックの運転 / 免許者（クレーン・デリック運転士） / 安衛令 20(8) クレーン則 108 つり上げ荷重が5t未満のデリックの運転 / 特別教育修了者 / 安衛則 36(17) クレーン則 107 玉掛作業者 / つり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーンまたはデリックの玉掛け / 技能講習修了者 / 安衛令 20(16) クレーン則 221 つり上げが荷重1t未満のクレーン、移動式クレーンまたはデリックの玉掛け / 特別教育修了者 / 安衛則 36(19) クレーン則 222 ゴンドラ：ゴンドラ操作者 / ゴンドラの操作 / 特別教育修了者 / 安衛則 36(20) ゴンドラ則 12 巻上げ機：巻上げ機運転者 / 動力駆動の巻上げ機（電気ホイスト、エアーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く。）の運転 / 特別教育修了者 / 安衛則 36(11) グラインダー：砥石といし取替試運転作業者 / 砥石といしの取替えまたは取替え時の試運転 / 特別教育修了者 / 安衛則 36(1) 溶接：ガス溶接作業者 / 可燃性ガスと酸素を用いて行う金属の溶接、溶断または加熱の業務 / 技能講習修了者 / 安衛令 20(10) アーク溶接等作業者 / アーク溶接、溶断等においてヒュームを発生する作業 / 特定化学物質作業主任者又は金属アーク溶接等作業主任者 / 安衛令 6(18) 特化則 27 アーク溶接作業者 / アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務 / 特別教育修了者 / 安衛則 36(3)

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年 12 月 26 日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
143	(1) 危険有害業務に従事する労働者で資格（又は特別教育）を必要とする者の一覧	（赤枠を修正） 労働者 ／ 業務内容 ／ 資格（又は教育）要件 ／ 規則条文 火薬 ／ 発破技士 ／ 発破の業務（せん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理） ／ 発破技士免許者 ／ 安衛令 20(1) 安衛則 318 酸欠 ／ 酸素欠乏危険作業者 ／ 酸素欠乏危険作業に係る業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(36) 酸欠則 12 粉じん ／ 特定粉じん作業者 ／ 常時特定粉じん作業に係る業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(29) 粉じん則 22 ダイオキシン ／ 焼却施設の解体等従事者 ／ 廃棄物焼却施設の解体等の業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(36) 石綿 ／ 石綿取扱作業者 ／ 石綿の取扱いに係る作業 ／ 技能講習修了者 ／ 石綿則 19 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(37) 建設機械等 ／ 車両系建設機械（整地、運搬、積込み）及び掘削用運転者 ／ 機体重量３t 以上のもの ／ 動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務、ただし、道路上の走行運転を除く。 ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(12) 機体重量３t 未満のもの ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(9) 車両系建設機械（基礎工事用）運転者 ／ 機体重量３t 以上のもの ／ 同上 ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(12) 機体重量３t 未満のもの ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(9) 基礎工事用建設機械運転者 ／ 動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転の業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(9-2) 車両系建設機械（基礎工事用）の作業装置の操作を行う者 ／ 動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作（車体上の運転席における操作を除く。） ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(9-3) 車両系建設機械（締固め用）運転者 ／ ローラー運転の業務（道路上の走行運転を除く。） ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(10) 車両系建設機械（コンクリート打設用）の作業装置の操作を行う者 ／ コンクリート打設用機械の作業装置の操作の業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(10の2) 車両系建設機械（解体用）運転者 ／ 機体重量３t 以上のもの ／ 動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務、ただし、道路上の走行運転を除く。 ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(12) 機体重量３t 未満のもの ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(9) ボーリングマシン運転者 ／ ボーリングマシンの運転の業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(10の3) 高所作業車運転者 ／ 作業床の高さが10メートル以上の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く） ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(15) 作業床の高さが10メートル未満の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く） ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(10の4)	142	(1) 危険性又は有害性業務に従事する労働者で資格（又は特別教育）を必要とする者の一覧	 労働者 ／ 業務内容 ／ 資格（又は教育）要件 ／ 規則条文 電気 ／ 電気取扱者（高圧又は低圧） ／ 充電電路又はその支持物の敷設、点検、修理、操作、充電部分が露出した開閉器の操作 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(4) 火薬 ／ 発破技士 ／ 導火線、電気を用いて行う発破の業務（せん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理） ／ 発破技士免許者 ／ 安衛令 20(1) 安衛則 318 酸欠 ／ 酸素欠乏危険作業者 ／ 酸素欠乏症、硫化水素中毒が発生するおそれのある業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(26) 酸欠則 12 粉じん ／ 特定粉じん作業者 ／ 常時特定粉じん作業に係る業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(29) 粉じん則 22 ダイオキシン ／ 焼却施設の解体等従事者 ／ 廃棄物焼却施設の解体等の業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(36) 安衛則 592の7 石綿 ／ 石綿取扱作業者 ／ 石綿の取扱いに係る作業 ／ 技能講習修了者 ／ 石綿則 19 特別教育修了者 ／ 石綿則 27 安衛則 36(37) 建設機械等 ／ 車両系建設機械（整地、運搬、積込み）及び掘削用運転者 ／ 機体重量３t 以上のもの ／ 動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務、ただし、道路上の走行運転を除く。 ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(12) 機体重量３t 未満のもの ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(9) 車両系建設機械（基礎工事用）運転者 ／ 機体重量３t 以上のもの ／ 同上 ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(12) 機体重量３t 未満のもの ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(9) 基礎工事用建設機械運転者 ／ 動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転の業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(9-2) 車両系建設機械（基礎工事用）の作業装置の操作を行う者 ／ 動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作（車体上の運転席における操作を除く。） ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(9-3) 車両系建設機械（締固め用）運転者 ／ ローラー運転の業務（道路上の走行運転を除く。） ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(10) 車両系建設機械（コンクリート打設用）の作業装置の操作を行う者 ／ コンクリート打設用機械（ポンプ車）の作業装置の操作の業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(10の2) 車両系建設機械（解体用）運転者 ／ 機体重量３t 以上のもの ／ 動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務、ただし、道路上の走行運転を除く。 ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(12) 機体重量３t 未満のもの ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(9) ボーリングマシン運転者 ／ ボーリングマシンの運転の業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(10の3) 高所作業車運転者 ／ 作業床の高さが10メートル以上の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く） ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(15) 作業床の高さが10メートル未満の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く） ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(10の5)
144	(1) 危険有害業務に従事する労働者で資格（又は特別教育）を必要とする者の一覧	（赤枠を修正） 労働者 ／ 業務内容 ／ 資格（又は教育）要件 ／ 規則条文 不整地運搬車運転者 ／ 最大積載量が１t 以上の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く） ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(14) 最大積載量が１t 未満の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く） ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(5の3) フォークリフト運転者 ／ 最大荷重が１t 以上のフォークリフトの運転の業務（道路上の走行運転を除く。） ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(11) 最大荷重が１t 未満のフォークリフトの運転の業務（道路上の走行運転を除く。） ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(5) ショベルローダー等運転者 ／ 最大荷重が１t 以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務（道路上の走行運転を除く。） ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(11-2) 最大荷重が１t 未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務（道路上の走行運転を除く。） ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(5-2) 軌道動力車運転者 ／ 軌条により人又は荷を運搬する動力車の巻上げ装置の運転の業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(13) 高気圧作業 ／ 圧縮機操作係員 ／ 作業室及び気こう室へ送気するため空気圧縮機を運転する業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(20-2) 高圧則 11 送気調節係員 ／ 作業室又は潜水作業者への送気の調節を行うためのバルブ又はコックの操作 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(21、23) 高圧則 11 加減圧係員 ／ 気こう室への送気又は気こう室からの排気の調節を行うバルブ又はコックの操作 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(22) 高圧則 11 再圧室操作係員 ／ 再圧室を操作する業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(24) 高圧則 11 高圧室内作業者 ／ 高圧室内作業に係る業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(24の2) 高圧則 11 ずい道 ／ ずい道内作業者 ／ ずい道等の掘削、覆工等の作業 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(30) （建設業に関係の少ないものを除く。）	143	(1) 危険性又は有害性業務に従事する労働者で資格（又は特別教育）を必要とする者の一覧	 労働者 ／ 業務内容 ／ 資格（又は教育）要件 ／ 規則条文 不整地運搬車運転者 ／ 最大積載量が１t 以上の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く） ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(14) 最大積載量が１t 未満の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く） ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(5の3) フォークリフト運転者 ／ 最大荷重が１t 以上のフォークリフトの運転の業務（道路上の走行運転を除く。） ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(11) 最大荷重が１t 未満のフォークリフトの運転の業務（道路上の走行運転を除く。） ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(5) ショベルローダー等運転者 ／ 最大荷重が１t 以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務（道路上の走行運転を除く。） ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(13) 最大荷重が１t 未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務（道路上の走行運転を除く。） ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(5-2) 軌道動力車運転者 ／ 軌条により人又は荷を運搬する動力車の巻上げ装置の運転の業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(13) 高気圧作業 ／ 圧縮機操作係員 ／ 作業室及び気こう室へ送気するため空気圧縮機を運転する業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(20-2) 高圧則 11 送気調節係員 ／ 作業室又は潜水作業者への送気の調節を行うためのバルブ又はコックの操作 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(21、23) 高圧則 11 加減圧係員 ／ 気こう室への送気又は気こう室からの排気の調節を行うバルブ又はコックの操作 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(22) 高圧則 11 再圧室操作係員 ／ 再圧室を操作する業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(24) 高圧則 11 高圧室内作業者 ／ 高圧室内作業に係る業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(24の2) 高圧則 11 ずい道 ／ ずい道等内作業者 ／ ずい道等の掘削、覆工等の作業 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(30) （建設業に関係の少ないものを除く。）

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
145	(2) 作業主任者（有資格者）の選任を必要とする業務一覧	（赤枠を修正）	144	(2) 作業主任者（有資格者）の選任を必要とする業務一覧	
146	(2) 作業主任者（有資格者）の選任を必要とする業務一覧	（赤枠を修正）	145	(2) 作業主任者（有資格者）の選任を必要とする業務一覧	
147	(3) 作業指揮者を選任すべき業務一覧	（赤枠を修正）	146	(3) 作業指揮者を選任すべき業務一覧	

145 内容

選任配置すべき者	業務内容	資格要件	規則条文
高圧室内作業主任者	高圧室内作業（潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業）	免許者	高圧則 10
ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	免許者	安衛則 314、315、316
エックス線作業主任者	放射線業務に係る作業	免許者	電離則 46、47
ガンマ線透過写真撮影作業主任者	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業	免許者	電離則 52の2、52の3
木材加工用機械作業主任者	丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を５台以上有する事業場における当該機械による作業	技能講習修了者	安衛則 129、130
コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート破砕器を使用する破砕の作業	技能講習修了者	安衛則 321の3 321の4
地山の掘削作業主任者	掘削面の高さが２m以上となる地山の掘削作業	技能講習修了者	安衛則 359、360
土止め支保工作業主任者	土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業		安衛則 374、375
ずい道等の掘削等作業主任者	ずい道等の掘削、ずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け又はコンクリート等の吹付けの作業	技能講習修了者	安衛則 383の2 383の3
ずい道等の覆工作業主任者	型わく支保工の組立て、移動、解体、コンクリートの打設等ずい道等の覆工の作業	技能講習修了者	安衛則 383の4 383の5
採石のための掘削作業主任者	掘削面の高さが２m以上となる岩石の採取のための掘削の作業	技能講習修了者	安衛則 403、404
はい作業主任者	高さが２m以上のはいのはい付け又はばいくずしの作業	技能講習修了者	安衛則 428、429
型わく支保工の組立等作業主任者	型わく支保工の組立て又は解体の作業	技能講習修了者	安衛則 246、247
足場の組立等作業主任者	つり足場、張出し足場又は高さが５m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 565、566
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが５m以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 517の4 517の5
鋼橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが５m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。）の架設、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 517の8 517の9
木造建築物の組立て等作業主任者	軒高５m以上の木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地、外壁下地の取付けの作業	技能講習修了者	安衛則 517の12 517の13
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	高さ５m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	技能講習修了者	安衛則 517の17 517の18

144 内容

選任配置すべき者	業務内容	資格要件	規則条文
高圧室内作業主任者	高圧室内作業（潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業）	免許者	高圧則 10
ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	免許者	安衛則 314、315、316
エックス線作業主任者	放射線業務に係る作業	免許者	電離則 46、47
ガンマ線透過写真撮影作業主任者	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業	免許者	電離則 52の2、52の3
木材加工用機械作業主任者	丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を５台以上有する事業場における当該機械による作業	技能講習修了者	安衛則 129、130
コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート破砕器を使用する破砕の作業	技能講習修了者	安衛則 321の3 321の4
地山の掘削作業主任者	掘削面の高さが２m以上となる地山の掘削作業	技能講習修了者	安衛則 359、360
土止め支保工作業主任者	土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業		安衛則 374、375
ずい道等の掘削等作業主任者	ずい道等の掘削、ずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け又はコンクリート等の吹付けの作業	技能講習修了者	安衛則 383の2 383の3
ずい道等の覆工作業主任者	型わく支保工の組立て、移動、解体、コンクリートの打設等ずい道等の覆工の作業	技能講習修了者	安衛則 383の4 383の5
採石のための掘削作業主任者	掘削面の高さが２m以上となる岩石の採取のための掘削の作業	技能講習修了者	安衛則 403、404
はい作業主任者	高さが２m以上のはいのはい付け又はばいくずしの作業	技能講習修了者	安衛則 428、429
型わく支保工の組立等作業主任者	型わく支保工の組立て又は解体の作業	技能講習修了者	安衛則 246、247
足場の組立等作業主任者	つり足場、張出し足場又は高さが２m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 564
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが５m以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 517の4 517の5
鋼橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが５m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。）の架設、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 517の8 517の9
木造建築物の組立て等作業主任者	軒高５m以上の木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地、外壁下地の取付けの作業	技能講習修了者	安衛則 517の12 517の13
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	高さ５m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	技能講習修了者	安衛則 517の17 517の18

146 内容

選任配置すべき者	業務内容	資格要件	規則条文
コンクリート橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの（その高さが５m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。）の架設又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 517の22 517の23
石綿作業主任者	石綿使用建築物等の解体等の作業	技能講習修了者	石綿則 19
鉛作業主任者	鉛業務に係る作業	技能講習修了者	鉛則 33、34
酸素欠乏危険作業主任者	第１種及び第２種酸素欠乏危険場所における作業	技能講習修了者	酸欠則 11
有機溶剤作業主任者	屋内作業場、タンク等で有機溶剤とそれの含有量が５%を超えるものを取扱う作業	技能講習修了者	有機則 19、19の2
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	金属アーク溶接等作業	技能講習修了者	特化則 27、28

（注 建設業に関係の少ないものを除く。）

145 内容

選任配置すべき者	業務内容	資格要件	規則条文
コンクリート橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの（その高さが５m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。）の架設又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則 517の22 517の23
石綿作業主任者	石綿等（石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する物）を取り扱う作業	技能講習修了者	石綿則 19
鉛作業主任者	鉛業務に係る作業	技能講習修了者	鉛則 33、34
酸素欠乏危険作業主任者	第１種及び第２種酸素欠乏危険場所における作業	技能講習修了者	酸欠則 11
有機溶剤作業主任者	屋内作業場、タンク等で有機溶剤とそれの含有量が５%を超えるものを取扱う作業	技能講習修了者	有機則 19、19の2
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	金属アーク溶接等作業	技能講習修了者	特化則 27、28

（注 建設業に関係の少ないものを除く。）

147 内容

業務の名称	業務内容	規則条文
車両系荷役運搬機械作業指揮者	車両系荷役運搬機械を用いて行う作業（通行経路、作業方法）について作業の計画に基づき行う作業	安衛則 151の4
車両系荷役運搬機械修理作業指揮者	車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの装着、取外し作業	〃 151の15
不整地運搬車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを不整地運搬車に積卸しする作業	〃 151の48
構内運搬車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを構内運搬車に積卸しする作業	〃 151の62
貨物自動車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを貨物自動車に積卸しする作業	〃 151の70
車両系建設機械修理等作業指揮者	車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着及び取りはずしの作業	〃 165
コンクリートポンプ車の輸送管等の組立て等作業指揮者	輸送管等の組立て又は解体の作業	〃 171の3
くい打（抜）機又はボーリングマシンの組立て等作業指揮者	くい打機、くい抜機又はボーリングマシンの組立て、解体、変更又は移動の作業	〃 190
高所作業車作業指揮者	高所作業車を用いて行う作業（作業場所の状況、種類・能力等）について作業の計画を定め、これに基づき行う作業	〃 194の10
高所作業車の修理等作業指揮者	高所作業車の修理又は作業床の装置若しくは取り外しの作業	〃 194の18
危険物取扱作業指揮者	危険物を製造し、又は取り扱う作業	〃 257
導火線発破作業指揮者	導火線発破作業（ただし、免許必要）	〃 319
電気発破作業指揮者	電気発破作業（ただし、免許必要）	〃 320
停電、活線又は活線近接作業指揮者	停電作業又は高圧、特別高圧の電路の活線若しくは活線近接作業	〃 350
ガス導管防護作業指揮者	明り掘削作業により露出したガス導管のつり防護、受け防護等の防護の作業	〃 362
ずい道内ガス溶接作業指揮者	ずい道等の内部で可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	〃 389の3
貨車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを貨車に積卸しする作業	〃 420
墜落防止作業指揮者	建築物、橋梁、足場等の組立て、解体又は変更の作業で墜落の危険のある作業（ただし、作業主任者の選任を要する作業を除く。）	〃 529
天井クレーン等の点検等作業指揮者	天井クレーン等に近接する建物、機械、設備等の点検、補修、塗装等の作業	クレーン則 30の2
クレーンの組立て等作業指揮者	クレーンの組立て又は解体の作業	〃 33
移動式クレーンのジブの組立等作業指揮者	移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業	〃 75の2

146 内容

業務の名称	業務内容	規則条文
車両系荷役運搬機械作業指揮者	車両系荷役運搬機械を用いて行う作業（通行経路、作業方法）について作業の計画に基づき行う作業	安衛則 151の4
車両系荷役運搬機械修理作業指揮者	車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの装着、取外し作業	〃 151の15
不整地運搬車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを不整地運搬車に積卸しする作業	〃 151の48
構内運搬車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを構内運搬車に積卸しする作業	〃 151の62
貨物自動車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを貨物自動車に積卸しする作業	〃 151の70
車両系建設機械修理等作業指揮者	車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着及び取り外しの作業	〃 165
コンクリートポンプ車の輸送管等の組立て等作業指揮者	輸送管等の組立て又は解体の作業	〃 171の3
くい打（抜）機又はボーリングマシンの組立て等作業指揮者	くい打機、くい抜機又はボーリングマシンの組立て、解体、変更又は移動の作業	〃 190
高所作業車作業指揮者	高所作業車を用いて行う作業（作業場所の状況、種類・能力等）について作業の計画を定め、これに基づき行う作業	〃 194の10
高所作業車の修理等作業指揮者	高所作業車の修理又は作業床の装置若しくは取り外しの作業	〃 194の18
危険物取扱作業指揮者	危険物を製造し、又は取り扱う作業	〃 257
導火線発破作業指揮者	導火線発破作業（ただし、免許必要）	〃 319
電気発破作業指揮者	電気発破作業（ただし、免許必要）	〃 320
停電、活線又は活線近接作業指揮者	停電作業又は高圧、特別高圧の電路の活線若しくは活線近接作業	〃 350
ガス導管防護作業指揮者	明り掘削作業により露出したガス導管のつり防護、受け防護等の防護の作業	〃 362
ずい道等の内部ガス溶接作業指揮者	ずい道等の内部で可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	〃 389の3
貨車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを貨車に積卸しする作業	〃 420
墜落防止作業指揮者	建築物、橋梁、足場等の組立て、解体又は変更の作業で墜落の危険のある作業（ただし、作業主任者の選任を要する作業を除く。）	〃 529

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年 12 月 26 日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
148	⑶ 作業指揮者を選任すべき業務一覧	（赤枠を修正） 業務の名称 ／ 業務内容 ／ 規則条文 デリックの組立て等作業指揮者 ／ デリックの組立て又は解体の作業 ／ ＊118 エレベーター組立て等作業指揮者 ／ 屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業 ／ ＊153 建設用リフト組立て等作業指揮者 ／ 建設用リフトの組立て又は解体の作業 ／ ＊191	147	⑶ 作業指揮者を選任すべき業務一覧	業務の名称 ／ 業務内容 ／ 規則条文 天井クレーン等の点検等作業指揮者 ／ 天井クレーン等に近接する建物、機械、設備等の点検、補修、撤去等の作業 ／ クレーン則 30の2 クレーンの組立て等作業指揮者 ／ クレーンの組立て又は解体の作業 ／ ＊33 移動式クレーンのジブの組立等作業指揮者 ／ 移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業 ／ ＊75の2 デリックの組立て等作業指揮者 ／ デリックの組立て又は解体の作業 ／ ＊118 エレベーターの組立て等作業指揮者 ／ 屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業 ／ ＊153 建設用リフトの組立て等作業指揮者 ／ 建設用リフトの組立て又は解体の作業 ／ ＊191
149	⑷ 監視人（誘導者）等の配置を必要とする業務一覧	（赤枠を修正） 誘導箇所 ／ ／ 規則条文 車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落防止（誘導者） ／ ／ 安衛則 151の6 車両系荷役運搬機械等又はその荷の接触防止（誘導者） ／ ／ ＊151の7 車両系建設機械の転倒又は転落防止（誘導者） ／ ／ ＊157 車両系建設機械の接触防止（誘導者） ／ ／ ＊158 高所作業車の作業床への逸脱制限等（誘導者） ／ ／ ＊194の20 ずい道等の内部における動力車による推押し運転（誘導者） ／ ／ ＊224 停電作業を行う場合 ／ ／ ＊339 特別高圧活線近接作業 ／ ／ ＊345 架空電線等近接の工作物の建設、解体の作業、くい打（抜）機、移動式クレーン等を使用する作業 ／ ／ ＊349 明り掘削において運搬機械等が後進して作業箇所に接近するとき、又は転落のおそれのあるとき（誘導者） ／ ／ ＊365 ずい道建設において運搬機械等が後進して作業箇所に接近するとき、又は転落のおそれがあるとき（誘導者） ／ ／ ＊388 ずい道建設におけるずい道等の内部の火気又はアークの使用状況の監視及び残火の始末の確認（防火担当者） ／ ／ ＊389の4 採石作業において運搬機械等の運搬経路の補修、保持の作業 ／ ／ ＊413 採石作業において運搬機械等の運行経路上で岩石の小割又は加工の作業 ／ ／ ＊414 採石作業で、運搬機械等が後進して作業箇所に接近するとき、又は転落のおそれがあるとき（誘導者） ／ ／ ＊416 3m以上の高所から物体を投下するとき ／ ／ ＊536 道路と交わる軌道で車両を使用するとき ／ ／ ＊550 軌道上又は軌道近接作業 ／ ／ ＊554 酸素欠乏危険場所における作業 ／ ／ 酸欠則 13	148	⑷ 監視人（誘導者）等の配置を必要とする業務一覧	誘導箇所 ／ 監視人 ／ （誘導者） ／ 規則条文 車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落等の防止 ／ ／ ○ ／ 安衛則 151の6 車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触の防止 ／ ／ ○ ／ ＊151の7 車両系建設機械の転倒又は転落防止 ／ ／ ○ ／ ＊157 車両系建設機械の接触防止 ／ ／ ○ ／ ＊158 高所作業車の作業床への逸脱制限等 ／ ／ ○ ／ ＊194の20 ずい道等の内部における動力車による推押し運転時における措置 ／ ／ ○ ／ ＊224 停電作業を行う場合の措置 ／ ○ ／ ／ ＊339 特別高圧活線近接作業 ／ ○ ／ ／ ＊345 架空電線等近接の工作物の建設等の作業で、くい打（抜）機、移動式クレーン等を使用する作業の感電防止 ／ ○ ／ ／ ＊349 明り掘削において運搬機械等が後進して作業箇所に接近するとき、又は転落のおそれのあるとき ／ ／ ○ ／ ＊365 ずい道建設において運搬機械等が後進して作業箇所に接近するとき、又は転落のおそれがあるとき ／ ／ ○ ／ ＊388 ずい道建設におけるずい道等の内部の火気又はアークの使用状況の監視及び残火の始末の確認（防火担当者） ／ ○ ／ ／ ＊389の4 採石作業において運搬機械等の運搬経路の補修、保持の作業 ／ ○ ／ ／ ＊413 採石作業において運搬機械等の運行経路上で岩石の小割又は加工の作業 ／ ○ ／ ／ ＊414 採石作業で、運搬機械等が後進して作業箇所に接近するとき、又は転落のおそれがあるとき ／ ／ ○ ／ ＊416 3m以上の高所から物体を投下するとき ／ ○ ／ ／ ＊536 道路と交わる軌道で車両を使用するとき ／ ○ ／ ／ ＊550 軌道上又は軌道近接作業 ／ ○ ／ ／ ＊554 酸素欠乏危険場所における作業 ／ ○ ／ ／ 酸欠則 13
150	上から１１行目	7. 動力により駆動される巻上げ機（電気ホイスト及びエアホイストを除く。）、運搬機又は索道の運転の業務 （下線部を修正）	149	上から１１行目	7. 動力により駆動される巻上げ機（電気ホイスト及びエヤホイストを除く。）、運搬機又は索道の運転の業務
150	上から１２行目	8. 直流にあっては 750 V を、交流にあっては 300 V を超える電圧の充電電路又はその支持物の点検、修理又は操作の業務 （下線部を修正）	149	上から１２行目	8. 直流にあつては 750 V を、交流にあつては 300 V を超える電圧の充電電路又はその支持物の点検、修理又は操作の業務
150	上から１５行目	10. クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（2 人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。） （下線部を修正）	149	上から１５行目	10. クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（2 人以上の者によつて行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）
150	下から１５行目	14. 直径が 25cm 以上の丸のこ盤（横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤その他反ぱつにより労働者が危害を受けるおそれのないものを除く。）又はのこ車の直径が 75cm 以上の帯のこ盤に木材を送給する業務 （下線部を修正）	149	下から１５行目	14. 直径が 25cm 以上の丸のこ盤（横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤その他反ぱつにより労働者が危害を受けるおそれのないものを除く。）又はのこ車の直径 75cm 以上の帯のこ盤に木材を送給する業務
150	下から１２行目	17. 軌道内であって、ずい道内の場所、見通し距離が 400m以内の場所又は車両の通行が頻繁な場所において単独で行う業務 （下線部を修正）	149	下から１２行目	17. 軌道内であつて、ずい道内の場所、見通し距離が 400m以内の場所又は車両の通行が頻繁な場所において単独で行う業務

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
150	下から 5 行目	26. 直径が 35cm 以上の立木の伐採の業務 （下線部を修正）	149	下から 5 行目	26. 胸高直径 35cm 以上の立木の伐採の業務
151	下から 4 行目	46. 前号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て厚生労働大臣が別に定める業務 （下線部を修正）	150	下から 4 行目	46. 前号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が別に定める業務
153	(2) 女性の就業制限業務の範囲（建設業関係）	（赤枠を修正） 	152	(2) 女性の就業制限業務の範囲（建設業関係）	
153	(1) 立入禁止の措置等一覧	（赤枠を修正） 	152	(1) 立入禁止の措置等一覧	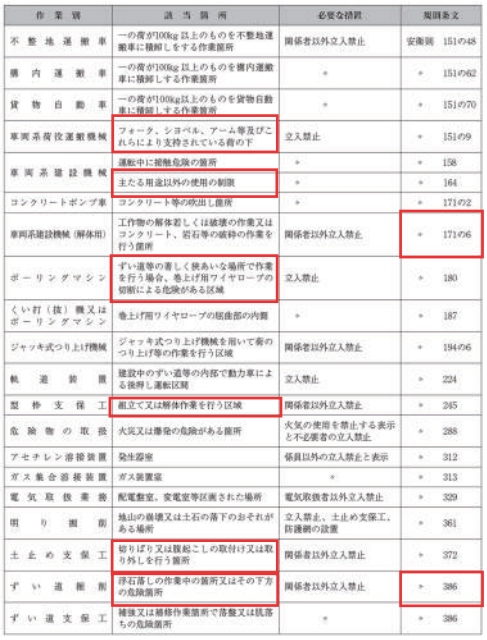

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
154	(1) 立入禁止の措置等一覧	（赤枠を修正）	153	(1) 立入禁止の措置等一覧	

作業別	該当箇所	必要な措置	規則条文
ずい道内	ずい道等内部の可燃性ガス濃度が爆発下限界値の30%未満確認まで	関係者以外立入禁止	安衛則 389の8
地山の崩壊箇所	岩石の採取のため掘削作業中の土石の落石危険箇所	立入禁止	〃 411
採石作業	運転中の運搬機械、小割機械等に接触危険箇所	〃	〃 415
貨物取扱作業等	一の荷が100kg以上のものを貨車に積卸しする作業箇所	関係者以外立入禁止	〃 420
はい付け又ははいくずしの作業	はいの崩壊又は荷の落下による危険箇所	〃	〃 433
建築物等の鉄骨の組立て等	作業区域内	〃	〃 517の3
鋼板の架設等	作業区域内	〃	〃 517の7
木造建築物の組立て等	作業区域内	〃	〃 517の11
コンクリート造の工作物の解体等	作業区域内	〃	〃 517の15
コンクリート板の架設等	作業区域内	〃	〃 517の21
墜落の危険のある箇所	同 左	〃	〃 530
物体落下による危険箇所	同 左	防網の設備、立入禁止	〃 537
足場の組立て等	つり足場 張出し足場、又は高さが5m以上の足場の組立て、解体又は変更の作業区域内	関係者以外立入禁止	〃 564
作業構台の組立て等	高さ２m以上の作業構台の組立て、解体又は変更の作業区域内	〃	〃 575の7
衛生上有害作業	酸欠やガス、粉じんの発散等衛生上有害な場所	必要ある者以外の立入禁止と表示	〃 585
事業場に附属する炊事場等	同 左	炊事従業員以外立入禁止	〃 630
ボイラー	ボイラー室その他ボイラー設置場所	関係者以外立入禁止と表示	ボイラー則 29
有機溶剤の取扱い	有機溶剤により汚染され、中毒のおそれのある事故現場	立入禁止（汚染が除去されるまで）	有機則 27
クレーン	ケーブルクレーンのワイヤロープの内角側	立入禁止	クレーン則 28
	特定のつり上げ方法によりつり上げられた荷の下	立入禁止（汚染が除去されるまで）	〃 29
	組立又は解体の作業区域	関係者以外立入禁止と表示	〃 33
移動式クレーン	上部旋回体に接触するおそれのある箇所	立入禁止	〃 74
	特定のつり上げ方法によりつり上げられた荷の下	〃	〃 74の2
	ジブの組立て又は解体の作業区域	関係者以外立入禁止と表示	〃 75の2

作業別	該当箇所	必要な措置	規則条文
ずい道等の内部	ずい道等内部の可燃性ガス濃度が爆発下限界値の30%未満の確認まで	関係者以外立入禁止	安衛則 389の8
岩石の採取のための掘削作業	土石の落下の危険箇所	立入禁止	〃 411
採石作業	運転中の運搬機械、小割機械等に接触する危険箇所	〃	〃 415
貨物取扱作業等	一の荷が100kg以上のものを貨車に積卸しする作業箇所	関係者以外立入禁止	〃 420
はい付け又ははいくずしの作業	はいの崩壊又は荷の落下による危険箇所	〃	〃 433
建築物等の鉄骨の組立て等	作業区域内	〃	〃 517の3
鋼板の架設等	作業区域内	〃	〃 517の7
木造建築物の組立て等	作業区域内	〃	〃 517の11
コンクリート造の工作物の解体等	作業区域内	〃	〃 517の15
コンクリート板の架設等	作業区域内	〃	〃 517の21
墜落の危険のある箇所	同 左	〃	〃 530
物体落下による危険箇所	同 左	防網の設備、立入禁止	〃 537
足場の組立て等	つり足場 張出し足場、又は高さが2m以上の足場の組立て、解体又は変更の作業区域内	関係者以外立入禁止	〃 564
作業構台の組立て等	作業構台の組立て、解体又は変更の作業区域内	〃	〃 575の7
衛生上有害な作業	酸欠やガス、粉じんの発散等衛生上有害な場所	関係者以外の立入禁止と表示	〃 585
事業場に附属する炊事場等	同 左	炊事従業員以外立入禁止	〃 630
ボイラー	ボイラー室その他ボイラー設置場所	関係者以外立入禁止と表示	ボイラー則 29
有機溶剤の取扱い	有機溶剤により汚染され、中毒のおそれのある事故現場	立入禁止（汚染が除去されるまで）と表示	有機則 27
クレーン	ケーブルクレーンのワイヤロープの内角側	立入禁止	クレーン則 28
	特定のつり上げ方法によりつり上げられた荷の下	立入禁止	〃 29
	組立又は解体の作業区域	関係者以外立入禁止と表示	〃 33
移動式クレーン	上部旋回体に接触するおそれのある箇所	立入禁止	〃 74
	特定のつり上げ方法によりつり上げられた荷の下	〃	〃 74の2
	ジブの組立て又は解体の作業区域	関係者以外立入禁止と表示	〃 75の2

155	(1) 立入禁止の措置等一覧	（赤枠を修正）	154	(1) 立入禁止の措置等一覧	

作業別	該当箇所	必要な措置	規則条文
デリック	ワイヤロープの内角側	立入禁止	クレーン則 114
	特定のつり上げ方法によりつり上げられた荷の下	〃	〃 115
	組立て又は解体の作業区域	関係者以外立入禁止と表示	〃 118
エレベーター（屋外設置のもの）	昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業区域	〃	〃 153
建設用リフト	搬器の昇降によって危険のある箇所	立入禁止	〃 187
	ワイヤロープの内角側	〃	〃 187
	組立て又は解体の作業区域	関係者以外立入禁止と表示	〃 191
ゴンドラ	作業箇所の下方	〃	ゴンドラ則 18
高圧室作業	気閘室及び作業室	必要ある者以外の立入禁止と表示	高圧則 13
	再圧室設置場所及びその操作場所	〃	〃 43
酸素欠乏危険作業	酸素欠乏危険作業場所又はこれに隣接する場所	関係者以外立入禁止と表示	酸欠則 9
	酸素欠乏等のおそれが生じ退避させた場所	指名した者以外立入禁止と表示	〃 14
	圧気シールド工法等で酸素欠乏の空気が湧出している場所	立入禁止	〃 24
石綿等を取り扱う作業	建築物又は工作物の解体等の作業場所	関係者以外立入禁止と表示	石綿則 7
	石綿等を取り扱う作業場等	関係者以外立入禁止	石綿則 15

注）作業によっては、規則の条文ごとにその他の措置が併設されているのでそれぞれの条文を参照のこと。

作業別	該当箇所	必要な措置	規則条文
デリック	ワイヤロープの内角側	立入禁止	クレーン則 114
	特定のつり上げ方法によりつり上げられた荷の下	〃	〃 115
	組立て又は解体の作業区域	関係者以外立入禁止と表示	〃 118
エレベーター（屋外設置のもの）	昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業区域	〃	〃 153
建設用リフト	搬器の昇降によって危険のある箇所	立入禁止	〃 187
	ワイヤロープの内角側	〃	〃 187
	組立て又は解体の作業区域	関係者以外立入禁止と表示	〃 191
ゴンドラ	作業箇所の下方	〃	ゴンドラ則 18
高圧室作業	気こう室及び作業室	必要ある者以外の立入禁止と表示	高圧則 13
	再圧室設置場所及びその操作場所	〃	〃 43
酸素欠乏危険作業	酸素欠乏危険作業場所又はこれに隣接する場所	関係者以外立入禁止と表示	酸欠則 9
	酸素欠乏等のおそれが生じ退避させた場所	指名した者以外立入禁止と表示	〃 14
	圧気シールド工法等で酸素欠乏の空気が湧出している場所	立入禁止	〃 24
石綿等を取り扱う作業	建築物又は工作物の解体等の作業場所	関係者以外立入禁止と表示	石綿則 7
	石綿等を取り扱う作業場等	関係者以外立入禁止と表示	石綿則 15

注）作業によっては、規則の条文ごとにその他の措置が併設されているのでそれぞれの条文を参照のこと。

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
156	⑵ 表示の設定箇所一覧	（赤枠を修正） ② 表示の設定箇所一覧 表示 ／ 該当箇所 ／ 法規則条文 重量トン ／ 一の貨物で重量が１トン以上のもの（包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかなものはこの限りでない。） ／ 安衛法 35 安全衛生推進者の氏名 ／ 選任したときは、作業場の見やすい箇所 ／ 安衛則 12の4 作業主任者の氏名等 ／ 作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所 ／ 〃 18 運転停止 ／ 機械のそうじ、給油、検査又は修理の作業を行うため運転を停止したとき、当該機械の軌道装置に ／ 〃 107 信号装置 ／ 軌道装置に信号装置を設けたとき、表示方法を定め周知 ／ 〃 219 火気使用禁止 ／ 火災又は爆発の危険場所 ／ 〃 288 アセチレン溶接装置の火気厳禁 ／ 発生器から５m以内又は発生器室から３m以内 ／ 〃 312 ガス集合溶接装置のガスの名称等 ／ ガス集合溶接装置で使用するガスの名称及び最大ガス貯蔵量を、ガス装置室の見やすい箇所 ／ 〃 313 持込禁止 ／ 測定の結果、可燃性ガスが存在するとき、ずい道出入口の見やすい場所（マッチ、ライター等の持込み禁止） ／ 〃 389 気閘室の外部の見やすい場所（マッチ、ライター等発火のおそれのあるものの持込み禁止） ／ 高圧則 25の2 再圧室の入口（発火、爆発物、高温となって可燃性の点火源となる物の持込み禁止） ／ 〃 46 ボイラー室（引火しやすい物の持込み禁止） ／ ボイラー則 29 連絡方法 ／ 高圧室内作業者及び空気圧縮機運転者と連絡員との通話装置の故障の場合、両室及び気閘室付近 ／ 高圧則 21 通電禁止 ／ 停電作業中、開閉器に ／ 安衛則 339 接近限界距離 ／ 特別高圧活線接近作業の際（当該充電電路に接近限界距離を保つ見やすい箇所） ／ 〃 345 運搬機械等の運行経路 ／ 採石作業における運搬機械等の運行経路等の必要な箇所 ／ 〃 413 作業中 ／ 上棚の運行経路の補修作業箇所 ／ 〃 413 作業禁止 ／ 運搬機械等の運行経路上での岩石の小割又は加工作業の箇所 ／ 〃 414 安全通路 ／ 作業場に通ずる場所及び作業場内の主要通路 ／ 〃 540 避難用出入口 ／ 常時使用しない避難用の出入口、通路又は避難用器具 ／ 〃 549 最大積載荷重 ／ 足場の作業床及び作業棧台の作業床 ／ 〃 562 〃 575の4 有害物集積箇所 ／ 有害物、病原体等の集積場所 ／ 〃 586 名称、成分等 ／ ベンゼン等有害物について成分、含有量等を容器等に表示 ／ 安衛法 57 安衛則 31 有機溶剤 取扱注意 ／ 屋内作業場、タンク、坑内、ずい道の内部等において有機溶剤業務を行うとき（見やすい場所） ／ 有機則 24 有機溶剤 区分表示 ／ 上欄の場合（第一種……赤／第二種……黄／第三種……青）の色分け及び、色分け以外の方法による区分の表示 ／ 〃 25	155	⑵ 表示の設定箇所一覧	② 表示の設定箇所一覧 表示 ／ 該当箇所 ／ 法規則条文 貨物重量 ／ 一の貨物で重量が１トン以上のもの（包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかなものはこの限りでない。） ／ 安衛法 35 安全衛生推進者の氏名 ／ 選任したときは、作業場の見やすい箇所 ／ 安衛則 12の4 作業主任者の氏名等 ／ 作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所 ／ 〃 18 運転停止 ／ 機械のそうじ、給油、検査、修理又は調整の作業を行うため運転を停止したとき、当該機械の起動装置に ／ 〃 107 信号装置 ／ 軌道装置に信号装置を設けたとき、表示方法を定め周知 ／ 〃 219 火気使用禁止 ／ 火災又は爆発の危険場所 ／ 〃 288 アセチレン溶接装置の火気厳禁 ／ 発生器から５m以内又は発生器室から３m以内 ／ 〃 312 ガス集合溶接装置のガスの名称等 ／ ガス集合溶接装置で使用するガスの名称及び最大ガス貯蔵量を、ガス装置室の見やすい箇所 ／ 〃 313 持込禁止 ／ 測定の結果、可燃性ガスが存在するとき、ずい道出入口の見やすい場所（マッチ、ライター等の持込み禁止） ／ 〃 389 気こう室の外部の見やすい場所（マッチ、ライター等発火のおそれのあるものの持込み禁止） ／ 高圧則 25の2 再圧室の入口（発火、爆発物、高温となって可燃性の点火源となる物の持込み禁止） ／ 〃 46 ボイラー室（引火しやすい物の持込み禁止） ／ ボイラー則 29 連絡方法 ／ 高圧室内作業者及び空気圧縮機運転者と連絡員との通話装置の故障の場合、両室及び気こう室付近 ／ 高圧則 21 通電禁止 ／ 停電作業中、開閉器に ／ 安衛則 339 接近限界距離 ／ 特別高圧活線接近作業の際（当該充電電路に接近限界距離を保つ見やすい箇所） ／ 〃 345 運搬機械等の運行経路 ／ 採石作業における運搬機械等の運行経路等の必要な箇所 ／ 〃 413 作業中 ／ 上棚の運行経路の補修作業箇所 ／ 〃 413 作業禁止 ／ 運搬機械等の運行経路上での岩石の小割又は加工作業の箇所 ／ 〃 414 安全通路 ／ 作業場に通ずる場所及び作業場内の主要通路 ／ 〃 540 避難用出入口 ／ 常時使用しない避難用の出入口、通路又は避難用器具 ／ 〃 549 最大積載荷重 ／ 足場の作業床 作業棧台の作業床 ／ 〃 562 〃 575の4 有害物集積箇所 ／ 有害物、病原体等の集積場所 ／ 〃 586 名称、成分等 ／ ベンゼン等有害物について成分、含有量等を容器等に表示 ／ 安衛法 57 安衛令 18 有機溶剤 取扱注意 ／ 屋内作業場等において有機溶剤業務を行うとき（見やすい場所） ／ 有機則 24 有機溶剤 区分表示 ／ 上欄の場合（第一種……赤／第二種……黄／第三種……青）の色分け及び、色分け以外の方法による区分の表示 ／ 〃 25
157	⑵ 表示の設定箇所一覧	（赤枠を修正） 表示 ／ 該当箇所 ／ 法規則条文 巻過防止 ／ 巻過防止装置を具備しないクレーン、デリック及び建設用リフトの巻上げ用ワイヤロープ ／ クレーン則 19、106、182 運転禁止 ／ 天井クレーン等の点検等の作業を行うときは、操作部分に ／ 〃 30の2 取扱作業主任者氏名 ／ ボイラー（資格及び氏名を設置場所に） ／ ボイラー則 29 第一種圧力容器（氏名を設置場所に） ／ 〃 66 最高使用圧力 ／ ボイラーの圧力計又は水高計 ／ 〃 28 第一種圧力容器の圧力計 ／ 〃 65 第二種圧力容器の圧力計 ／ 〃 87 みだりに作動の禁止 ／ 地下室その他通風が不十分な場所に備える消火器等で炭酸ガスを使用するもの ／ 酸欠則 19 不活性気体の名称、開放の禁止及び開閉の方向 ／ ボイラー、タンク等の内部で炭酸ガス等の不活性気体を通給する配管のバルブ、コック等 ／ 〃 22 事故現場 ／ 現在工事現場において次の事故現場等があるとき。その事故現場に（表示の標識を統一） ・有機溶剤等による事故現場 ・高圧作業室又は気閘室 ・酸素欠乏危険場所。酸素欠乏のおそれがあり、避難をさせた場所 ／ 安衛則 640 喫煙飲食の禁止 ／ 石綿等を取扱う業務 ／ 石綿則 33	156	⑵ 表示の設定箇所一覧	表示 ／ 該当箇所 ／ 法規則条文 巻過防止 ／ 巻過防止装置を具備しないクレーン、デリック及び建設用リフトの巻上げ用ワイヤロープ ／ クレーン則 19、106、182 運転禁止 ／ 天井クレーン等の点検等の作業を行うときは、操作部分に ／ 〃 30の2 取扱作業主任者氏名 ／ ボイラー室その他設置場所（資格及び氏名） ／ ボイラー則 29 第一種圧力容器設置場所（氏名） ／ 〃 66 最高使用圧力 ／ ボイラーの圧力計又は水高計の目もり ／ 〃 28 第一種圧力容器の圧力計の目もり ／ 〃 65 第二種圧力容器の圧力計の目もり ／ 〃 87 みだりに作動の禁止 ／ 地下室その他通風が不十分な場所に備える消火器等で炭酸ガスを使用するもの ／ 酸欠則 19 不活性気体の名称、開放の禁止及び開閉の方向 ／ ボイラー、タンク等の内部で炭酸ガス等の不活性気体を通給する配管のバルブ、コック等 ／ 〃 22 事故現場 ／ 現在作業所において次の事故現場等があるとき、その事故現場に（表示の標識を統一） ・有機溶剤等による事故現場 ・高圧作業室又は気こう室 ・酸素欠乏危険場所。酸素欠乏のおそれがあり、退避をさせた場所 ／ 安衛則 640 喫煙又は飲食の禁止 ／ 石綿等を取扱う業務 ／ 石綿則 33
158	⑴工事開始時	（赤枠を修正） 法令 ／ 書類の名称 ／ 法規則条文（法 ／ 則） ／ 様式 ／ 提出先 ／ 提出期限 ／ 備考 労働基本法 ／ 適用事業報告 ／ 57 ／ 23の2 ／ 労働基準監督署長 ／ 遅滞なく ／ 法の適用を受ける事業場を新設したとき 労安法 ／ 時間外及び休日の労働に関する協定届 ／ 36 ／ 16 17 18 20 ／ 9 ／ 〃 ／ 事前に ／ ・１日及び１日を超える一定の期間について時間外又は休日に労働をさせる場合 ・労働者代表との協定書添付 基安法 ／ 断続的な宿直又は日直許可申請書 ／ 41 ／ 23 ／ 10 ／ 〃 ／ 〃 ／ 宿直又は日直の勤務につかせようとするとき 監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書 ／ 41 ／ 34 ／ 14 ／ 〃 ／ 〃 ／ 夜警、炊事等の監視又は断続的労働に従事するものについて労働時間、休憩及び休日の適用の除外を受けようとするとき 就業規則届 ／ 89 90 ／ 49 ／ ／ 〃 ／ 遅滞なく ／ ・常時10人以上の労働者を使用するとき ・労働者代表の意見書添付 ・就業規則を備え付ける等の方法によって周知させる。（法106） 安衛法 ／ 建設工事計画届 ／ 88 2項 4項 ／ 89 91 92の2 92の3 ／ 21 ／ 厚生労働大臣 ／ 工事開始の30日前まで ／ ・次に掲げる仕事を開始しようとするとき ⑴高さ300m以上の塔の建設 発高150m以上のダムの建設 ⑵最大支間500m（つり橋は1,000m）以上の橋梁の建設 ⑶長さが3,000m以上のずい道等の建設 ⑷長さが1,000m以上3,000m未満のずい道等の建設で深さ50m以上のたて坑（通路として使用されるものに限る。）の掘削を伴うもの ⑸ゲージ圧力0.3MPa以上の圧気工法の作業 建設工事計画届 ／ 88 2項 ／ 90 91 92の2 ／ 21 ／ 労働基本監督署長 ／ 工事開始の14日前まで ／ ・次に掲げる仕事を開始しようとするとき ⑴高さ31mを超える建築物又は工作物（橋梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊 ⑵最大支間50m以上の橋梁の建設、改造、解体又は破壊 ⑵の２ 最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設、改造、解体又は破壊 ⑶ずい道等の建設、改造、解体又は破壊（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。） ⑷掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削の作業（掘削機械を用いる作業で下方に労働者が立ち入らないものを除く。 ⑸圧気工法による作業	157	⑴工事開始時	法令 ／ 書類の名称 ／ 法規則条文（法 ／ 則） ／ 様式 ／ 提出先 ／ 提出期限 ／ 備考 労働基本法 ／ 適用事業報告 ／ 57 ／ 23の2 ／ 労働基準監督署長 ／ 遅滞なく ／ 法の適用を受ける事業場を新設したとき 労安法 ／ 時間外及び休日の労働に関する協定届 ／ 36 ／ 16 17 18 20 ／ 9の4 ／ 〃 ／ 事前に ／ ・１日及び１日を超える一定の期間について時間外又は休日に労働をさせる場合 ・労働者代表との協定書添付 基安法 ／ 断続的な宿直又は日直許可申請書 ／ 41 ／ 23 ／ 10 ／ 〃 ／ 〃 ／ 宿直又は日直の勤務につかせようとするとき 監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書 ／ 41 ／ 34 ／ 14 ／ 〃 ／ 〃 ／ 夜警、炊事等の監視又は断続的労働に従事するものについて労働時間、休憩及び休日の適用の除外を受けようとするとき 就業規則届 ／ 89 90 ／ 49 ／ 任意 ／ 〃 ／ 遅滞なく ／ ・常時10人以上の労働者を使用するとき ・労働者代表の意見書添付 ・就業規則を備え付ける等の方法によって周知させる。（法106） 安衛法 ／ 建設工事計画届 ／ 88 2項 4項 ／ 89 91 92の2 92の3 ／ 21 ／ 厚生労働大臣 ／ 工事開始の30日前まで ／ ・次に掲げる仕事を開始しようとするとき ⑴高さ300m以上の塔の建設 発高150m以上のダムの建設 ⑵最大支間500m（つり橋は1,000m）以上の橋梁の建設 ⑶長さが3,000m以上のずい道等の建設 ⑷長さが1,000m以上3,000m未満のずい道等の建設で深さ50m以上のたて坑（通路として使用されるものに限る。）の掘削を伴うもの ⑸ゲージ圧力0.3MPa以上の圧気工法の作業 建設工事計画届 ／ 88 3項 4項 89の2 ／ 90 91 92の2 92の3 94の2 ／ 21 ／ 労働基本監督署長 ／ 工事開始の14日前まで ／ ・次に掲げる仕事を開始しようとするとき ⑴高さ31mを超える建築物又は工作物（橋梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊 ⑵最大支間50m以上の橋梁の建設、改造、解体又は破壊 ⑵の２ 最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設、改造、解体又は破壊 ⑶ずい道等の建設、改造、解体又は破壊（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。） ⑷掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削の作業（掘削機械を用いる作業で下方に労働者が立ち入らないものを除く。 ⑸圧気工法による作業 ⑹耐火建築物等で吹付け石綿等を有するものの石綿等の除去の作業を行う仕事

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年 12 月 26 日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
159	(1)工事開始時	（赤枠を修正）	158	(1)工事開始時	

法令	書類の名称	法規関条文 法	規	様式	提出先	提出期限	備　考
安衛法則							(6)耐火建築物等で吹付け石綿等を有するものの石綿等の除去の作業を行う仕事
	建設工事計画届	88 3項	90 5号の3		労働基準監督署長	工事開始の14日前まで	ダイオキシン類対策特別措置法施行令（以下「ダイオ法施行令」という）別表１の５号にいう廃棄物焼却炉のうち、 火格子面積２平方メートル以上 または 焼却能力が１時間当たり200kg以上 を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事
	土石採取計画届	88 2項	90 92	21	＋	＋	(1)掘削の高さ又は深さが10m以上の土石の採取のための掘削の作業 (2)坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業
	建設物、機械等設置・移転・変更届	88 1項	85	20	＋	設置30日前	安衛則別表第７上欄に掲げる機械等（型枠支保工・架設通路・足場・軌道装置）を設置するとき
	建築物解体等作業届	88 3項	90 5号の2	21の1	＋	作業開始前まで	(1)壁、柱、天井等に石綿等が使用されている、保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。以下同じ。）等が張り付けられた建築物又は工作物の解体等の作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。）を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業 (2)第10条第１項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業 (3)前２号に掲げる作業に類する作業
	特定元方事業者の事業開始報告（統括安全衛生責任者選任報告）（元方安全衛生管理者選任報告）	30 15令	664		＋	遅滞なく	・特定元方事業者の労働者と関係請負人の労働者の作業が一の場所で行われるとき ・事業場の労働者数が関係下請負人の労働者も含めて常時50人（ずい道等の建設の仕事、橋梁の建設の仕事又は圧気工法による作業を行う仕事にあっては、常時30人）以上となるときは、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を選任し、その旨と氏名を記載する。 ・事業場の労働者数が関係請負人の労働者も含めて常時20人以上30人未満のずい道等の建設の仕事、一定の橋梁の建設の仕事、圧気工法による作業を行う仕事。仕事場の労働者数が関係請負人の労働者を含めて常時20人以上50人未満の鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事。店社安全衛生管理者を選任し、その旨と氏名を記載する。
	（店社安全衛生管理者選任報告）	15の令	664		＋	＋	

法令	書類の名称	法規関条文 法	規	様式	提出先	提出期限	備　考
安衛法則	建設工事計画書	88 3項	90 5号の3		労働基準監督署長	工事開始の14日前まで	ダイオキシン類対策特別措置法施行令（以下「ダイオ法施行令」という）別表１の５号にいう廃棄物焼却炉のうち、 火格子面積２平方メートル以上 または 焼却能力が１時間当たり200kg以上 を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事
	土石採取計画届	88 3項	90 92	21	＋	＋	(1)掘削の高さ又は深さが10m以上の土石の採取のための掘削の作業 (2)坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業
	建設物、機械等設置・移転・変更届	88 1項4項	85 86 92の2 92の3	20	＋	設置30日前	安衛則別表第７上欄に掲げる機械等（型枠支保工・架設通路・足場・軌道装置）を設置するとき
	建築物解体等作業届	88 1項	石綿則5	石綿則1の2	＋	作業開始前まで	(1)壁、柱、天井等に石綿等が使用されている、保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。以下同じ。）等が張り付けられた建築物又は工作物の解体等の作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。）を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業 (2)第10条第１項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業 (3)前２号に掲げる作業に類する作業
	特定元方事業者の事業開始報告（統括安全衛生責任者選任報告）（元方安全衛生管理者選任報告）	30 15令	18の6 664		＋	遅滞なく	・特定元方事業者の労働者と関係請負人の労働者の作業が一の場所で行われるとき ・事業場の労働者数が関係下請負人の労働者も含めて常時50人（ずい道等の建設の仕事、橋梁の建設の仕事又は圧気工法による作業を行う仕事にあっては、常時30人）以上となるときは、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を選任し、その旨と氏名を記載する。 ・事業場の労働者数が関係請負人の労働者も含めて常時20人以上30人未満のずい道等の建設の仕事、一定の橋梁の建設の仕事、圧気工法による作業を行う仕事。仕事場の労働者数が関係請負人の労働者を含めて常時20人以上50人未満の鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事。店社安全衛生管理者を選任し、その旨と氏名を記載する。
	（店社安全衛生管理者選任報告）	15の令	664		＋	＋	

160	(1)工事開始時	（赤枠を修正）	159	(1)工事開始時	

法令	書類の名称	法規関条文 法	規	様式	提出先	提出期限	備　考
安衛法則	安全衛生責任者選任報告	16			特定元方事業者	遅滞なく	・統括安全衛生責任者の選任を要する事業場で、下請として仕事をする場合
	共同企業体代表者届	5	1	1	労働基準監督署長を経由して労働局長	仕事開始の14日前まで	・J.V.工事の場合、出資割合その他施工上の責任程度を考慮して、そのうち一人を代表者として選定
	総括安全衛生管理者、安全管理者選任報告	10令2 11令3	2 4	4	労働基準監督署長	選任事由が発生した日から14日以内に選任し、遅滞なく	・建設業で常時100人以上の労働者を使用するとき（総括安全衛生管理者） ・常時50人以上の労働者を使用するとき（安全管理者）
微収法則（労災関係）	衛生管理者、産業医選任報告	12令4 13令5	7 13	3	＋	選任事由が発生した日から14日以内に選任し、遅滞なく	・常時50人以上の労働者を使用するとき ・衛生管理者免許証の写、医師免許証の写を添付
	建築物等の解体等作業計画書	100①	石綿則5	1	＋	作業開始前	・石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の解体等の作業 ・耐火建築物又は準耐火建築物における吹付け石綿の除去作業以外の吹付け石綿の除去作業
	労働保険　保険関係成立届（単独有期事業）	4の2	4	1（乙）	＋	—	1. 工事を開始したとき 2. 開始した翌日から10日以内
	労働保険　保険関係成立届（一括有期事業）	4の2	4	1（乙）	＋	—	小工事を一括して成立させるとき
	労働保険　概算保険料申告書・納付書	15	24 27 28 38	6（乙）	＋	—	保険関係成立の日から20日以内に納付（継続事業については様式６（甲）により50日以内）
	労働者災害補償保険代理人選任届		71	23	＋	—	1. 代理人を選任したとき 2. 選任なく
	労働保険　概算保険料申告書・納付書	15	24 27 28 38	6（甲）	＋	—	保険関係が成立した日から20日以内（継続事業については50日以内）
労働基準法	寄宿舎設置届	96の2	5の2	別記様式	＋	工事着手14日前まで	・常時10人以上の労働者を就業させるとき（労基則50の2）
	寄宿舎規則届	95	2		＋	速やかに	・寄宿労働者代表の同意書添付 ・他人の所有に係る寄宿舎を使用の場合は賃借契約の書類を添付・寄宿舎規則を寄宿舎に備え付ける等の方法によって周知させる（法106）
消防法	防火管理者選任届	8	4	1号の2	消防署長	使用開始前	防火責任者の選任
	防火対象物使用届	17の2	31の2	1号の2 1号の3			仮設建物（寄宿舎等）

法令	書類の名称	法規関条文 法	規	様式	提出先	提出期限	備　考
安衛法則	安全衛生責任者選任報告	16			特定元方事業者	遅滞なく	・統括安全衛生責任者の選任を要する事業場で、下請として仕事をする場合
	共同企業体代表者届	5	1	1	労働基準監督署長を経由して労働局長	仕事開始の14日前まで	・J.V.工事の場合、出資割合その他施工上の責任程度を考慮して、そのうち一人を代表者として選定
	総括安全衛生管理者、安全管理者選任報告	10令2 11令3	2 4	4	労働基準監督署長	選任事由が発生した日から14日以内に選任し、遅滞なく	・建設業で常時100人以上の労働者を使用するとき（総括安全衛生管理者） ・常時50人以上の労働者を使用するとき（安全管理者）
微収法則（労災関係）	衛生管理者、産業医選任報告	12令4 13令5	7 13	3	＋	選任事由が発生した日から14日以内に選任し、遅滞なく	・常時50人以上の労働者を使用するとき ・衛生管理者免許証の写、医師免許証の写を添付
	建築物等の解体等作業計画書	100①	石綿則5	1	＋	作業開始前	・石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の解体等の作業 ・耐火建築物又は準耐火建築物における吹付け石綿の除去作業以外の吹付け石綿の除去作業
	労働保険　保険関係成立届（単独有期事業）	4の2	4	1（乙）	＋	工事を開始した日から10日以内	労働基準監督署又は公共職業安定所に提出
	労働保険　保険関係成立届（一括有期事業）	4の2	4	1（乙）	＋	工事を開始した日から10日以内	小工事を一括して成立させるとき
	労働保険　概算保険料申告書・納付書	15	24 27 28 38	6（乙）	＋	—	保険関係成立の日から20日以内に納付（継続事業については様式６（甲）により50日以内）
	労働者災害補償保険代理人選任届		73	19	＋	—	1. 代理人を選任したとき 2. 選任なく
	労働保険　概算保険料申告書・納付書	15	24 27 28 38	6（甲）	＋	—	保険関係が成立した日から20日以内（継続事業については50日以内）
労働基準法	寄宿舎設置（変更）届	96の2	5の2	任意	＋	工事着手14日前まで	・常時10人以上の労働者を就業させるとき（労基則50の2）
	寄宿舎規則（変更）届	95	2	任意	＋	速やかに	・寄宿労働者代表の同意書添付 ・他人の所有に係る寄宿舎を使用の場合は賃借契約の書類を添付・寄宿舎規則を寄宿舎に備え付ける等の方法によって周知させる（法106）
消防法	防火管理者選任届	8	4	1号の2	消防署長	使用開始前	防火責任者の選任
	防火対象物使用届	17の2	31の2	1号の2 1号の3			仮設建物（寄宿舎等）

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年 12 月 26 日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
161	(1)工事開始時	（赤枠を修正）	160	(1)工事開始時	

法令	書類の名称	法規関条文 法	則	様式	提出先	提出期限	備　考
国有財産法	道路境界査定願	31			都道府県庁	建物位置確定の2～3ヶ月前	
道路法	道路占用許可申請書	32	4の3	5号	道路管理者	15日～30日前	
	自費工事施行承認申請	24			道路管理者及び警察署	工事の30日前	ガードレール等の一時撤去、歩道防護
	沿道掘削施行届	44			道路管理者	30日前	
道路交通法	道路使用許可申請書	77	10～12		警察署	15日～30日前	使用範囲は 歩道がある場合、歩道幅の1/3以下1m以内 歩道がない場合、車道幅の1/8以下1m以内
騒音規制法 振動規制法	特定作業実施届	14			特定行政庁	作業の7日前	くい打ち、ブレーカー、且工且締め等
電気事業法	仮設電力自家用電気使用申込書 電気設備設置届 保安規定変更届	70～74			電力会社 消防署 逓信局	使用の30日前	自家用電気工作物（契約電力量500W以上）を設置し、又は変更しようとするとき

法令	書類の名称	法規関条文 法	則	様式	提出先	提出期限	備　考
国有財産法	道路境界査定願	31			都道府県庁	建物位置確定の2～3ヶ月前	
道路法	道路占用許可申請書	32	4の3	5号	道路管理者	15日～30日前	
	自費工事施行承認申請	24			道路管理者及び警察署	工事の30日前	ガードレール等の一時撤去、歩道防護
	沿道掘削施行届	44			道路管理者	30日前	
道路交通法	道路使用許可申請書	77	10～12		警察署	15日～30日前	使用範囲は 歩道がある場合、歩道幅の1/3以下1m以内 歩道がない場合、車道幅の1/8以下1m以内
騒音規制法 振動規制法	特定建設作業実施届	14			市町村長	作業の7日前	くい打ち、ブレーカー、且工且締め等
電気事業法	仮設電力自家用電気使用申込書 電気設備設置届 保安規定変更届	70～74			電力会社 消防署 逓信局	使用の30日前	自家用電気工作物（契約電力量500W以上）を設置し、又は変更しようとするとき

161	(2)工事中	（赤枠を修正）	160	(2)工事中	

法令	書類の名称	法規関条文 法	則	様式	提出先	提出期限	備　考
労基法	就業規則変更届	89 90			労働基準監督署長	速やかに	
安衛法	共同企業体代表者変更届	5 3項	1 3項	1	労働基準監督署長を経由して労働局長	遅滞なく	
	安全管理者選任報告	11	4	3号	労働基準監督署長	14日以内に選任し、遅滞なく	常時50人以上の労働者を使用するに至ったとき
	衛生管理者、産業医選任報告	12 13	7 13	3号	〃	〃	〃
	建設物、機械等設置・移転・変更届	88 2項	88	30	〃	変更の30日前まで	
	事故報告書	100	96	22	〃	遅滞なく	・事業場又はその附属建設物内で火災、爆発、倒壊等の事故が発生したとき ・事故の発生した事業場又は附属建設物を管理する事業者が作成し提出
	労働者死傷病報告	100	97	様23 24	〃	〃 休業4日未満のときは、4半期ごとに	・労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内及びに附属寄宿舎内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき

（注）「様式」欄の※印は OCR（光学的文字・イメージ読取装置）で処理するもので、所定の用紙によることが必要。

法令	書類の名称	法規関条文 法	則	様式	提出先	提出期限	備　考
労基法	就業規則（変更）届	89 90	49	任意	労働基準監督署長	速やかに	
安衛法	共同企業体代表者（変更）届	5 3項	1 3項	1	労働基準監督署長を経由して労働局長	遅滞なく	
	安全管理者選任報告	11	4	3号	労働基準監督署長	14日以内に選任し、遅滞なく	常時50人以上の労働者を使用するに至ったとき
	衛生管理者、産業医選任報告	12 13	7 13	3号	〃	〃	〃
	建設物・機械等設置・移転・変更届	88 1項	85 86	20	〃	変更の30日前まで	
	事故報告書	100 1項	96	22	〃	遅滞なく	・事業場又はその附属建設物内で火災、爆発、倒壊等の事故が発生したとき ・事故の発生した事業場又は附属建設物を管理する事業者が作成し提出
	労働者死傷病報告	100 1項	97	様23 24	〃	〃 休業4日未満のときは、4半期ごとに	・労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内及びに附属寄宿舎内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき

（注）「様式」欄の※印は OCR（光学的文字・イメージ読取装置）で処理するもので、所定の用紙によることが必要。

162	(2)工事中	（赤枠を修正）	161	(2)工事中	

法令	書類の名称	法規関条文 法	則	様式	提出先	提出期限	備　考
安衛法	クレーン設置届	88 1項	5	2 3	労働基準監督署長	30日前まで	・つり上げ荷重3t以上（スタッカー式は1t以上）クレーンを設置しようとするとき
	クレーン／デリック／エレベーター／建設用リフト 申請書 産業機械等検査	88 3項	6 97 141 175	4	〃	あらかじめ	・設置工事が落成したとき ・荷重試験、安定度試験に必要な荷及び玉掛用具を準備し検査に立会う
	クレーン／移動式クレーン 設置報告書	100 1項	設置報告書11 移動式クレーン64	9	〃	あらかじめ	(1)つり上げ荷重が0.5t以上3t未満（スタッカー式は0.5t以上1t未満）のクレーンを設置しようとするとき (2)つり上げ荷重が3t以上の移動式クレーンを設置しようとするとき
	デリック設置届	88 1項	96	23 24	〃	30日前まで	・つり上げ荷重が2t以上のデリックを設置しようとするとき
	デリック設置報告書	100 1項	101	25	〃	あらかじめ	・つり上げ荷重が0.5t以上2t未満のデリックを設置するとき
	エレベーター設置届	88 1項 2項	140 148	26 27	〃	30日前まで	・搭載荷重が1t以上のエレベーターを設置しようとするとき
	エレベーター設置報告書	100 1項	145	29	〃	あらかじめ	・積載荷重が0.25t以上1t未満のエレベーターを設置するとき
	建設用リフト設置届	88 1項	174	30 31	〃	30日前まで	・ガイドレールの高さが18m以上の建設用リフトを設置するとき
	ゴンドラ変更検査申請書	88 3項	29	13	〃	あらかじめ	・固定式ゴンドラを設置するとき
	ゴンドラ設置届	88 1項	16	10	〃	〃	・可搬式ゴンドラを設置しようとするとき
	クレーン／デリック／移動式クレーン／エレベーター／建設用リフト 変更届	88 1項	44 129 85 163 197	12	〃	変更工事の30日前まで	・それぞれの機械ごとに、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするとき クレーン： 1. クレーンガーダ、ジブ、脚、塔その他の構造部分 2. 原動機 3. ブレーキ 4. つり上げ機構 5. ワイヤロープ又はつりチェーン 6. フック、グラブバケット等のつり具 移動式クレーン： 1. ジブその他の構造部分 2. 原動機 3. ブレーキ 4. つり上げ機構 5. ワイヤロープ又はつりチェーン 6. フック、グラブバケット等のつり具 7. 台車

161	(2)工事中	

法令	書類の名称	法規関条文 法	則	様式	提出先	提出期限	備　考
安衛法	クレーン設置届	88 1項	5	2 3	労働基準監督署長	30日前まで	・つり上げ荷重3t以上（スタッカー式は1t以上）クレーンを設置しようとするとき
	クレーン／デリック／エレベーター／建設用リフト 申請書 産業機械等検査	88 3項	6 97 141 175	4	〃	あらかじめ	・設置工事が落成したとき ・荷重試験、安定度試験に必要な荷及び玉掛用具を準備し検査に立会う
	クレーン／移動式クレーン 設置報告書	100 1項 令13	設置報告11 移動式クレーン64	9	〃	あらかじめ	(1)つり上げ荷重が0.5t以上3t未満（スタッカー式は0.5t以上1t未満）のクレーンを設置しようとするとき (2)つり上げ荷重が3t以上の移動式クレーンを設置しようとするとき
	デリック設置届	88 1項	96	23 24	〃	30日前まで	・つり上げ荷重が2t以上のデリックを設置しようとするとき
	デリック設置報告書	100 1項	101	25	〃	あらかじめ	・つり上げ荷重が0.5t以上2t未満のデリックを設置するとき
	エレベーター設置届	88 1項	140 148	26 27	〃	30日前まで	・搭載荷重が1t以上のエレベーターを設置しようとするとき
	エレベーター設置報告書	100 1項	145	29	〃	あらかじめ	・積載荷重が0.25t以上1t未満のエレベーターを設置するとき
	建設用リフト設置届	88 1項	174	30 31	〃	30日前まで	・ガイドレールの高さが18m以上の建設用リフトを設置するとき
	ゴンドラ変更検査申請書	88 3項	28	12	〃	あらかじめ	・固定式ゴンドラを設置するとき
	ゴンドラ設置届	88 1項	16 1項	10	〃	〃	・可搬式ゴンドラを設置しようとするとき
	クレーン／デリック／移動式クレーン／エレベーター／建設用リフト 変更届	88 1項	44 129 85 163 197	12	〃	変更工事の30日前まで	・それぞれの機械ごとに、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするとき クレーン： 1. クレーンガーダ、ジブ、脚、塔その他の構造部分 2. 原動機 3. ブレーキ 4. つり上げ機構 5. ワイヤロープ又はつりチェーン 6. フック、グラブバケット等のつり具 移動式クレーン： 1. ジブその他の構造部分 2. 原動機 3. ブレーキ 4. つり上げ機構 5. ワイヤロープ又はつりチェーン 6. フック、グラブバケット等のつり具 7. 台車

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年 12 月 26 日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
163	⑵工事中	（赤枠を修正） 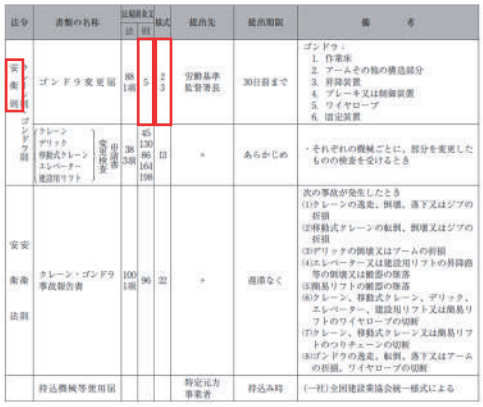	162	⑵工事中	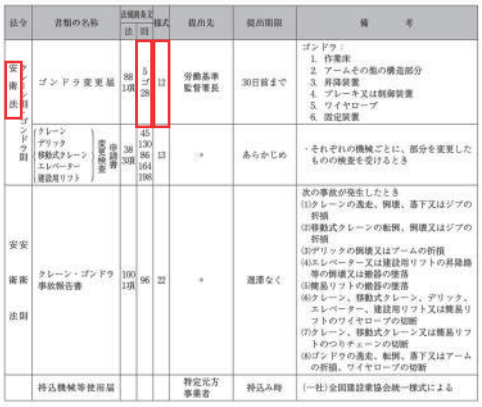
164	⑷合図、信号等の設定一覧	（赤枠を修正、追加） 	163	⑷合図、信号等の設定一覧	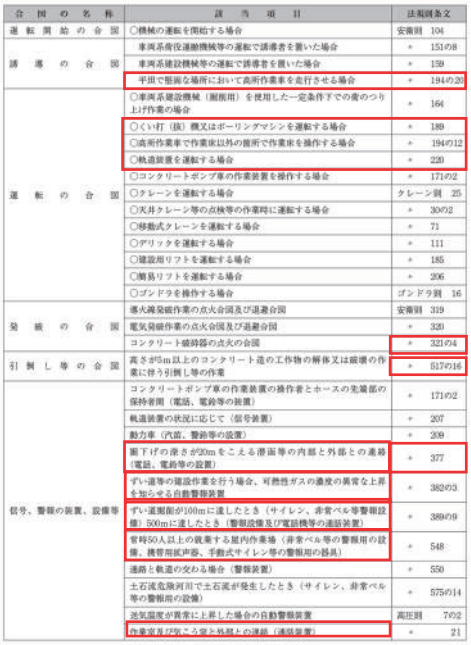

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
165	⑸ 保護具の着用義務一覧	（赤枠を修正） 保護具：保護帽 作業の種類：明り掘削の作業／採石作業／最大積載量が5ｔ以上の貨物自動車での荷の積卸し／最大積載量が5ｔ以上の不整地運搬車での荷の積卸し／ジャッキ式つり上げ機械を用いて荷のつり上げ、つり下げ等の作業／床面から２ｍ以上のはいの上の作業／高さ５ｍ以上又は橋梁支間30ｍ以上の鋼橋の架設、解体又は変更の作業／高さ５ｍ以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業／高さ５ｍ以上又は橋梁支間30ｍ以上のコンクリート橋の架設、解体又は変更の作業／高層建築場等で物体の飛来落下の危険のあるとき 法規項条文：安衛則 366／ 〃 412／ 〃 151の74／ 〃 151の48／ 〃 194の7／ 〃 435／ 〃 517の10／ 〃 517の19／ 〃 517の24／ 〃 539 保護具：安全帯 作業の種類：高所作業車（作業床が接地面に対し垂直のみ上昇し又は下降する構造のものを除く。）での作業／高さ２ｍ以上の高所作業で墜落の危険があるとき／つり足場、引出し足場又は高さが５ｍ未満の足場の組立て、解体又は変更の作業で足場材の製造、取りはずし、受渡し等の作業／クレーン、移動式クレーンの搭乗設備に必要があって労働者を乗せる場合／ゴンドラの作業床での作業／酸素欠乏危険作業中において、酸素欠乏症等により転落のおそれがあるとき 法規項条文：〃 194の22／ 〃 518 519 520 521／ 〃 564／クレーン則 27 〃 73／ゴンドラ則 17／酸欠則 6 作業帽又は作業服：動力による機械で作業 法規項条文：安衛則 110 保護眼鏡、保護手袋：アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱 法規項条文：〃 312、313 適当な保護具：アーク溶接のアークその他強烈な光線による危険場所 法規項条文：〃 325 絶縁用保護具：高圧及び低圧活線（近接）作業 法規項条文：〃 341～343 〃 346～348 保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等：有害業務 暑熱、寒冷な場所での作業、高熱、低温物体又は有害物の取扱い、有害な光線にさらされる作業、ガス、蒸気又は粉じんのでる作業、病原体の汚染のおそれの著しい作業 法規項条文：〃 593、597 不浸透性の保護衣、保護手袋、履物等：皮膚に障害を与える物の取扱い 法規項条文：〃 594 〃 597 耳せん：強烈な騒音のでる場所での作業（リベット打ち等） 法規項条文：〃 595、597 空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスク：酸素欠乏危険作業 法規項条文：酸欠則 5の2	164	⑸ 保護具の着用義務一覧	保護具：保護帽 作業の種類：明り掘削の作業／採石作業／最大積載量が5ｔ以上の貨物自動車での荷の積卸し／最大積載量が5ｔ以上の不整地運搬車での荷の積卸し／ジャッキ式つり上げ機械を用いて荷のつり上げ、つり下げ等の作業／床面から２ｍ以上のはいの上の作業／高さ５ｍ以上又は橋梁支間30ｍ以上の鋼橋の架設、解体又は変更の作業／高さ５ｍ以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業／高さ５ｍ以上又は橋梁支間30ｍ以上のコンクリート橋の架設、解体又は変更の作業／高層建築場等で物体の飛来落下の危険のある作業 法規項条文：安衛則 366／ 〃 412／ 〃 151の74／ 〃 151の52／ 〃 194の7／ 〃 435／ 〃 517の10／ 〃 517の19／ 〃 517の24／ 〃 539 安全帯（要求性能墜落制止用器具）：高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し又は下降する構造のものを除く。）での作業／高さ２ｍ以上の高所作業で墜落の危険があるとき／つり足場、引出し足場又は高さが２ｍ上の足場の組立て、解体又は変更の作業で足場材の製造、取りはずし、受渡し等の作業／クレーン、移動式クレーンの搭乗設備に必要があって労働者を乗せる場合／ゴンドラの作業床での作業／酸素欠乏危険作業中において、酸素欠乏症等により転落するおそれがあるとき 法規項条文：〃 194の22／ 〃 518 519 520 521／ 〃 564／クレーン則 27 〃 73／ゴンドラ則 17／酸欠則 6 作業帽又は作業服：動力により駆動される機械の作業 法規項条文：安衛則 110 保護眼鏡・保護手袋：アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業 法規項条文：〃 312、313 適当な保護具：アーク溶接のアークその他強烈な光線による危険場所 法規項条文：〃 325 絶縁用保護具：高圧活線作業、低圧活線近接作業 法規項条文：〃 341～343 〃 346～348 保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等：有害業務 暑熱、寒冷な場所での作業、高熱、低温物体又は有害物の取り扱い、有害な光線にさらされる作業、ガス、蒸気又は粉じんのでる作業、病原体の汚染のおそれの著しい作業 法規項条文：〃 593、 〃 597 不浸透性の保護衣、保護手袋、履物等：皮膚に障害を与える物の取り扱う作業 法規項条文：〃 594 〃 597 聴覚保護具（耳せん）：強烈な騒音のでる場所での作業（リベット打ち等） 法規項条文：〃 595、 〃 597 空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスク：酸素欠乏危険作業 法規項条文：酸欠則 5の2
166	⑸ 保護具の着用義務一覧	（赤枠を修正） 保護具：送気マスク又は防毒マスク 作業の種類：有機溶剤業務 法規項条文：有機則 32～34 呼吸用保護具：さく岩機による舗装作業、屋内又は坑内の鉱物積卸し作業等（粉じん則別表第３で17項目規定） 法規項条文：じん肺法 5 粉じん則 27 呼吸用保護具、保護衣等：特定化学物質等取扱い業務 法規項条文：特化則 43～45 保護帽、安全帯、保護眼鏡等保護具の使用状況の監視（作業主任者及び作業指揮者の職務）：型枠支保工の組立て又は解体の作業／アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業／舗装面の高さ２ｍ以上となる地山の掘削作業／上止め支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずし／ずい道等の掘削等作業／ずい道等の覆工作業／舗装面の高さ２ｍ以上となる採石のための掘削作業／貨物自動車等への重量物（100kg以上）の積卸し作業／はい作業（床面から２ｍ以上）／つり足場、張出し足場又は高さ５ｍ以上となる構造の足場の組立て、解体又は変更の作業／建築物等の鉄骨の組立て等作業（高さ５ｍ以上）／鋼橋架設等作業（高さ５ｍ以上又は支間30ｍ以上）／木造建築物の組立て等作業（高さ５ｍ以上）／コンクリート造の工作物の解体等作業（高さ５ｍ以上）／コンクリート橋架設等作業（高さ５ｍ以上又は支間30ｍ以上）／クレーン、デリック、屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔並びに建設用リフトの組立て又は解体の作業／有機溶剤取扱い業務／特定化学物質等取扱い業務／酸素欠乏危険作業／一の荷の重量が100kg以上のものを不整地運搬車に積込み作業、積卸し作業 法規項条文：クレーン則 33 118 153 191／有機則 19の2／特化則 28／酸欠則 11／安衛則151の48 呼吸用保護具、保護衣等保護具の使用状況の監視（保護眼鏡）：石綿等取扱い業務（平成17年２月１日施行） 法規項条文：石綿則 14① 14② 20 44	165	⑸ 保護具の着用義務一覧	保護具：送気マスク又は防毒マスク 作業の種類：有機溶剤業務 法規項条文：有機則 32～34 呼吸用保護具：さく岩機による舗装作業、屋内又は坑内の鉱物の積卸し、金属アーク溶接作業等（粉じん則 別表第3に定める作業） 法規項条文：じん肺法 5 粉じん則 27 特化則 38の21 呼吸用保護具、保護衣等：特定化学物質等取り扱い業務 法規項条文：特化則 43～45 保護帽、安全帯、保護眼鏡等保護具の使用状況の監視（作業主任者及び作業指揮者の職務）：型枠支保工の組立て又は解体の作業（安全帯等、保護帽）／アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて金属の溶接、溶断又は加熱の作業（保護眼鏡、保護手袋）／舗装面の高さ２ｍ以上となる地山の掘削作業（安全帯等、保護帽）／土止め支保工の切りばり、腹おこしの取付又は取り外し（安全帯等、保護帽）／ずい道等の掘削等作業（安全帯等、保護帽、呼吸用保護具）／ずい道等の覆工作業（安全帯等、保護帽）／舗装面の高さ２ｍ以上となる採石のための掘削作業（安全帯等、保護帽）／貨物自動車等への重量物（100kg以上）の積卸し作業（作業指揮者）／はい作業（床面から２ｍ以上）（昇降設備、保護帽）／つり足場、張出し足場又は高さ５ｍ以上となる構造の足場の組立て、解体又は変更の作業（安全帯等、保護帽）／建築物等の鉄骨の組立て等作業（高さ５ｍ以上）（安全帯等、保護帽）／鋼橋架設等作業（高さ５ｍ以上又は支間30ｍ以上）（安全帯等、保護帽）／木造建築物の組立て等作業（高さ５ｍ以上）（安全帯等、保護帽）／コンクリート造の工作物の解体等作業（高さ５ｍ以上）（安全帯等、保護帽）／コンクリート橋架設等作業（高さ５ｍ以上又は支間30ｍ以上）（安全帯等、保護帽）／クレーン、デリック、屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔並びに建設用リフトの組立て又は解体の作業（作業指揮者）（安全帯等、保護帽）／有機溶剤取り扱い業務／特定化学物質等取り扱い、金属アーク溶接等の業務／酸素欠乏危険作業／一の荷の重量が100kg以上のものを不整地運搬車の積卸し作業（作業指揮者） 法規項条文：〃 315／ 〃 316／ 〃 360／ 〃 375／ 〃 383の3／ 〃 383の5／ 〃 404／ 〃 420／ 〃 429／ 〃 566／ 〃 517の5／ 〃 517の9／ 〃 517の13／ 〃 517の18／ 〃 517の23／クレーン則 33 118 153 191／有機則 19の2／特化則 28、28の2／酸欠則 11／安衛則151の48 呼吸用保護具、保護衣等保護具の使用状況の監視（保護眼鏡）：石綿等を取り扱いの作業 法規項条文：石綿則 14 20 44

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
168	上から 2 行目	⑴　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校を含む。）を卒業した者（職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による職業訓練大学校における長期課程（職業訓練法の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 56 号）による改正前の職業訓練法による長期指導員訓練課程を含む。)の指導員訓練を修了した者を含む。）で、その後 1 年以上安全衛生の実務（衛生推進者にあっては、衛生の実務）以下同じ。）に従事した経験を有するもの （下線部を修正）	167	上から 2 行目	⑴　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校を含む。）を卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後 1 年以上安全衛生の実務（衛生推進者にあっては、衛生の実務）以下同じ。）に従事した経験を有するもの
168	上から 8 行目	⑵　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）を卒業した者で、その後 3 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの （下線部を修正）	167	上から 8 行目	⑵　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校を卒業した者（学校教育法施行規則（(昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条に規定する者又これと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後 3 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
168	上から 11 行目	⑷　都道府県労働局長の指定を受けた者が実施した安全衛生推進者養成講習を修了したもの （下線部を修正）	167	上から 13 行目	⑷　都道府県労働局長の登録を受けた者が行う安全衛生推進者養成講習を修了したもの

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
168	下から 8 行目	⑯　職業能力開発促進法施行規則(昭和 44 年労働省令第 24 号）第 9 条に定める専門課程の養成訓練（職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和 60 年労働省令第 23 号）による改正前の職業訓練法施行規則（以下「訓練法規則」という。）別表第一の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和 53 年法律第 40 号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第 9 条第 1 項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）を修了した者で、その後 1 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの （下線部を修正）	167	下から 6 行目	⑯　職業能力開発促進法施行規則第 9 条に定める専門課程の養成訓練による改正前の職業訓練法施行規則（以下「訓練法規則」という。）別表第 1 の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第 9 条第 1 項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）を修了した者で、その後 1 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
169	上から 2 行目	⒅　農林水産省組織令(昭和 27 年政令第 389 号）第 209 条の水産大学校における正規の課程を修めて卒業した者で、その後 1 年安全衛生の実務に従事した経験を有するもの ⒆　自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号）第 2 条の自動車整備士であって、同規則第 6 条の 2 第 1 項第 1 号の 1 種養成施設の課程を修了した者 ⒇　水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 19 条に定める水道技術管理者の資格を得るための同法施行規則第 13 条第 3 号に定める厚生大臣が認定する講習を修了した者 （下線部を削除、修正）	168	上から 2 行目	⒅　自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号）第 2 条の自動車整備士であって、同規則第 6 条の 2 第 1 項第 1 号の 1 種養成施設の課程を修了した者 ⒆　水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 19 条に定める水道技術管理者の資格を得るための同法施行規則第 13 条第 3 号に定める厚生大臣が認定する講習を修了した者
171		（ページを削除）			
172	上から 1 行目	（右記を追加）	169	上から 1 行目	9　労働災害事例

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
172	(1) 水道管理設工事中、土砂崩壊により下半身が埋没する	（赤枠を修正） 災 害 事 例 災害発生日時　平成○○年９月10日　16時40分頃 災害発生場所　土木工事（水道管継設工事）床盤ならし作業中 被災者性・年齢　男　46歳　職　種　土工　経験年数　18年 疾 病 ・ 程 度　左足大腿骨骨折、休業日数６ヶ月 ［災害発生状況］ (1) ８時30分　・マイクロバスで現場到着 ・下請の職長Ⓐの指揮で、作業の割振りが行われた。 ・部下の作業者Ⓑは、同僚Ⓒ①と３名で延長１kmの鋳鉄管布設工事のほぼ中間地点で幅３m、深さ４mに溝掘削された床盤の砂利ならし作業に従事した。 同現場の工程は、起点より１kmについて法面掘削～溝掘削～床盤ならし～管布設～埋戻し、と順次50m間隔で進められていた。 ・当日、床盤ならしをしていた箇所の法面掘削は20日前、溝は７日前に掘削されていた。 (2) 16時40分　・作業が終りかけたころ、山側の法面及び溝の部分が高さ約５m、幅10m（約40㎡）にわたり突然土砂崩壊した。 Ⓒ①は難を免れたが、Ⓑは逃げおくれて下半身が埋まった。 ・同僚が助けて病院に収容したが左足大腿骨骨折、休業６ヶ月の重傷を負った。 ・職長Ⓐは当日延長500mにわたる作業を指揮しており、事故の箇所は時々見回る程度で事故時に現場にいなかった。	169	(1) 水道管理設工事中、土砂崩壊により下半身が埋没する	災 害 事 例 災害発生日時　令和○○年９月10日　16時40分頃 災害発生場所　土木工事（水道管継設工事）床盤ならし作業中 被災者性・年齢　男　46歳　職　種　土工　経験年数　18年 疾 病 ・ 程 度　左足大腿骨骨折、休業日数６ヶ月 ［災害発生状況］ (1) ８時30分　・マイクロバスで作業所到着 ・下請の職長・安全衛生責任者Ⓐの指揮で、作業の割振りが行われた。 ・部下の作業者Ⓑは、同僚Ⓒ①と３名で延長１kmの鋳鉄管布設工事のほぼ中間地点で幅３m、深さ４mに溝掘削された床盤の砂利ならし作業に従事した。 同作業所の工程は、起点より１kmについて法面掘削～溝掘削～床盤ならし～管布設～埋戻し、と順次50m間隔で進められていた。 ・当日、床盤ならしをしていた箇所の法面掘削は20日前、溝は７日前に掘削されていた。 (2) 16時40分　・作業が終りかけたころ、山側の法面及び溝の部分が高さ約５m、幅10m（約40㎡）にわたり突然土砂崩壊した。 Ⓒ①は難を免れたが、Ⓑは逃げおくれて下半身が埋まった。 ・同僚が助けて病院に収容したが左足大腿骨骨折、休業６ヶ月の重傷を負った。 ・職長・安全衛生責任者Ⓐは当日延長500mにわたる作業を指揮しており、事故の箇所は時々見回る程度で事故時に作業所にいなかった。
173	(1) 水道管理設工事中、土砂崩壊により下半身が埋没する	（赤枠を修正） ［補足説明］ (1) 職長Ⓐ　60歳　経験40年　地山の掘削及び土止め支保工作業主任者の有資格者。 被災者Ⓑ及びⒸ①は地山の掘削作業主任等の資格はなく、監視人の配置及び作業開始前の地山の点検は行われていなかった。 (2) 地山を切土（掘削）した勾配は５分（約63度）で切土高さは４mであった。 (3) 地山は、土質が軟弱であり、切土後湧水がみられた。 (4) 溝は法面尻より50cmを犬走りとし、２分（約78度）の勾配で、深さは４mであった。 (5) 地山の事前調査ではボーリング等は行われず、探査のみであった。 また、土止め支保工等の措置は講じていなかった。 管理組織図 元請 ― 下請（掘削工事）― 職長Ⓐ ― 土工Ⓑ 土工Ⓒ 土工Ⓓ 元請 ― 下請（管敷入布設工事）― 〃 〃 〃 〃 ［災害現場見取図］ 地山　犬走り　50cm　法面尻　法面部分　林道　4m　3m	170	(1) 水道管理設工事中、土砂崩壊により下半身が埋没する	［補足説明］ (1) 職長・安全衛生責任者Ⓐ　60歳　経験40年　地山の掘削及び土止め支保工作業主任者の有資格者。 被災者Ⓑ及びⒸ①は地山の掘削作業主任等の資格はなく、監視人の配置及び作業開始前の地山の点検は行われていなかった。 (2) 地山を切土（掘削）した勾配は５分（約63度）で切土高さは４mであった。 (3) 地山は、土質が軟弱であり、切土後湧水がみられた。 (4) 溝は法面尻より50cmを犬走りとし、２分（約78度）の勾配で、深さは４mであった。 (5) 地山の事前調査ではボーリング等は行われず、探査のみであった。 また、土止め支保工等の措置は講じていなかった。 管理組織図 元請 ― 協力会社（掘削工事）― 職長・安全衛生責任者Ⓐ ― 土工Ⓑ 土工Ⓒ 土工Ⓓ 元請 ― 協力会社（管敷入布設工事）― 〃 〃 〃 〃 ［災害現場の見取図］ 地山　犬走り　50cm　法面尻　法面部分　林道　Ⓓ　Ⓒ　Ⓑ　4m　3m

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
174	⑵　乗入れ構台上で、移動式クレーンに挟まれる	（赤枠を修正） 災 害 事 例 災害発生日時　平成○○年２月23日　午前10時30分頃 災害発生場所　桟橋（乗り入れ構台）上で移動式クレーンに挟まれる 被災者性・年齢　男　65歳　職 種　型枠大工　経験年数　35年 症 病 ・ 程 度　内臓破裂、死亡 ［災害発生状況］ ⑴　８時　・職長Ⓐ、作業員ⒷⒸ、作業員ⒹⒺⒻⒼは朝礼を行い、安全ミーティングを行った。 ⑵　８時30分　・職長Ⓐは、作業指揮者ⒷⒸにそれぞれ作業分担を指示した。 ・１班は作業指揮者Ⓑのもと、作業者ⒹⒺが地下階（深さ５ｍ）の型わく組立作業、２班は、作業指揮者Ⓒのもと、作業者ⒻⒼで同様の作業を開始した。 ⑶　10時20分　・休憩をしたのち被災者である作業者Ⓔは桟橋上で自分の持場に行く途中、他の作業者の仕事の進み具合いをみようとして、下部をのぞいているとき、クローラクレーンのオペレーター（リース会社）が鉄筋をつり、移動し、旋回しようとし、作業者Ⓔはクレーンのカウンターウエイトと桟橋の手すりに挟まれ内臓破裂で死亡した。	171	⑵　乗入れ構台上で、移動式クレーンに挟まれる	災 害 事 例 災害発生日時　令和○○年２月23日　午前10時20分頃 災害発生場所　桟橋（乗り入れ構台）上で移動式クレーンに挟まれる 被災者性・年齢　男　65歳　職 種　型枠大工　経験年数　35年 症 病 ・ 程 度　内臓破裂、死亡 ［災害発生状況］ ⑴　８時　・職長・安全衛生責任者Ⓐ、作業指揮者ⒷⒸ、作業者ⒹⒺⒻⒼは朝礼を行い、安全ミーティングを行った。 ⑵　８時30分　・職長・安全衛生責任者Ⓐは、作業指揮者ⒷⒸにそれぞれ作業分担を指示した。 ・１班は作業指揮者Ⓑのもと、作業者ⒹⒺが地下階（深さ５ｍ）の型わく組立作業、２班は、作業指揮者Ⓒのもと、作業者ⒻⒼで同様の作業を開始した。 ⑶　10時20分　・休憩をしたのち被災者である作業者Ⓔは桟橋上で自分の持場に行く途中、他の作業者の仕事の進み具合いをみようとして、下部をのぞいているとき、クローラクレーンのオペレーター（リース会社）が鉄筋をつり、移動し、旋回しようとし、作業者Ⓔはクレーンのカウンターウエイトと桟橋の手すりに挟まれ内臓破裂で死亡した。
175	⑵　乗入れ構台上で、移動式クレーンに挟まれる	（赤枠を修正） ［補足説明］（管理組織図を含む。） ①　立入禁止のバリケードを乗り越え危険区域に立入った。 ②　クレーン旋回時における作業について指示が行われている。（やむを得ずクレーン周辺を通る時は、オペレーターに声をかける等） ③　オペレーターから下部の作業状態がみえるため、合図者は桟橋上に配置されていなかった。 ④　事故当時、職長Ⓐは、現場事務所で元請と打合せ中であった。 ［組織としては］ ［災害現場見取図］	172	⑵　乗入れ構台上で、移動式クレーンに挟まれる	［補足説明］（管理組織図を含む。） ①　立入禁止のバリケードを乗り越え危険区域に立入った。 ②　クレーン旋回時における作業について指示が行われている。（やむを得ずクレーン周辺を通る時は、オペレーターに声をかける等） ③　オペレーターから下部の作業状態がみえるため、合図者は桟橋上に配置されていなかった。 ④　事故当時、職長・安全衛生責任者Ⓐは、事務所で元請と打合せ中であった。 ［組織としては］ ［災害現場の見取図］

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
176	(3) 移動足場から墜落して頭部、胸部を打撲する	（赤枠を修正） 災 害 事 例 災害発生日時　平成○年６月16日　13時30分 災害発生場所　塗装工事（ＲＣ２階階段室壁の塗り替え作業） 被災者性・年齢　男　35歳　職　種　塗装工　経験年数　15年 症 例 ・ 程 度　頭部・胸部打撲　休業日数45日 (1) 8時　被災者Ⓐは同僚Ⓑと２名で現場に到着した。 (2) 8時15分　作業開始、既存部１階のペンキ塗り替え作業に従事し、午前中は終了した。 (3) 13時05分　階段室（１～２階部分の壁）の塗り替えを行うため、階段踊り場上に27mの架台（パイプウマ）と本設の手すりに足場板（２枚重ね）を渡し、中間をはしごで支持、同僚Ⓑがこれを押え安定を保ち、被災者Ⓐが足場に登り塗装作業を開始した。 (4) 13時30分　被災者Ⓐは足場上を左に移動しようとした時、バランスをくずし足を踏み外して墜落し、途中はしごを押えていた同僚Ⓑにあたり、被災者Ⓐは１階床まで転落、頭部、腰部を打撲し、休業約１ケ月半の重傷を負った。	173	(3) 移動足場から墜落して頭部、胸部を打撲する	災 害 事 例 災害発生日時　令和○年６月16日　13時30分 災害発生場所　塗装工事（ＲＣ２階階段室壁の塗り替え作業） 被災者性・年齢　男　35歳　職　種　塗装工　経験年数　15年 症 例 ・ 程 度　頭部・胸部打撲　休業日数45日 (1) 8時　被災者Ⓐは同僚Ⓑと２名で作業所に到着した。 (2) 8時15分　作業開始、既存部１階のペンキ塗り替え作業に従事し、午前中は終了した。 (3) 13時05分　階段室（１～２階部分の壁）の塗り替えを行うため、階段踊り場上に27mの架台（パイプウマ）と本設の手すりに足場板（２枚重ね）を渡し、中間をはしごで支持、同僚Ⓑがこれを押え安定を保ち、被災者Ⓐが足場に登り塗装作業を開始した。 (4) 13時30分　被災者Ⓐは足場上を左に移動しようとした時、バランスをくずし足を踏み外して墜落し、途中はしごを押えていた同僚Ⓑにあたり、被災者Ⓐは１階床まで転落、頭部、腰部を打撲し、休業約１ケ月半の重傷を負った。
177	(3) 移動足場から墜落して頭部、胸部を打撲する	（赤枠を修正） ［補足説明］（管理組織図を含む。） (1) 職長50歳　経験30年　職長教育は受けていた。 職長は、この日は他の現場に行き不在であった。 (2) 足場板は、幅24cm　厚さ2.8cm、長さ４mの合板製であった。 (3) 架台（パイプウマ）、足場板は支持物と結束しなかった。 (4) 両名とも保護帽は着用していたが、安全帯未着装であった。 (5) 当日は朝、会社で職長から２名に作業内容だけが指示されていたが足場の組立て方法は指示されていない。 (6) 現場では、安全ミーティングを行わず、また作業手順を決めていなかった。 (7) 階段室は、階段まわり、３面（天井を除く。）の塗り替えの予定であった。 ［組織図］ 社長（塗装店）――工事担当部長――職長――Ⓐ Ⓑ 当現場 Ⓒ Ⓓ 他現場 ［災害現場見取図］ 被災者作業位置 壁 手すり 2F 1F 踊場 ハシゴを押える同僚に接触 被災者墜落地点 2,400 4,000 2,000 500 1,500 1,200 （単位：mm）	174	(3) 移動足場から墜落して頭部、胸部を打撲する	［補足説明］（管理組織図を含む。） (1) 職長・安全衛生責任者50歳　経験30年　職長教育は受けていた。 職長・安全衛生責任者は、この日は他の作業所に行き不在であった。 (2) 足場板は、幅24cm　厚さ2.8cm、長さ４mの合板製であった。 (3) 架台（パイプウマ）、足場板は支持物と結束しなかった。 (4) 両名とも保護帽は着用していたが、安全帯未着装であった。 (5) 当日は朝、会社で職長・安全衛生責任者から２名に作業内容だけが指示されていたが足場の組立て方法は指示されていない。 (6) 作業所では、安全ミーティングを行わず、また作業手順を決めていなかった。 (7) 階段室は、階段まわり、３面（天井を除く。）の塗り替えの予定であった。 ［組織図］ 社長（塗装店）――工事担当部長――職長・安全衛生責任者――Ⓐ Ⓑ 当作業所 Ⓒ Ⓓ 他作業所 ［災害現場の見取図］ 被災者作業位置 壁 手すり 2F 1F 踊場 ハシゴを押える同僚に接触 被災者墜落地点 2,400 4,000 2,000 500 1,500 1,200 （単位：mm）

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
178	(4) 移動式クレーンで、鉄筋運搬中、玉掛けワイヤロープが切断、荷の下敷きになる	（赤枠を修正） 災 害 事 例 災害発生日時　平成○○年６月11日　10時30分 災害発生場所　土木工事（高架橋下部工事）鉄筋加工場付近 被災者性・年齢　男　35歳　職 種　鉄筋工　経験年数　10年 症 病 ・ 程 度　胸部挫傷、死亡 ［災害発生状況］ (1) 8時　朝礼の後、下請Ｚ社の職長Ｍは作業者のⒶⒷⒸⒹに対して当日の作業（鉄筋加工及び運搬）を指示し、自分が指揮して鉄筋加工場で作業を始めた。 (2) 10時　加工する鉄筋がなくなったので、職長Ｍは鉄筋置場（加工場から10m離れている）から加工場へ鉄筋を運ぶため作業者Ⓐに命じてクローラクレーン（つり上げ荷重　15ｔ）のオペレーターⒺを呼びにやったがⒶもⒺもすぐにはもどらなかった。 (3) 10時10分　職長Ｍは元請担当者から打合せのため現場事務所に来るように言われたので、作業者Ⓑに対し作業者ⒶとⒸが来たら鉄筋を運んでおくよう指示して、その場を離れた。 (4) 10時15分　オペレーターⒺだけが来たので作業者ⒷはⒶの到着を待たず作業者Ⓒに手伝わせて、鉄筋約3.9トンを玉掛けし、オペレーターⒺにつり上げと水平移動（旋回）の合図をした。 (5) 10時30分　オペレーターⒺは、２mの高さに吊りあげて旋回を始めたところ、作業者Ⓑがつり荷の下に入ったので、あわてて旋回を止めた時、玉掛けワイヤロープが切断し、Ⓑはその下敷きとなった。直ちに同僚が助け出して病院に運んだが、胸部挫傷で死亡した。	175	(4) 移動式クレーンで、鉄筋運搬中、玉掛けワイヤロープが切断、荷の下敷きになる	災 害 事 例 災害発生日時　令和○○年６月11日　10時30分 災害発生場所　土木工事（高架橋下部工事）鉄筋加工場付近 被災者性・年齢　男　35歳　職 種　鉄筋工　経験年数　10年 症 病 ・ 程 度　胸部挫傷、死亡 ［災害発生状況］ (1) 8時　朝礼の後、協力会社Ｚ社の職長・安全衛生責任者Ｍは作業者のⒶⒷⒸⒹに対して当日の作業（鉄筋加工及び運搬）を指示し、自分が指揮して鉄筋加工場で作業を始めた。 (2) 10時　加工する鉄筋がなくなったので、職長・安全衛生責任者Ｍは鉄筋置場（加工場から10m離れている）から加工場へ鉄筋を運ぶため作業者Ⓐに命じてクローラクレーン（つり上げ荷重　15ｔ）のオペレーターⒺを呼びにやったがⒶもⒺもすぐにはもどらなかった。 (3) 10時10分　職長・安全衛生責任者Ｍは元請担当者から打合せのため事務所に来るように言われたので、作業者Ⓑに対して作業者ⒶとⒸが来たら鉄筋を運んでおくよう指示して、その場を離れた。 (4) 10時15分　オペレーターⒺだけが来たので作業者ⒷはⒶの到着を待たず作業者Ⓒに手伝わせて、鉄筋約3.9トンを玉掛けし、オペレーターⒺにつり上げと水平移動（旋回）の合図をした。 (5) 10時30分　オペレーターⒺは、２mの高さに吊りあげて旋回を始めたところ、作業者Ⓑがつり荷の下に入ったので、あわてて旋回を止めた時、玉掛けワイヤロープが切断し、Ⓑはその下敷きとなった。直ちに同僚が助け出して病院に運んだが、胸部挫傷で死亡した。
179	(4) 移動式クレーンで、鉄筋運搬中、玉掛けワイヤロープが切断、荷の下敷きになる	（赤枠を修正） ［補足説明］（管理組織図を含む。） ① 職長Ⓜは職長教育を修了していた。 ② 吊った鉄筋φ25mm、115本長さ8.5m、重量3,890kg ③ 使用した玉掛けワイヤロープはφ14mm（切断荷重9.83ｔ）で始んど新品であった。 ④ 玉掛けは２本掛け（シャックル使用）でつり角度は30°であった。 ⑤ かいしゃく綱は使用しない。 ⑥ オペレーターⒺはリース業者より当日初めて派遣されて来たもので、移動式クレーン免許を取得して２カ月目である。 ⑦ 元請の作業所長の巡視は８時40分頃行われ、その際特に注意事項はなかった。 ⑧ 保護帽、安全帯は全員着用していた。 ［災害現場見取図］ 鉄筋加工場 作業者Ⓓ 作業者Ⓑ 被災者 オペレーター 作業者Ⓒ 鉄筋置場 （作業者Ⓐは不在）	176	(4) 移動式クレーンで、鉄筋運搬中、玉掛けワイヤロープが切断、荷の下敷きになる	［補足説明］（管理組織図を含む。） ① 職長・安全衛生責任者Ｍは職長・安全衛生責任者教育を修了していた。 ② 吊った鉄筋φ25mm、115本長さ8.5m、重量3,890kg ③ 使用した玉掛けワイヤロープはφ14mm（切断荷重9.83ｔ）で始んど新品であった。 ④ 玉掛けは２本掛け（シャックル使用）でつり角度は30°であった。 ⑤ かいしゃく綱は使用しない。 ⑥ オペレーターⒺはリース業者より当日初めて派遣されて来たもので、移動式クレーン免許を取得して２カ月目である。 ⑦ 元請の作業所長の巡視は８時40分頃行われ、その際特に注意事項はなかった。 ⑧ 保護帽、安全帯は全員着用していた。 ［災害現場の見取図］ 鉄筋加工場 作業者Ⓓ 作業者Ⓑ 被災者 オペレーター 作業者Ⓒ 鉄筋置場 （作業者Ⓐは不在）

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
180	⑸　浴室の塗装作業中、有機溶剤中毒で倒れる	（赤枠を修正） 災 害 事 例 災害発生日時　平成○○年８月７日　午後３時半頃 災害発生場所　塗装工事の浴室内 被災者性・年齢　男　Ⓐ　40歳　職　種　塗装工　経験年数　15年 Ⓑ　45歳　職　長　25年 症 病 ・ 程 度　Ⓐ、Ⓑ入院４日間（休業７日間）有機溶剤中毒 ［災害発生状況］ (1)　８時頃　災害発生当日は，作業開始より２日目で，甲塗装会社の作業者Ⓐと作業指揮者Ⓑが Y 邸に到着した。 (2)　午前中　前日に行った建物外廻りの塗布のチェックとビニール覆いの取りはずし作業を行った。 (3)　13時　浴室内の塗布作業にとりかかった。浴室内の窓にビニールを取り付ける等の準備を行った。 (4)　13時30分頃　①　吹付けスプレーガンを使用して塗布作業を開始した。 ②　吹付けスプレーガンを使用する作業者Ⓐは，有機ガス用防毒マスクを着用していた。 ③　浴室内には，１分間あたり45㎥の換気能力を有するポータブルファンを設置し，戸外に排気するとともに，窓を覆うように取り付けたビニールにも穴をあけ開口部を設けていた。 ④　作業者Ⓐは，有機ガス用防毒マスクを着用していたにもかかわらず，有機溶剤の臭気が著しかったので，時々戸外に出て，深呼吸を行いながら作業を続行した。 (5)　15時30分頃　①　浴室内の塗装が終了した直後に，作業者Ⓐは，意識を失って浴室内に倒れてしまった。 ②　浴室の外で作業を行っていた作業指揮者Ⓑは，作業者Ⓐの倒れる音を聞きつけ，救助に入ったが，保護具を着用していなかったこともあり，作業者Ⓐと同じように意識を失って倒れてしまった。 ③異常に気づいたＹ邸の家人の通報により，作業者Ⓐ、作業指揮者Ⓑは，救急隊により救出されたが，急性有機溶剤中毒で入院した。	177	⑸　浴室の塗装作業中、有機溶剤中毒で倒れる	災 害 事 例 災害発生日時　令和○○年８月７日　午後３時半頃 災害発生場所　塗装工事の浴室内 被災者性・年齢　男　Ⓐ　40歳　職　種　塗装工　経験年数　15年 Ⓑ　45歳　職　長　25年 症 病 ・ 程 度　Ⓐ、Ⓑ入院４日間（休業７日間）有機溶剤中毒 ［災害発生状況］ (1)　８時頃　災害発生当日は，作業開始より２日目で，甲塗装会社の作業者Ⓐと作業指揮者Ⓑが Y 邸に到着した。 (2)　午前中　前日に行った建物外廻りの塗布のチェックとビニール覆いの取りはずし作業を行った。 (3)　13時　浴室内の塗布作業にとりかかった。浴室内の窓にビニールを取り付ける等の準備を行った。 (4)　13時30分頃　①　吹付けスプレーガンを使用して塗布作業を開始した。 ②　吹付けスプレーガンを使用する作業者Ⓐは，有機ガス用防毒マスクを着用していた。 ③　浴室内には，１分間あたり45㎥の換気能力を有するポータブルファンを設置し，戸外に排気するとともに，窓を覆うように取り付けたビニールにも穴をあけ開口部を設けていた。 ④　作業者Ⓐは，有機ガス用防毒マスクを着用していたにもかかわらず，有機溶剤の臭気が著しかったので，時々戸外に出て，深呼吸を行いながら作業を続行した。 (5)　15時30分頃　①　浴室内の塗装が終了した直後に，作業者Ⓐは，意識を失って浴室内に倒れてしまった。 ②　浴室の外で作業を行っていた作業指揮者Ⓑは，作業者Ⓐの倒れる音を聞きつけ，救助に入ったが，保護具を着用していなかったこともあり，作業者Ⓐと同じように意識を失って倒れてしまった。 ③異常に気づいたＹ邸の家人の通報により，作業者Ⓐ、作業指揮者Ⓑは，救急隊により救出されたが，急性有機溶剤中毒で入院した。
181	⑸　浴室の塗装作業中、有機溶剤中毒で倒れる	（赤枠を修正） ［補足説明］（管理組織図を含む。） (1)　甲塗装会社は，建築塗装業を営む会社であるが，元請会社を通してＹ邸の吹付塗装工事を請負った。工期は２日で，建物外廻りの塗装及び浴室内の塗装であった。 (2)　塗装に使用していた有機溶剤は２種類でその成分と含有量は，次のとおりであり，使用量はそれぞれ８ℓであった。 №１．トルエン　10～20% イソプロピルアルコール　５～10% キシレン　５～10% №２．トルエン　20～30% キシレン　50～60% (3)　窓の外には隣家が接近し，浴室に設置されている換気口もビニールで覆っていた。 (4)　Ⓑは職長教育は受けていたが有機溶剤作業主任者の資格はなかった。 元 請 甲 社　塗装会社 職長Ⓑ 作業指揮者Ⓑ 作業者Ⓐ ［災害現場見取図］ 換気口 塗装面（作業面） 窓 浴槽 4.2m 塗気ファン 風管	178	⑸　浴室の塗装作業中、有機溶剤中毒で倒れる	［補足説明］（管理組織図を含む。） (1)　甲塗装会社は，建築塗装業を営む会社であるが，元請会社を通してＹ邸の吹付塗装工事を請負った。工期は２日で，建物外廻りの塗装及び浴室内の塗装であった。 (2)　塗装に使用していた有機溶剤は２種類でその成分と含有量は，次のとおりであり，使用量はそれぞれ８ℓであった。 №１．トルエン　10～20% イソプロピルアルコール　５～10% キシレン　５～10% №２．トルエン　20～30% キシレン　50～60% (3)　窓の外には隣家が接近し，浴室に設置されている換気口もビニールで覆っていた。 (4)　Ⓑは職長教育は受けていたが有機溶剤作業主任者の資格はなかった。 元 請 甲 社　塗装会社 職長Ⓑ 作業指揮者Ⓑ 作業者Ⓐ ［災害現場の見取図］ 換気口 塗装面（作業面） 窓 浴槽 4.2m 塗気ファン 風管

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年 12 月 26 日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
182	⑹　宅地造成地の集水桝（暗きょ）に入り、酸素欠乏で倒れる	（赤枠を修正） 災 害 事 例 災害発生日時　令和○○年６月９日　午前９時半頃 災害発生場所　宅地造成地排水管（暗きょ）内 被災者性・年齢　男　Ⓐ 45歳　職 種　職 長　経験年数　25年 Ⓑ 51歳　土 工　20年 Ⓒ 40歳　土 工　10年 症 病 ・ 程 度　Ⓐ、Ⓒ 死亡　Ⓑ 休業１日間　酸素欠乏症 ［災害発生状況］ (1)　8時30分　① 郊外の宅地造成地で被災者たち５名は、前日からの大雨のため通常の作業を中止して、既造成地保護のための水切作業、現場の見回りなどを行っていた。 ② その際集中桝上部で水があふれているのを発見し、立管又はヒューム管に土砂が入って水の流れが悪くなっているだろうと判断した。 ③ そこで、配水管内部を点検するために、被災者３名は懐中電灯を持って1,000㎜ヒューム管排水口から集中桝（排水口から45mの位置にある）方向へ向って Ⓐ、Ⓑ、Ⓒの順に入っていった。 (2)　9時30分　① 排水口から15～20m入ったところで、Ⓒは急に目まいがしたため他の２名に「おかしいから帰ろう」と声をかけたが、あとは意識不明になって倒れてしまった。 ② 排水管の外で作業をしていた２名の連絡により、消防署員が３名を救出したが、すでにⒶとⒸは死亡しており、Ⓑだけが意識を取り戻した。	179	⑹　宅地造成地の集水桝（暗きょ）に入り、酸素欠乏で倒れる	災 害 事 例 災害発生日時　令和○○年６月９日　午前９時半頃 災害発生場所　宅地造成地排水管（暗きょ）内 被災者性・年齢　男　Ⓐ 45歳　職 種　職 長　経験年数　25年 Ⓑ 51歳　土 工　20年 Ⓒ 40歳　土 工　10年 症 病 ・ 程 度　Ⓐ、Ⓒ 死亡　Ⓑ 休業１日間　酸素欠乏症 ［災害発生状況］ (1)　8時30分　① 郊外の宅地造成地で被災者たち５名は、前日からの大雨のため通常の作業を中止して、既造成地保護のための水切作業、現場の見回りなどを行っていた。 ② その際集中桝上部で水があふれているのを発見し、立管又はヒューム管に土砂が入って水の流れが悪くなっているだろうと判断した。 ③ そこで、排水管内部を点検するために、被災者３名は懐中電灯を持って1,000㎜ヒューム管排水口から集中桝（排水口から45mの位置にある）方向へ向って Ⓐ、Ⓑ、Ⓒの順に入っていった。 (2)　9時30分　① 排水口から15～20m入ったところで、Ⓒは急に目まいがしたため他の２名に「おかしいから帰ろう」と声をかけたが、あとは意識不明になって倒れてしまった。 ② 排水管の外で作業をしていた２名の連絡により、消防署員が３名を救出したが、すでにⒶとⒸは死亡しており、Ⓑだけが意識を取り戻した。
183	⑹　宅地造成地の集水桝（暗きょ）に入り、酸素欠乏で倒れる	（赤枠を修正） ［補足説明］（管理組織図を含む。） ① 現場の地層は、第１鉄化合物の含有量の多い砂れき層で、このなかを通過した地表水は第１鉄イオンを含み、溶存酸素はほとんどない。 測定結果　排水口からおよそ15mの箇所 酸　素　10.0% 炭酸ガス　7.8% 窒　素　80.2% ② 職長Ⓐは職長教育は受けていたが、酸素欠乏等作業主任者の資格はもっていなかった。 元 請 N 社 職長Ⓐ Ⓑ Ⓒ ［災害現場見取図］ 被災者が入った排水管吐出口 （ヒューム管φ1,000mm）	180	⑹　宅地造成地の集水桝（暗きょ）に入り、酸素欠乏で倒れる	［補足説明］（管理組織図を含む。） ① 作業所の地層は、第１鉄化合物の含有量の多い砂れき層で、このなかを通過した地表水は第１鉄イオンを含み、溶存酸素はほとんどない。 測定結果　排水口からおよそ15mの箇所 酸　素　10.0% 炭酸ガス　7.8% 窒　素　80.2% ② 職長・安全衛生責任者Ⓐは教育は受けていたが、酸素欠乏等作業主任者の資格はもっていなかった。 元 請 N 社 職長・安全衛生責任者Ⓐ Ⓑ Ⓒ ［災害現場の見取図］ 被災者が入った排水管吐出口 （ヒューム管φ1,000mm）